

# 経済論集

## 第 24 号

### 論文

- 商業教育における観光ビジネスの展開事例  
— 秋田県立能代松陽高等学校の実践事例 — 川村 寿紀
- 民間主導のアフリカ経済 坂元 浩一
- 行為者後悔と良心 — B. ウィリアムズのカント主義批判について — 銭谷 秋生

### 研究ノート

- 社会法としての消費者法について  
— 消費者法の強化に向けて — (2) 道端 忠孝
- 学校教育目標の設定と変容に関する調査 その2  
— 2025年の秋田県と山形県の比較と  
秋田県の抽出校における歴史的変遷 — 浦野 弘  
伊藤 栄二  
菊地 一仁  
斉藤 孝雄

2026年 3月

ノースアジア大学  
総合研究センター 経済研究所

## 目 次

### 論文

---

- 商業教育における観光ビジネスの展開事例 — 秋田県立能代松陽高等学校の実践事例 —  
..... 川 村 寿 紀 (1)
- 民間主導のアフリカ経済 ..... 坂 元 浩 一 (29)
- 行為者後悔と良心 — B. ウィリアムズのカント主義批判について —  
..... 銭 谷 秋 生 (35)

### 研究ノート

---

- 社会法としての消費者法について — 消費者法の強化に向けて — (2)  
..... 道 端 忠 孝 (45)
- 学校教育目標の設定と変容に関する調査 その2  
— 2025年の秋田県と山形県の比較と 秋田県の抽出校における歴史的変遷 —  
..... 浦 野 弘  
伊 藤 栄 二  
菊 地 一 仁  
斉 藤 孝 雄 (59)

# 商業教育における観光ビジネスの展開事例

## － 秋田県立能代松陽高等学校の実践事例 －

川 村 寿 紀

### 【目次】

- 1、はじめに
- 2、商業科の誕生の歴史とその変遷
- 3、観光ビジネス科目の新設
- 4、能代松陽高等学校における観光ビジネス教育実践例
- 5、おわりに

#### 1. はじめに

平成30年(2018年)告示の高等学校学習指導要領(以下、「平成30年学習指導要領」と引用する。)には、商業科に科目「観光ビジネス」が新たに設けられたが、この「観光ビジネス」がなぜ高等学校商業科に配置されたか、その概要はどのようになっているかを考察し、そして能代松陽高等学校においてどのように授業を展開してきたか報告し、今後どのように展開すべきかを考えるのが本稿の目的である。

この考察のために、商業科の誕生の歴史とその変遷を垣間見た後、「観光ビジネス」についての「平成30年学習指導要領」及びその解説<sup>(1)</sup>並びに実教出版の観光ビジネスの教科書<sup>(2)</sup>及び指導用教科書<sup>(3)</sup>を考察し、その後に、能代松陽高等学校の実践事例を報告し、今後のあり方を述べたいと思う。

#### 2. 商業科の誕生の歴史とその変遷

##### (1) 1948年の高等学校設置基準

高等学校商業科が誕生したのは、1948年の高等学校設置基準に基づくもので、普通教育を主とする普通科と専門教育を主とする専門の諸学科が置かれ、商業教育は専門教育の中の職業教育に属し、同設置基準では、商業に関する学科として商業科が例示されていた<sup>(4)</sup>。産業界の要望を反映し、高等学校商業科教育の目標は、卒業後即戦力として活躍することができる実務者を育成するための完成教育であった<sup>(5)</sup>。

##### (2) 1950年の高等学校学習指導要綱商業科編(試案)

高等学校商業教育についての戦後最初の学習指導要綱である1950年の高等学校学習指導要綱商業科編(試案)は、昭和25年に示された。この学習指導要綱に示された商業科の一般目標として、「商業に関する基礎的知識・技能を習得して、経済生活を合理的に営むために役立てる。」「商業を自己の職業とする者にとって必要な、知識・技能を身に付け、商業を合理的・能率的に運営する能力を養う。」などが掲げられていた<sup>(6)</sup>。当時の卒業生の主な就職先の大半が家族経営の個人商店であったことを反映して、この学習指導要綱では実務・実践現場での基礎的な技能の習得と国民の経済生活に貢献する正しい経営態度や習慣を身に付けさせることに重点が置かれていた<sup>(7)</sup>。つまり、個人商店を家族経営する家庭の後継となる子弟を教育することに重点が置かれていた<sup>(8)</sup>。

##### (3) 1956年告示の学習指導要綱の改定

日本経済が朝鮮戦争特需期を経て高度経済成長期に入ると、高等学校商業科の卒業生の就職先は家

族経営の個人商店から企業へと変化していった<sup>(9)</sup>。そのため、1956年告示の学習指導要綱の改定では、「銀行簿記」「工業簿記」「計算実務」「商業美術」などの専門性を深めた科目が導入された<sup>(10)</sup>。このような高等学校商業科における教育の目的が主として事務系労働者の要請に変化した<sup>(11)</sup>。

#### (4) 1960年告示の学習指導要綱

1960年に池田内閣が「所得倍増計画」を発表すると、高等学校商業科卒業生に対する専門知識のレベルが上昇し、商業系科目の最低習得単位数が30単位から35単位に増加した。そのため、1960年告示の学習指導要綱には、商業科教育の目的に経営管理に関わる知識とスキルの養成が盛り込まれ、単なる事務系労働者ではなく、卒業生の将来を見据えたマネジメントに関わる能力の育成にも配慮がなされた<sup>(12)</sup>。

#### (5) 1970年告示の学習指導要綱改定

高度成長期も終焉し、1970年告示の学習指導要綱改定では、企業のコンピューター導入を反映して、「電子計算機一般」や「プログラミング」などの情報処理系の科目が追加され、これ以降、高等学校商業科の教育の大きな柱になった<sup>(13)</sup>。

#### (6) 1978年告示の学習指導要綱改定

高等学校商業科は入学者の学力低下と生徒数の減少という問題に対応し、1978年告示の学習指導要綱改定では、商業関連科目も18単位にまで半減され、「総合実践」科目の導入など、商業教育の基礎・基本に回帰し、総合的な商業活動実践能力の養成に力点が置かれるようになった<sup>(14)</sup>。

#### (7) 1989年告示の学習指導要綱改定

1989年告示の学習指導要綱改定では、商業科に「流通経済」「国際経済」などの実務に直結しない一般教育分野が導入され、「課題研究」が新設された<sup>(15)</sup>。この改革の背景には、1987年12月24日の教育課程審議会答申をもとに、商業科の目標が同告示の学習指導要綱で、「商業の意義や役割を理解させるとともに、経営活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる」とされたためである<sup>(16)</sup>。この一般教育化の目的は高等学校商業科卒業生の進路の多様性確保であったが、その目的は大学入試の難化により実現できなかった<sup>(17)</sup>。結果として、高等学校の序列の階層のなかでの高等学校商業科の位置づけが低下し、普通科高校に入学できなかった不本意入学者も増加した<sup>(18)</sup>。また、一般教育化を行ったことで、高等学校商業科卒業生の即戦力の事務労働者としてのスキルは低下し、その対策として多くの高等学校商業科では簿記検定などの検定試験対策を強化した<sup>(19)</sup>。一方で、バブル経済という人手不足の状態から高等学校商業科出身者の就職状況には大きな影響はなかった。

#### (8) 2009年告示の学習指導要綱改定

2009年告示の学習指導要綱改定では、一般教育化の流れがさらに進行している。商業関連科目から「流通」の文字が消え、商業教育の中心が「マーケティング教育」に明確に移行した<sup>(20)</sup>。この背景には、日本経済の高度化に伴って大企業が事務労働者として高等学校商業科卒業生の採用を減らしていることや、IT化によって地元企業においても定型業務を担う事務職の採用が減少したことにある<sup>(21)</sup>。しかし、マーケティングやマネジメントを重視する商業教育を高等学校商業科で行うこと自体が生徒のニーズに合っているのかという問題については議論の余地が大きい<sup>(22)</sup>。約半数が就職する高等学校商業科では、事務労働者としてスキルを強化する教育を行うことが適切であるという考えもある<sup>(23)</sup>。

### 3. 観光ビジネス科目の新設

「平成30年学習指導要領」は、科学技術の進展、グローバル化、産業構造等の変化に対応するためになされた。商業科の4分野20科目についてはほとんどが従来の科目からの整理統合又は名称変更で、本改訂で新設された科目が唯一「観光ビジネス」であり、2022年から実施された<sup>(24)</sup>。

## 【1】観光ビジネス導入の趣旨

「観光ビジネス」の科目は、「平成30年学習指導要領解説」によれば、地域の活性化を担うよう、観光ビジネスについて実践的・体験的に理解し、国内に在住する観光客及び海外からの観光客を対象とした観光ビジネスを展開するために必要な資質・能力を育成する視点から新たに設けたものであり、観光資源と観光政策、観光ビジネスとマーケティング、観光ビジネスの展開と効果などの指導項目で構成した<sup>(25)</sup>、とされる。

そもそも、この「観光ビジネス」科目が新設されたのは、「平成30年学習指導要領解説」によれば、「経済のグローバル化、ICTの進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通して、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため」の一環として、「観光に関する知識と技術を習得させ、観光の振興に取り組む態度を育成する学習の一層の充実」を図るためである<sup>(26)</sup>。

「平成30年学習指導要領」によれば、「観光ビジネス」の目標として、「商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、観光ビジネスの展開に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。(1) 観光ビジネスについて実務に即して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。(2) 観光ビジネスに関する課題を発見し、ビジネスに携わる者として科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。(3) ビジネスを適切に展開する力の向上を目指して自ら学び、観光ビジネスに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」とある。

「商業の見方・考え方」とは、「平成30年学習指導要領解説」によれば、企業活動に関する事象を、企業の社会的責任に着目して捉え、ビジネスの適切な展開と関連付けることを意味している<sup>(27)</sup>。また、「実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して」とは、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成するため、見通しをもって実験・実習などを行う中で様々な成功と失敗を体験し、その振り返りを通して自己の学びや変容を自覚し、キャリア形成を見据えて学ぶ意欲を高める、産業界関係者などとの対話、生徒同士の討論といった自らの考えを広げ深める、様々な知識、技術などを活用してビジネスに関する具体的な課題の解決策を考案するなどの学習活動を行うことを意味している<sup>(28)</sup>。さらに、「ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力」とは、単に利益だけを優先するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響などに責任をもちながら、様々な経営資源を最適に組み合わせるとともに、他者とコミュニケーションを図るなどして、生産者、消費者などをつなぎ、地域産業をはじめ経済社会が健全で持続的に発展するよう、組織の一員としての役割を果たす資質・能力を意味している<sup>(29)</sup>。

この科目「観光ビジネス」においては、ビジネスを適切に展開して企業の社会的責任を果たす視点を持ち、ビジネスの場面を想定し、観光資源の効果的な活用、マーケティング及び国内旅行と訪日観光の振興策の考案に取り組む実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、観光ビジネスの展開について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている<sup>(30)</sup>。

「観光ビジネス」の目標の(1)については、企業における事例など実際の観光ビジネスと関連付けられ、ビジネスの様々な場面で役に立つ観光ビジネスに関する知識と技術を身に付けるようにすることを意味している<sup>(31)</sup>。

「観光ビジネス」の目標の(2)については、唯一絶対の答えがないことの多い経済社会にあって、観光ビジネスをはじめとした様々な知識、技術などを活用し、観光ビジネスに関する課題を発見するとともに、企業活動が社会に及ぼす影響を踏まえ、顧客についての理解、市場の動向、観光ビジネスに関する理論、データ、成功事例や改善を要する事例など科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決する力を養うことを意味している<sup>(32)</sup>。

「観光ビジネス」の目標の(3)については、ビジネスを適切に展開する力の向上を目指して自ら観光ビジネスについて学ぶ態度及び組織の一員として自己の役割を認識して当事者としての意識をもち、他

者と信頼関係を構築して積極的に関わり、観光資源の効果的な活用、マーケティング、観光の振興策の考案と実施などに責任をもって取り組む態度を養うことを意味している<sup>(33)</sup>。

「平成30年学習指導要領」は、「観光ビジネス」の内容について、「観光ビジネス」の目標に示す資質・能力を身に付けることができるようにするために、(1) 観光とビジネス (ア. 観光とビジネスの特徴、イ. 観光ビジネスの動向)、(2) 観光資源と観光政策 (ア. 国内の観光資源、イ. 観光資源の保護と保全、ウ. 観光政策の動向)、(3) 観光ビジネスとマーケティング (ア. 観光ビジネスの主体、イ. 観光ビジネスにおけるマーケティング、ウ. 顧客の理解、エ. 顧客サービス)、(4) 観光ビジネスの展開と効果 (ア. 観光振興とまちづくりとの関係、イ. 観光に関する地域の課題、ウ. 地域の活性化) の4つの指導項目の指導をするものとする。

これは、この4つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している<sup>(34)</sup>。

また、「観光ビジネス」の内容を取り扱う際の配慮事項として、「平成30年学習指導要領」には、「観光ビジネスの動向・課題を捉える学習活動及び観光ビジネスに関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を通して、企業で行われている観光ビジネスについて理解を深めることができるようにすること。」が示されており、したがって、新聞、放送、インターネットなどを活用して情報を入手し、観光ビジネスの動向・課題について観光ビジネスを担う当事者の視点をもって捉える学習活動及び観光ビジネスに関する具体的な事例を取り上げ、ケーススタディやディベートなどにより、ビジネスに関わる様々な立場に立って、妥当性と課題などの視点から、市場の動向や観光ビジネスに関する理論などと関連付けて分析し、考察や討論を行う学習活動を取り入れることが大切である、とされる<sup>(35)</sup>。

そしてまた、「観光ビジネス」の内容を取り扱う際の配慮事項として、「平成30年学習指導要領」には、「観光ビジネスに関する理論を実験などにより確認する学習活動及び観光ビジネスに関する具体的な課題を設定し、科学的な根拠に基づいて観光の振興策を考案して提案などを行う学習活動を通して、観光ビジネスに適切に取り組むことができるようにすること。」が示されており、したがって、観光ビジネスに関する理論について実験などにより確認する学習活動及び観光ビジネスに関する具体的な課題を設定し、市場の動向、観光ビジネスに関する理論、データ、具体的な事例などに基づいて、観光の振興策を考案して地域や産業界等に提案し、意見や助言などを踏まえて改善を図る学習活動を取り入れることが大切である、とされる<sup>(36)</sup>。

この「平成30年学習指導要領」においては、「観光ビジネス」では、①地域や産業界と連携し、問題解決力を育成する取り組み、②産業界の育成だけでなく、大学との接続教育を視野に入れた取り組み、③観光のみならず各職業分野における課題を創造的に解決していく力を育むための取組、④過程を重視した課題解決学習によって探究的要素を深める取組の4つの取組が求められており、その点からすれば、観光ビジネス科目導入の趣旨は必ずしも卒業後観光業に就職する即戦力人材を育成する完成教育ではなく、むしろ観光ビジネスという題材を通して地域の課題を発見し、解決していく能力を高める一般教育であることが読み取れる<sup>(37)</sup>。卒業後観光業に就職する即戦力人材を育成する完成教育を目指すのであれば、教育内容としては不十分であることは明らかである。大学の観光学部等の開講科目等を見ても、そのことは明白である。例えば、立教大学観光学部観光学科専門科目としては、観光学概論、観光史、観光事業論、観光経済学、観光経営学、観光行動論、観光地経営論、観光政策・行政論、観光計画論、観光施設論、観光心理学、ホテル経営論、旅行産業論、風土と観光、観光感性論、国際観光政策論、ホテル運営論、外食産業論、観光交通論(鉄道等)、観光交通論(国際航空)、旅行産業演習、宿泊産業演習、エコツーリズム論、都市観光論、市民参加とまちづくり、サービス・マネジメント、宿泊産業論、ホテルアセットマネジメント論、コンベンション産業論、都市型エンターテイメント論、環境・景観論、観光関連法、旅行情報システム、旅行業経営実務、農村観光論、ヘリテージと観光、レジャー論、観光デザイン論、観光ビジネスプロジェクト、観光リスクマネジメント、フィールドワーク論、宿泊ビジネスプロジェクト、Introduction

to Tourism 1、Introduction to Tourism 2、Tourism Study 1 (Business)、Tourism Study 2 (Society)、Tourism Study 3 (Destination)、Tourism Study 4 (Culture)、Current Trends in Tourism 1、Current Trends in Tourism 2、観光特論 (TSE)、観光インターンシップ、長期海外インターンシップ、経団連インターンシップ、観光ビジネス概論、交通産業特論、観光IT戦略論などが開講されている<sup>(38)</sup>。

むしろ、観光ビジネスという題材を通して地域の課題を発見し、解決していく能力を高める一般教育を目指すことで、卒業後に観光業界を目指す生徒や、大学の観光学部等に進んで観光業をより深く勉強し、研究して行くこともできるようにすることが重要と理解される。

## 【2】観光ビジネスの指導項目

### (1)〔指導項目〕観光とビジネス

#### (a) 高等学校学習指導要領の内容

「平成30年学習指導要領」の〔指導項目〕(1)の観光とビジネスには、アの観光ビジネスの特徴とイの観光ビジネスの動向があげられ、その内容の範囲や程度について、イについては、観光に関する消費行動の変化による観光の多様化などについて扱うことが示されている。

「平成30年学習指導要領解説」によれば、(1)の観光とビジネスには、「ここでは、科目の目標を踏まえ、観光とビジネスとの関係及び観光ビジネスに関する知識などを基盤として、観光ビジネスの意義と課題について自らの考えをもつとともに、観光ビジネスの展開についての意識と意欲を高め、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。①観光とビジネスとの関係及び観光ビジネスの概要について理解すること。②観光ビジネスの意義と課題について、日本における経済の発展と関連付けて見いだすこと。③観光とビジネスとの関係及び観光ビジネスについて自ら学び、経済や消費者の動向などを踏まえ、観光ビジネスに主体的かつ協働的に取り組むこと。」とある<sup>(39)</sup>。

アの「観光ビジネスの特徴」については、「ここでは、観光ビジネスの中心となる産業がサービス産業であり、サービス自体の無形性、生産と消費の同時性、消滅性、季節による需要量の変動が大きいこと、供給量の調整が困難であることなどの特徴をもつことについて扱う。」とあり、イの「観光ビジネスの動向」には、「ここでは、観光に関する消費行動の変化による観光の多様化及び訪日旅行、海外旅行、国内旅行、宿泊旅行、日帰り旅行など国内の身近な地域をはじめ日本における観光ビジネスの動向について扱う。」とある<sup>(40)</sup>。

#### (b) 実教観光ビジネスの内容

この〔指導項目〕(1)の観光とビジネスは、『実教観光ビジネス』では、第1章第1節観光ビジネスの担い手と特徴、第2節観光ビジネスの動向及び第3章観光ビジネスのマーケティング第1節観光ビジネスの顧客に置かれている<sup>(41)</sup>。

『実教観光ビジネス』第1章第1節観光ビジネスの担い手と特徴では、まずは、観光ビジネスの担い手について、企業をはじめ、国、地方自治体、地域住民など、地域に関わるすべての関係者(ステークホルダー)であるとし、観光ビジネスの特徴として、①主にサービスを提供すること、②需要量の変化が大きいこと、③供給量の調整が困難であることが記載され<sup>(42)</sup>、『実教指導用観光ビジネス』には、「観光ビジネス」とはどのようなものかを理解させる<sup>(43)</sup>とあるが、「観光ビジネス」については、むしろ、観光は地域経済に直接的な収益をもたらし、雇用の創出や地域資源の活用を通じて経済波及効果を生み出す点を指摘して展開すべきものと思う。観光は直接的には旅客運送業やホテル・旅館業、農家民宿や漁家民宿、お土産屋さんやお食事処などに利益をもたらすが、間接的には農産物や魚介類を提供する農家や漁師、さらには製造業や観光施設の新築・整備を行う建設業のほか、観光業で働く人の所得が増加し、その所得による消費が地域経済に波及するのであり<sup>(44)</sup>、そういう点では、観光振興は地域経済を支える種々の事業者及び関係者に利益をもたらすことになることを明らかにすべ

きであると思う。

『実教観光ビジネス』第2節観光ビジネスの動向では、日本の観光ビジネスの動向として、①訪日外国人観光客、②出国日本人観光客数の推移、③世界の観光立国、④日本の観光消費額とその内訳を記載し、訪日外国人観光客増加の要因として、①観光資源への認知と関心の高まり、②世界規模のイベントの開催、③多言語対応や設備の充実、④多様な食習慣への理解を記載し、訪日外国人観光客減少の要因として、①自然災害の発生、②疾病や感染症の流行、③世界経済の変動、④国際関係による影響を記載している<sup>(45)</sup>。『実教指導用観光ビジネス』には、日本の観光ビジネスの動向では、日本の観光ビジネスの規模や動向をグラフなどから理解させ、国の取組により訪日外国人観光客数が2015年から2019年にかけて急増したことを理解させ、海外へ出国した人数が2019年に2,000万人を突破したことを理解させるとある<sup>(46)</sup>が、むしろ、インバウンド観光客数がアウトバンド観光客数を大きく上回った点を理解させるべきである。また、なぜ諸外国が外国人観光客を取り込む観光立国に取り組むかについては、工場を建設し原材料を輸入し商品化し輸出することなく外貨が得られるという観光の経済効果を明確に明らかにすべきものと思う<sup>(47)</sup>。

『実教観光ビジネス』第3節観光ビジネスのマーケティング第1節観光ビジネスの顧客では、観光客の概念として、①観光客の定義、②様々な観光統計と目的を、観光客の種類として、①日帰り客と宿泊客、②インバウンドとアウトバンド、③個人旅行客と団体旅行客を、観光客の行動として、①観光客の行動パターン、②観光客の行動パターンとツアールート形成を記載し、訪日外国人観光客の消費と行動として、①訪日外国人観光客の国・地域別の内訳、②訪日外国人観光客の訪問先、③訪日外国人観光客の観光消費の概要、④国・地域別の消費の傾向を、体験型観光へのシフトと消費行動の傾向として、①外国人観光客の体験型観光へのシフト、②体験型観光への期待、③地域別の体験型観光の傾向を記載している<sup>(48)</sup>。

イントロダクションには、「なぜ観光ビジネスを学ぶのか」がおかれ、1.地域の魅力を活かす観光ビジネス、2.地域の課題を解決する観光ビジネス、3.この教科書で学ぶことが配置され<sup>(49)</sup>、『実教指導用観光ビジネス』には、自分が住んでいる地域の魅力を発見させ、地域を活性化させるのが観光ビジネスの取組の一つであることを理解させ、人口減少・高齢化・都市部への人口集中中等地域の課題を認識させ、新たな社会の在り方が求められていることを理解させる、とある<sup>(50)</sup>。

むしろ、「なぜ観光ビジネスを学ぶのか」では、観光産業の市場規模は2035年末までに90億米ドルに達し、観光は「世界最大の産業」であり、わが国では、観光産業は自動車・電子部品産業に匹敵する「巨大輸出産業」である<sup>(51)</sup>とともに、観光には、国際親善効果、レクリエーション効果、文化的・教育的効果に加え、経済的効果が、国際観光による外貨の獲得は国際収支の改善に大きな役割を果たす点を指摘すべきであると思う。工場を作り原材料を輸入し製品化し輸出して外貨を得る必要はなく、外国人観光客に来てもらうだけで外貨を得ることができる。見えざる輸出である<sup>(52)</sup>。観光客の消費は、一時的には運送事業や宿泊事業の経済活動を促進し、二次的には、建設・土建業、農業・漁業など種々の関連事業に波及して行く。ホテルの建設、交通機関の整備、商業施設の新設など、観光需要に起因する投資活動が活発化し、雇用の機会を増大させ、新たな購買力を生み出し、その購買力の増大は需要を拡大し、いわゆる相乗効果を生じ、直接・間接に税収も増える。観光地における観光客の消費活動はその観光地の地域経済を活性化させ、地域の雇用を増大させ、地方税を増大させる経済的波及効果がある<sup>(53)</sup>。このような観光振興に伴う経済的波及効果により、交通事業、ホテル・旅館や飲食店・土産品店のみならず、建設・土建業、農業・漁業の活性化にもつながるゆえに、観光ビジネスは、国のみならず、地方の発展に大きく寄与する。以上の点をしっかりと理解させるべきであると思う。

## (2) [指導項目]「観光資源と観光政策」

### (a) 高等学校学習指導要領の内容

「平成30年学習指導要領」の〔指導項目〕の(2)の「観光資源と観光政策」には、アの国内の観光資源、イの観光資源の保護と保全、ウの観光政策の動向があげられ、その内容の範囲や程度について、「ウについては、観光振興の組織についても扱うこと。」が示されている。

「平成30年学習指導要領解説」によれば、(2)の観光資源と観光政策は、「ここでは、科目の目標を踏まえ、国内の観光資源、観光資源の保護と保全など観光資源と観光政策に関する知識などを基盤として、消費者の動向、観光資源の活用や観光政策に関する具体的な事例など科学的な根拠に基づいて、観光資源の効果的な活用について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。①観光資源と観光政策について企業などにおける事例と関連付けて理解すること。②観光資源の活用に関する課題を発見し、それを踏まえ、科学的な根拠に基づいて、観光資源の活用に関する計画を立案して実施し、評価・改善すること。③観光資源と観光政策について自ら学び、経済や消費者の動向などを踏まえ、観光資源の効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。」とある<sup>(54)</sup>。

アの国内の観光資源には、ここでは、自然、景勝地、歴史遺産、伝統工芸、郷土料理、風習、美術館・博物館、伝統行事など国内の身近な地域をはじめ日本に存在する主要な観光資源について、産業、気候、歴史、文化などと関連付けて扱う。また、観光資源を観光対象とするための方策について扱う、とあり、イの観光資源の保護と保全には、ここでは、観光資源の保護と保全の重要性及び観光が地域社会に与える影響について扱い、具体的な事例と関連付けて分析し、考察する学習活動を取り入れるとともに、また、持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）の考え方について扱う。さらに、観光資源の保護と保全に関する行政の取組及び企業などによる観光資源の保護と保全活動について扱う、とあり、ウの観光政策の動向には、ここでは、国内の身近な地域をはじめ日本における観光政策の動向について扱うとともに、また、観光協会、観光地域におけるマーケティングやマネジメントなどによりまちづくりを行う組織など観光振興の組織について扱う、とある<sup>(55)</sup>。

#### (b) 『実教観光ビジネス』の内容

この〔指導項目〕(2)の観光資源と観光政策は、実教観光ビジネスでは、アの国内の観光資源については、第4章第1節観光資源とは何か、イの観光資源の保護と保全については、第3章第2節観光ビジネスにおけるマーケティングの意義及び第4章第2節観光資源の保護と保全に、ウの観光政策の動向については、第1章観光ビジネスの概要第3節日本の観光政策、第4章観光資源の発見と活用第2節観光資源の保護と保全、第5章地方自治体の観光政策第1節地方自治体の観光政策の概要及び第2節地方自治体の観光政策の実施内容におかれている<sup>(56)</sup>。

アの国内の観光資源について

これについては、第4章観光資源の発見と活用第1節観光資源とは何かにおいて、①観光資源の概要（観光資源の分類、観光資源の保護や保全の意義、観光資源のマネジメント（物理的・情動的・精神的アクセス）、②観光資源のひろがり（アクティビティ、アート、インフラ施設、各種コンテンツのロケ地）を記載し、ビジュアル特集で、自然資源と人文資源を掲載している<sup>(57)</sup>。

イの観光資源の保護と保全について

これについては、第3章観光ビジネスのマーケティング第2節観光ビジネスにおけるマーケティングの意義では、マーケティングとは「売れる仕組み」をつくることとし、①観光マーケティングの目的と意義（観光マーケティングの重要性、持続可能な観光を目指して）、②デスティネーション・マーケティング（デスティネーションの商品としての特性と価値、デスティネーション・マーケティングで考えるべき2つの視点）を記載している<sup>(58)</sup>。また、第4章観光資源の発見と活用第2節観光資源の保護と保全では、①観光資源の保護と保全の意義（観光資源の保護、観光資源の保全）、②保護や保全の方法（自然公園法による保護と保全（国立公園、国定公園、都道府県立公園）、文化財保護法

による保護と保全（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）が記載されている<sup>(59)</sup>。

ウの観光政策の動向について

これについては、第1章観光ビジネスの概要第3節日本の観光政策では、①日本の観光政策の概要（国の観光政策の目的、国の観光政策の主な取り組み）、②日本の観光立国へのあゆみ（訪日外国人誘致のための取り組み、観光立国推進基本法と基本計画、観光庁の発足、観光地経営への取り組み）が記載されている<sup>(60)</sup>。観光立国について、観光立国とは、「観光客が消費する金を国の経済を支える基盤の一つとすること」と定義している<sup>(61)</sup>が、その理由を明確にすべきである。前述のように、観光は世界最大の成長産業であること、観光産業は「目に見えぬ輸出産業」であること（工場の建設・原材料の輸入・製品の製造販売・輸出をせずに外貨を獲得できること）、少子高齢化対策になること、地域経済の活性化に役立つこと、雇用の拡大が期待できることなど<sup>(62)</sup>を強調すべきであると思う。

第4章観光資源の発見と活用第2節観光資源の保護と保全については、前述した。

第5章地方自治体の観光政策第1節地方自治体の観光政策の概要では、①観光基本計画の策定、②地方自治体の観光政策の効果（民間事業者への効果、地域住民への効果）、③地方自治体の観光主管部署の概要、④観光主管部署と連携する組織（観光協会、DMO）を記載し<sup>(63)</sup>、第2節地方自治体の観光政策の実施内容では、①観光情報の発信・提供（各種メディアを通じた発信、企業への情報提供、観光キャンペーンの開催、アンテナショップの運営、観光大使の任命）、②イベントや国際会議の活用、③観光資源の市場化（観光資源の見直し、掘り起こし、磨き上げ、広域連携による観光の推進）、④観光資源の管理、⑤観光客を受け入れる環境整備（観光案内所、観光案内標識類の設置や多言語化、MaaSの推進、人材育成）、⑥観光に関する調査の実施と観光統計の作成）が記載されている<sup>(64)</sup>。

### (3)〔指導項目〕観光ビジネスとマーケティング

#### (a) 高等学校学習指導要領の内容

「平成30年学習指導要領」の〔指導項目〕の(3)の観光ビジネスとマーケティングには、アの観光ビジネスの主体、イの観光ビジネスにおけるマーケティングの特徴、ウの顧客の理解、エの顧客サービスがあげられ、その内容の範囲や程度について、アについては、観光ビジネスの各主体に関して、役割や業務などの概要及び関連する法規の概要について扱い、エについては、観光ビジネスにおけるホスピタリティの概念と重要性、観光ビジネスにおける接客方法と接客マナーなどについて扱うとともに、また、緊急時の対応体制の構築など安全管理についても扱うことが示されている。

「平成30年学習指導要領解説」によれば、(3)の観光ビジネスとマーケティングは、「ここでは、科目の目標を踏まえ、観光ビジネスの主体など観光ビジネスにおけるマーケティングに関する知識、技術などを基盤として、消費者の動向、観光ビジネスにおけるマーケティングに関する具体的な事例など科学的な根拠に基づいて、観光ビジネスにおけるマーケティングについて、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。①観光ビジネスにおけるマーケティングについて企業における事例と関連付けて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。②観光ビジネスにおけるマーケティングに関する課題を発見し、それを踏まえ、科学的な根拠に基づいて、観光ビジネスにおけるマーケティング計画を立案して実施し、評価・改善すること。③観光ビジネスにおけるマーケティングについて自ら学び、経済や消費者の動向などを踏まえ、マーケティングに主体的かつ協働的に取り組むこと。」とある<sup>(65)</sup>。

アの観光ビジネスの主体には、ここでは、宿泊業、飲食業、旅客輸送業、旅行業など観光ビジネスの各主体に関して、役割や業務などの概要及び関連する法規の概要について扱う、とある。イの観光ビジネスにおけるマーケティングの特徴には、ここでは、観光情報の発信、観光キャンペーンの実施、対象となる顧客や顧客の居住地などを踏まえたプロモーションなど実際の観光ビジネスにおける

マーケティングの特徴について扱い、具体的な事例を用いて分析し、考察する学習活動を取り入れる、とある。ウの顧客の理解には、ここでは、地域や年代による味覚や嗜好の違い、ライフスタイルによる旅行目的の傾向など観光ビジネスにおける顧客の特性について扱う。また、国内の身近な地域をはじめ日本を訪れる観光客の多い国などに関しての文化と習慣について扱い、日本との違いを考察する学習活動を取り入れる、とある。エの顧客サービスには、ここでは、観光ビジネスにおけるホスピタリティの概念と重要性について扱い、具体的な事例と関連付けて分析し、考察する学習活動を取り入れる。また、観光ビジネスにおける接客方法と接客マナーについて扱い、ビジネスの場面を想定した学習活動を取り入れる。さらに、施設のバリアフリー化などの受入れ体制の構築、受入れ体制に関する情報の提供などユニバーサルツーリズムを踏まえて顧客サービスを行うことの重要性及び緊急時の対応体制の構築など安全管理について扱う、とある<sup>(66)</sup>。

#### (b) 実教観光ビジネスの内容

この〔指導項目〕(3)の観光ビジネスとマーケティングは、実教観光ビジネスでは、アの観光ビジネスの主体では、第2章観光ビジネスの主な産業第1節～第5節において旅行業、宿泊業、旅客輸送業、娯楽業、その他の産業を取り上げ、イの観光ビジネスにおけるマーケティングの特徴では、第3章観光ビジネスのマーケティング第2節観光ビジネスにおけるマーケティングの意義及び第3節観光ビジネスのマーケティング戦略を、ウの顧客の理解では、観光ビジネスのマーケティング第1節観光ビジネスの顧客を、エの顧客サービスでは、前掲の第2章観光ビジネスの主な産業第1節～第5節において旅行業、宿泊業、旅客輸送業、娯楽業、その他の産業を挙げている<sup>(67)</sup>。

旅行業、宿泊業、旅客輸送業、娯楽業については、詳細な重要ポイントが記載されているが、その他の産業では、博物館（歴史博物館、科学博物館、美術館、動物園、水族館）、飲食業、土産物店が記載されているにとどまり、農家民宿とか漁家民宿などのほか、その他の企業も観光ビジネスを実践し、あるいは間接的にかかわることが多いゆえ、この点にも触れる必要があると思われる。観光はすそ野の広い経済波及効果をもたらし、種々の企業に経済効果をもたらすからである<sup>(68)</sup>。

#### (4)〔指導項目〕観光ビジネスの展開と効果

##### (a) 高等学校学習指導要領の内容

「平成30年学習指導要領」の〔指導項目〕の(4)の観光ビジネスの展開と効果には、アの観光振興とまちづくりとの関係、イの観光に関する地域の課題、ウの地域の活性化があげられ、その内容の範囲や程度について、アについては、観光の振興と地域社会におけるまちづくりとが連携することの意義及び観光需要や観光目的に対応したまちづくりについて扱うことが示されている。

「平成30年学習指導要領解説」によれば、(4)の観光ビジネスの展開と効果は、「ここでは、科目の目標を踏まえ、観光振興とまちづくりとの関係など観光ビジネスの展開と効果に関する知識などを基盤として、消費者の動向、観光による地域の活性化に関する具体的な事例など科学的な根拠に基づいて、地域活性化に向けた観光ビジネスの展開について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。①観光による地域の活性化について企業における事例と関連付けて理解すること。②観光による地域の活性化に関する課題を発見し、それを踏まえ、科学的な根拠に基づいて、観光による地域の活性化に関する計画を立案して実施し、評価・改善すること。③観光による地域活性化について自ら学び、経済や消費者の動向などを踏まえ、観光ビジネスに主体的かつ協働的に取り組むこと。」とある<sup>(69)</sup>。

アの観光振興とまちづくりとの関係には、「ここでは、観光の振興と地域社会におけるまちづくりとの関係及び連携することの意義について扱い、成果と課題について、具体的な事例を用いて分析し、考察する学習活動を取り入れる。また、エコツーリズム、グリーンツーリズム、フードツーリズムなどの観光需要や観光目的に対応したまちづくりについて扱い、地域社会が観光客を受け入れるための取組な

ど具体的な事例と関連付けて分析し、考察する学習活動を取り入れる、とある。イの観光に関する地域の課題には、ここでは、観光市場における国内の身近な地域の現状について扱い、調査と分析を行う学習活動及び観光に関する地域の課題の具体的な事例を用いて分析し、考察する学習活動を取り入れる、とある。ウの地域の活性化には、ここでは、観光ビジネスが産業の振興、雇用と税収の増加、社会基盤の整備など経済的、社会的な効果をもたらすことについて扱い、観光ビジネスに関するこれまでの学習内容を踏まえて、国内の身近な地域に存在する観光資源についての認知度や来訪者などの調査、観光資源となりうる資源を見いだす学習活動及び観光ツアーなどの観光商品の企画、既存の観光商品のブランド力の向上、観光振興を目指したイベントの企画とマネジメント、観光に関する情報の発信など観光の振興策を考案して地域や産業界等に提案し、改善を図る学習活動を取り入れる。」とある<sup>(70)</sup>。

#### (b) 実教観光ビジネスの内容

この〔指導項目〕(4)の観光ビジネスの展開と効果は、『実教観光ビジネス』では、第1章観光ビジネスの概要第4節観光ビジネスと地域、第6章観光ビジネスと観光まちづくり第1節観光まちづくりとは何か及び第2節観光まちづくりと地域活性化のプロセスにおいて、ア.観光振興とまちづくりとの関係、イ.観光に関する地域の課題、ウ.地域の活性化が扱われている<sup>(71)</sup>。

第1章観光ビジネスの概要第4節観光ビジネスと地域では、①地域の現状（日本の市町村数の減少、人口の偏り、高齢化、事業継承の困難）、②地域活性化と観光ビジネス（地域活性化における観光ビジネスの意義、地域活性化における観光ビジネスの効果、観光ビジネスによる地域の活性化の取り組み（地域の魅力の再発見、名産品・特産品の活用、地域のご当地グルメの活用、地域のプロモーションを担うキャラクターの活用、地域の新たな魅力を生み出す、フィルムツーリズムの活用）が記載されている<sup>(72)</sup>。

また、第6章観光ビジネスと観光まちづくり第1節観光まちづくりとは何かでは、①観光まちづくりの概要（観光まちづくりと観光ビジネス、観光まちづくりの効果）、②観光まちづくりと地域資源（地域資源と観光資源、地域資源を観光資源にする方法）、地域資源とは、人々の生活から生まれる地域資源、③「持続的な観光まちづくりのために」が記載され、第2節観光まちづくりと地域活性化のプロセスでは、①地域の現状を知る（統計資料を用いて調べる、観光ビッグデータを用いて調べる、地域の観光資源を調べる、地域資源や観光まちづくりの課題を調査する）、②観光振興策を立案する（地域の将来像を考える、地域の将来像の実現方法を考える、観光商品を企画する）が記載されている<sup>(73)</sup>。

しかし、基本は、国の観光振興策ないしは政策、都道府県及び市区町村の観光振興策ないしは政策を調べ、各観光協会などの観光関連部署等の観光振興策ないしは政策を調べ、インタビュー調査などをするのが基本となろう<sup>(74)</sup>。

#### 4. 能代松陽高等学校における観光ビジネス教育実践例

能代松陽高等学校においても、新学習指導要領で、商業科の科目に「観光ビジネス」が導入され、教員間において「観光の何を教えるのか」「観光をどのように教えるのか」「授業評価はどのように行うのか」など様々な議論が行われている。

まずは、観光教育とは何かについて押さえておきたい。観光庁によれば、「観光教育とは、「初等中等教育段階の子どもだが、日本各地の魅力的な観光資源や今後さらに増加する観光需要等について理解し、自ら地域の魅力を発信し課題解決に寄与する力を育む教育」と定義している<sup>(75)</sup>。観光が社会生活の中で大切なものであり、それを促進する人材育成は不可欠であり、観光の発展を支える人材育成を目的に教育を行うことは、生徒がいずれ直面する進路・職業選択につながることになる。観光はすそ野の広い経済的波及効果を持ち、種々の企業に利益をもたらす、地域社会の活性化につながるまちづくりとの関係を考えると、観光の発展とそれに関わることを学ぶことは、社会生活を送るに当たってとても重要である。

また、観光教育は、商業高校等における専門教育だけでなく、高校の地理歴史・公民科や総合的な探究の時間での取組にもかかわる。観光を学習題材として扱い、人間教育を行う「教育観光」の側面と、観光客またはその受け入れを行う地域社会（住民）の立場から観光への理解を深める「観光の基礎知識」の側面が求められる。それに伴い、地域の観光人材の育成に寄与し得る高校の「観光の実務教育」は、地域観光の発展と専門人材育成に接続する教育に位置づけられることになる。

秋田県の取組としては、秋田県高等学校教育研究会商業部会が主催するビジネスプランコンテストがあり、目的を「秋田県の産業や観光に関わるビジネスプランを提案することを通して、地域の魅力を県内全体に広めるとともに、地域の課題解決等に果敢にチャレンジしていく起業家精神を持ち合わせた人材の育成を図る機会をつくる」としている。ツアープラン部門では、①産業観光ツアープラン、②自然観光ツアープラン、③観光まちづくりプラン、④修学旅行プラン、⑤地域活性化イベントプランなど観光を主とした内容で、創造性、実現性、デザイン性を審査基準としている。

### (1) 実教観光ビジネスの実習例

『実教観光ビジネス』の実習例では、次の6つのステップを例示して、身近な地域における観光振興策の企画を進めている<sup>(76)</sup>。ステップ①：地域の現状を調べよう。ステップ②：地域の強みや課題を調べよう。ステップ③：観光まちづくりによる地域の将来像を考えよう。ステップ④：観光まちづくりによる地域の将来像を提案しよう。ステップ⑤：観光振興策を立案しよう。ステップ⑥：観光振興策を提案しよう。

これらのステップには、次の2つのステップを加えることができよう。ステップ⑦：観光振興策の実践と、ステップ⑧：観光振興策の実践の検証及び課題の検討である。

### (2) 能代松陽高校における実践上のポイント

能代松陽高校では、次の点を観光ビジネス実践の前に押さえておきたいポイントとした。㉗地域の観光資源調査、㉘地元の歴史、文化、自然、特産品などを調べること、㉙現地取材やインタビューを行い、観光資源の魅力を発掘すること、㉚ツアーやイベントの企画・運営、㉛自分たちで観光ツアーや地域イベント（マルシェ、スタンプラリーなど）を企画、㉜実際に告知、集客、運営まで行うこと、㉝商品開発、㉞地元の特産品を活かしたお土産商品を開発すること、㉟パッケージデザインやマーケティング方法も考えること、㊱広報活動（PR）、㊲SNS、ポスター、チラシなどを活用して観光地やイベントを宣伝、㊳インバウンド（外国人観光客向け）のPRにも挑戦すること、㊴模擬店舗経営、㊵文化祭などで観光案内所や土産物店を模擬運営、㊶接客、売上管理、フィードバックまで体験すること、㊷地域連携プロジェクト、㊸地元自治体、観光協会、商工会議所などと連携して本格的な活動をする事、㊹実際の観光プロモーションに関わる事、㊺検証及び課題の検討をすることである。

これらを通して、企画力、プレゼン力、チームワーク、経営感覚、地域愛を育てることが目標になることをおさえようとした。

上記のポイントを整理すると、ステップ①には、ポイント㉗㉘、ステップ②には㉙、ステップ③④にはポイント㉚、ステップ⑤～⑦には㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷、ステップ⑦⑧には㊸、ステップ⑧には㊹が属することになるうか。

(3) 観光ビジネスの実践例



CONTENTS

- 【1】 秋田県の観光の現状について
- 【2】 能代市の観光の現状について
- 【3】 企画の準備とそのポイント
  - ＜1＞ 出前講座「能代市の観光について」
  - ＜2＞ 「木の学校」による組子細工の体験
  - ＜3＞ 企画の方向性のポイント
- 【4】 企画・立案・実践
  - (a) 松陽生のチャレンジ
    - ＜1＞ ポルトガル船籍のクルーズ船「ヘリテージ・アドベンチャラー」の歓迎セレモニーへの参加
    - ＜2＞ 高校生が案内人となる「日本文化体験ミニツアー」の試行
  - (b) 事後学習
    - ＜1＞ 旧金勇のきもの体験
    - ＜2＞ ALT による実践的な英会話
- 【5】 検証
  - ＜1＞ アンケート結果
  - ＜2＞ 検証のポイント
- 【6】 課題
  - ＜1＞ 課題のポイント
  - ＜2＞ 秋田県能代市及び周辺の観光ビジネスの展望

【1】 秋田県の観光の現状について

秋田県は南北 181km、東西 111km に及び、面積は 11,637.52km<sup>2</sup>で全国 6 位であり、西は日本海に面し、男鹿国定公園があり、北の県境には世界自然遺産に登録された白神山地区が、南の県境には東北第二の

高峰である鳥海山がそびえ、鳥海国定公園及び栗駒国定公園がある。また、東の県境には奥羽山脈が縦走し、十和田八幡平国立公園があり、八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山の諸火山のほか、田沢湖、十和田湖の両カルデラ湖や数多くの温泉が存在する。さらに、地質学的な価値が認められ、「八峰白神」「男鹿半島・大湯」「鳥海山・飛鳥」「ゆざわ」の4地区が日本ジオパークに登録されるなど、豊かな自然は、本県の大きな財産となっている<sup>(77)</sup>。

秋田県観光ビジョンでは、概ね10年後の「目指す姿」を実現するためには、今後、取り組むべき施策を明らかにし、それを計画的に推進していく必要があるとし、この「ビジョン」においては、時代の大変革期であることを念頭に、これからの4年間で重点的に取り組むべき5つの施策を「重点施策」とし、それらを進める上での方向性と取組方針を掲げ、具体的な取組を実施していくものとする。

1. 自立した稼ぐ観光エリアの形成、2. ターゲットの的確な把握と効果的な誘客プロモーションの展開、3. 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進、4. 旅行者の多様なニーズに応じた受入態勢の整備、5. 戦略的なインバウンド誘客の推進、の5つの重点施策である。更に、それぞれの施策・事業が相乗効果を十分に発揮し、大きな成果を生み出すよう、「観光産業の生産性向上」、「デジタル技術の効果的な活用」、「旅行者の多様なニーズへの対応」の3つを横断的視点に位置づけ、『訪れる人のこころと地域を潤す持続可能な観光をめざして～何度でも訪れたいくなるあきたの創出～』を推進するものとしている。

また、秋田県観光ビジョンでは、能代市を含む『山本地域のプロジェクト』として、その目指す姿を『世界自然遺産「白神山地」に代表される“本物の大自然”と“人”にやさしいサステナブルな観光地域づくり』とする。『地域の位置づけ』として、『プロジェクトのねらいとして、①世界自然遺産「白神山地」を活用した地域ブランドの確立による誘客の促進、②白神山地の保全に寄与しながら、観光客の満足度を向上させる受入体制の整備、③大自然を満喫できる多様な体験メニューの提供と、旅行者と地元住民との交流を核とした誘客の推進の3つを挙げ、『プロジェクトの内容』として、①自然保護と観光振興の両立に向けた白神が有する価値の地元理解促進と地域ブランドの確立、②環境と人にやさしい受け入れ態勢の充実（⑦地域認証制度の創設によるエコフレンドリー（自然に優しい）な取り組みの推進、④エコカーのレンタル・送迎拠点整備、⑧初心者でも手軽に自然体験アクティビティを楽しめるグッズレンタルの整備）、③「本物の大自然」と「地元住民との交流」を核とした誘客の拡大（⑦あこがれの場所「白神」で楽しむ多様な体験メニューづくり、④風土・暮らしの観光コンテンツ化、⑨DMOなどとの連携によるプロモーション）を定めている<sup>(78)</sup>。

## 【2】能代市の観光の現状について

能代松陽高校のある能代市は、①能代市街地エリア、②桧山・鶴形エリア、③二ツ井エリアがあり、①能代市街地エリアには、サイエンスパーク・能代市子ども館、井坂記念館、能代バスケミュージアム、旧料亭金勇、サン・ウッド能代、はまなす展望台、風の松原、能代エナジウムパーク、能代市技術開発センター・木の学校、秋田犬専門犬舎能代幸寿荘、JAXA 能代ロケット実験場、ねぎっこ村、能代観光協会などがあり、②桧山・鶴形エリアには、多宝院、檜山安東城館跡、みょうが館などがあり、③二ツ井エリアには、きみまち飯県立自然公園、道の駅ふたつ、天神工房、桜づつみ公園、二ツ井町観光協会などがある<sup>(79)</sup>。

『能代旅』には、「のしろ」で楽しみたい11のことが載っており、いいこと①は“かましメシ”を食すが挙げられ、“かましメシ”は秋田白神エリアの地場産食材を混ぜ合わせ、さらに味を変化させて楽しんでいただくスタイルのご当地グルメであり、いいこと②は地酒に酔いしれるで、トンネル地下貯蔵庫が紹介され、いいこと③は天空の不夜城に圧倒されて、いいこと④は恋文の里を訪れるで、いいこと⑤は国登録有形文化財旧料亭金勇に魅了されるであり、いいこと⑥は木都能代の歴史に触れるで、いいこと⑦は秋田犬をめぐるで、いいこと⑧はここにしかない体験をするで、米代川カヌー体験、オリジナル木工製作、風の松原でマレットゴルフ、冬の野山かんじき体験を紹介し、いいこと⑨

はディープな寄り道をするので、サイエンスパーク・能代市子ども館、能代バスケミュージアム、能代エナジウムパーク、JAXA 能代ロケット実験場、多宝院、檜山安東城館跡、七座山、桧山茶、幸せの黄色いポストなどを紹介し、いいとこ⑩はコースで旅するで、春夏秋冬4コース（春の能代公園・能代市役所さくら庭・かましメシランチ・旧料亭金勇見学・木工品市場での買物、夏の喜久水酒造トンネル地下貯蔵庫見学・お菓子のセキト「志んこパフェ」・お祭（能代花火・天空の不夜城・能代役七夕）、秋のきみまち阪公園紅葉狩り・曙食堂の「馬肉ラーメン」・道の駅ふたついでのお買物、冬の雪山かんじき体験・きみまち阪のお風呂・能代市街地の「豚なんこつ」・高岩神社裸祭り・万燈夜）を紹介し、いいとこ⑪は能代を取り寄せるで、ふるさと納税の返礼品を紹介している<sup>(80)</sup>。

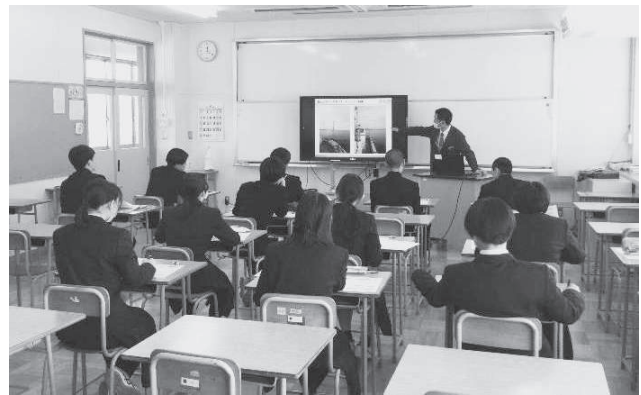
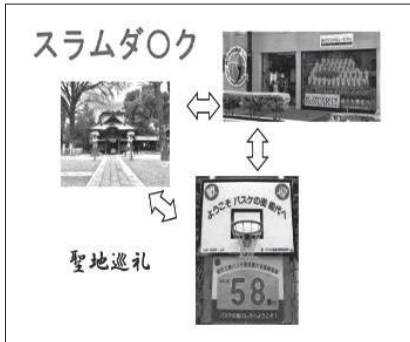
【3】企画の準備とそのポイント

＜1＞出前講座の「能代市の観光について」

この講座を選択し、能代市観光振興課の方から「能代市における観光の現状と今後について」という題で講話を受講しました。

【講話の内容】

- 観光ってなに？
  - ・能代市における観光とは。
- 能代市の課題と現状
  - ・能代市の観光地には、「旧料亭金勇」「風の松原」「きみまち阪」などがあるが、認知度が低く、大きな集客力につながらない。
  - ・旅の楽しみである「食」はおいしいけれど、人を呼べるほどのものだろうか。
  - ・一過性のイベントで集客しても、通年観光につながらない。
  - ・キャッシュレス決済や英語表記の看板など訪日外国人の誘客設備が整っていない。
- 新たな取り組み
  - ・最新のトレンドワード



・やっかいな風を「追い風に！」



飛砂の被害



地吹雪



2度目の火災

「北羽新聞」（令和6年4月20日）によると、新型コロナウイルス禍による行動制限の緩和が影響し、令和5年の1年間に市内の各種行事や観光施設を訪れた人が167万5,244人で、令和4年より1万9,301人増えたと発表されている。

私たちは、修学旅行先となる「京都・大阪」という地名から想像できる観光資源はあるが、「能代」から想像する観光資源はこれだ！という魅力的なものをあげることができなかった。どちらかと言えば「能代市には魅力的な観光地がない」とマイナスイメージを抱いていた。

この講座を受けて、能代市の観光には多くの課題があることを知った。しかし、「観光には正解がない」「チャレンジが大事である」という考え方を学び、能代市にある観光資源をもとに、「高校生の交流」というあらたな価値を付けてツアーを検討することにした。

# 能代の観光客 前年比 1.9万人増

**花火や祭り 人出多く**

能代市は、昨年1年間に市内の各種行事や観光施設を訪れた人が167万5,244人で、前年より1万9,301人増えたと発表した。新型コロナウイルス禍による行動制限の緩和が影響したと分析している。夏の「港まつり能代の花火」などは来場者が増えた一方、観光客全体の6割近くを占める道の駅ふたついの来場者は減少した。

数値は行事主催者や施設管理者の報告を基にまとめた。行事のうち、7月22日に開かれた能代の花火には10万8,988人が来場し、2022年より2万5,988人増えた。22年はコロナ感染対策のため全ていす席としていたが、昨年は升席が復活し収容人数が増えた。7月2日の「のしろみなと祭り」は1万4,400人で、8,500人増。例年の内容に加え、海上自衛隊の護衛艦「のしろ」を一般公開した。

伝統行事の役七夕（8月5、6日）は1万3,500人で増減はなかったとし

施設では、4月にリニューアルオープンした市レドも頭が3万4,457人で9,677人増。従来のアラネタリウム上映やロケットの展示に加え、宇宙について学べる大型ビジョンや体験コーナーを設けた。道の駅ふたついの来場者は95万9,133人で観光客全体の57.2%。101万9,006人だった22年から5万1,773人減った。道の駅敷地内で毎年開き、22年に79,922人が訪れていた秋田杉の里「ツ井まつり」は、開催予定の7月15、16両日に大雨が起きたため中

---

## 昨年1年間 行動制限緩和が影響

**「道の駅ふたつい」は減少**

観光振興課は「昨年は新型コロナウイルスの行動制限緩和で遠くの観光地に向く人が増え、近場の道の駅を訪れる人が減った可能性もある」と分析。今年には能代港止した。

の関連50周年を記念して、月に行う航空自衛隊「ブルーインパルス」の展示飛行や、20回目を記念し内容を拡充する「能代の花火」などで観光客を呼び込みたいとした。（佐藤 啓）

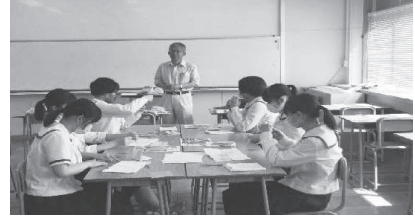


昨年1年間で95万9千人が訪れた道の駅ふたつい

＜2＞「木の学校」による組子細工の体験

実際に私たちが作成した組子細工は「麻の葉」というデザイン  
のキーホルダーを作成した。

この組子キットは5種類のパーツにわかれており、全部で  
27個のパーツから作成する。一番小さいもので縦6mm、横  
11mmのものがある。



私たちの中には、小学生の時に体験した生徒もいたが、高校生になって制作  
してみると、組子キットの部品一つ一つがともて小さく苦勞した。そのため、  
ピンセットを使って作成することを知り、実際に試してみたがピンセットを使  
い慣れていないため、最終的には手で作り完成させた。

「組子細工の体験」では、外国人観光客の方がこの小さなパーツから作成す  
るために工夫する必要が何か、そして「組子細工の体験」の魅力が短時間で伝  
えるための方法を検討する必要があると思った。

＜3＞企画の方向性のポイント

以上の「出前講座」及び「組子細工体験」を通して、能代は「木都」であること、また、能代港にはクルー  
ズ船が寄港することから、これらを前提に、企画の方向性のポイントを次の2つとした。

ポイント1:クルーズ船のオプションツアーの開発により、観光先を能代市の郊外から市内に向け  
ることができるのではないだろうか。

ポイント2:私たち情報ビジネス科だけではなく、国際コミュニケーション科の生徒や部活動の生徒  
と連携をとり、企画・実践することで、日本の高校生と交流機会を含めたローカルツアーを提案できる  
のではないだろうか。

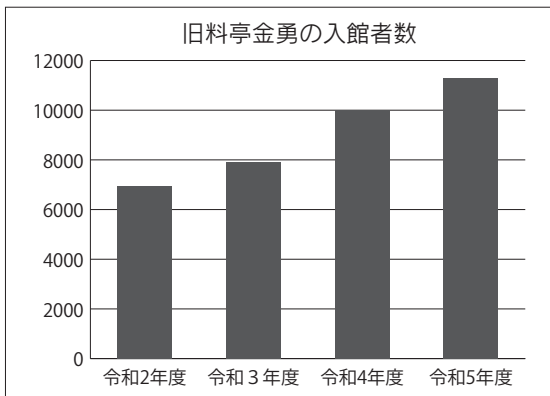
【4】企画・立案・実践

前掲の「出前講座」及び「組子細工体験」の2つの講座・体験を受けて、私たちがクルーズ船のオ  
プションツアーを考えるために、能代市観光振興課の金平さんに相談した。その結果、クルーズ船  
のオプションツアーを具体化する機会をいただいた。

従来、能代港で降りた乗船客は、青森県の深浦市にある「十二湖」、男鹿市にある「なまはげ」、能  
代市の「白神山地」などに行くツアーに参加する機会が多いようであった。

しかし、最近の傾向として、遠方まで足を延ばすツアーよりも寄港地の街歩きを楽しむような、よ  
りローカルなツアーに注目が集まっているというお話を聞いた。そのため、地元高校生と連携した取  
り組みは全国的に例がないため、魅力的なメニューを開発することができれば「高校生が案内人とな  
るツアー」を実現することができるかもしれないというアドバイスをいただいた。

〔グラフ「北羽新聞」より〕



私たちは、このツアーには、是非、能代市を象  
徴する国登録有形文化財「旧料亭金勇」を観光先  
に入れたと考えた。過去4年間の入館者数をみ  
ると、令和3年から年々増加していることがわか  
る。

私たちにとって、外国船籍に向けたツアーの一  
番の課題は、英語で案内することである。「観光  
には正解がない」、「チャレンジが大事である」と  
いう言葉を思い出し、情報ビジネス科で企画をし  
て、他の学科や部活動の協力を得ることができ  
れば、思い出に残るツアーになるだろうと考えた。

(a) 松陽生のチャレンジ

＜1＞ポルトガル船籍のクルーズ船「ヘリテージ・アドベンチャラー」の歓迎セレモニーへの参加

クルーズ船が能代港に寄港するのは、5月と6月の2回、ポルトガル船籍のクルーズ船「ヘリテージ・アドベンチャラー」でした。2回目の6月4日に寄港する際、能代市観光推進課から本校に依頼があった。そこで、英語部に相談したところ快く引き受けてもらうことができた。歓迎セレモニーの中では、歓迎の言葉と能代風保存会による「能代風」の紹介を英語でスピーチしてもらった。



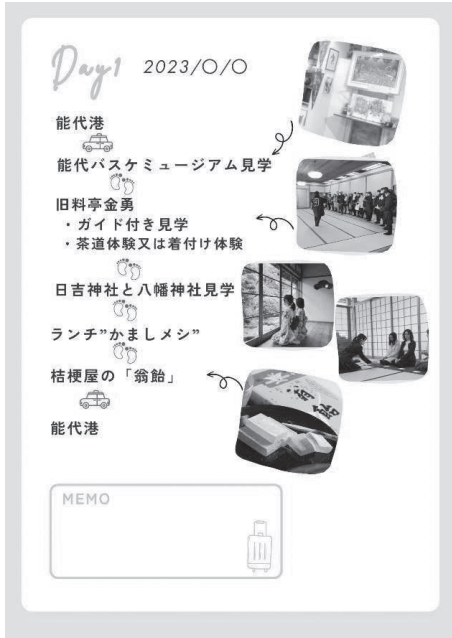
＜2＞高校生が案内人となる「日本文化体験ミニツアー」の試行

私たち情報ビジネス科の4名と国際コミュニケーション科の観光分野を学ぶ生徒5名が、ツアープランを考え、下記のような「日本文化体験ミニツアー」を能代市観光推進課に提案した。

「日本文化体験ミニツアー」

- (1) 日 時 令和5年12月22日
- (2) 会 場 能代松陽高校
- (3) 講 師
  - ①組子体験：能代市技術開発センター・木の学校 佐々木松夫さん
  - ②茶道体験：本校茶道部の外部コーチ神田裕子さん  
ツアーアドバイザー グローカルプロモーション株式会社 佐藤奈央維さん
- (4) 参加者 能代市内在住の ALT 7名
- (5) 内 容
  - ①歓迎セレモニー&「翁飴」の紹介と試食
  - ②「茶道体験」
  - ③「組子細工体験」
  - ④「旧料亭金勇」の見学（ガイド付き）
  - ⑤アンケートの実施
- (6) その他 役割分担
  - ①企画・広報・・・情報ビジネス科
  - ②「翁飴」の紹介と試食・・・情報ビジネス科
  - ③「組子体験」・・・説明：国際コミュニケーション科+情報ビジネス科
  - ④「茶道体験」・・・実演：茶道部  
説明：国際コミュニケーション科+情報ビジネス科
  - ⑤サポート・・・能代市観光推進課の金平さん、菅原さん

写真「秋田県能代市観光ガイドブック」より



写真「秋田県能代市観光ガイドブック」より

“かましメシ”  
あきた白神エリアである能代市・藤里町・三種町・八峰町の豊富でおいしい地場産食材を混ぜ合わせ、さらに味を変化させて楽しくいただくご当地グルメを堪能する  
名前の由来  
秋田弁で「混ぜる」という意味の「かます」と「メシ(ご飯)」を組み合わせ



提出したツアープランは、1日を想定しており、今の段階でこれを実践することは難しかった。理由は、課題となる英語での案内が前提となるからであった。そのため、このツアーの一部を試すことにした。

< 配付資料 >

表面 (日本語表記)

裏面 (英語表記)

桔梗屋「翁飴」



① 歓迎セレモニー & 「翁飴」の紹介と試食

能代市役所からバスで移動してくるお客様をお迎えて、スタッフの紹介・桔梗屋「翁飴」を紹介し、試食してもらった。



## ②茶道体験

日本の茶道の歴史や作法についての説明をし、実際に茶道を体験してもらった。お客様は説明を熱心に聞いてくださり、日本の文化について理解を深めようと質問をする場面も見られた。

## ③組子細工体験

木都能代の歴史、組子ができた経緯などの説明をし、実際に小さな組子細工を作る体験をしてもらった。指先の器用さが求められ作業に苦勞している様子が見受けられたが、案内人の生徒に手順を確認するなど、楽しんでいただけたようである。また、完成した作品を嬉しそうに眺めているお客様もおり、私たちも思わず微笑んでしまった。

## ④「旧料亭金勇」の見学（ガイド付き）

今回の見学では、金勇ガイドの柴田テツ子さんが担当してくださった。高校生が通訳することは難しかったため、事前にグローバルプロモーション株式会社の佐藤奈央維さんに通訳をお願いして一緒に見学した。

能代市を象徴する国登録有形文化財ということもあり、非常に興味をもってガイドさんの話を聞いていただくことができた。写真映えのする部屋で自由に撮影してもらい、思い出作りができたようである。

## ⑤アンケートの実施

実施方法：Google フォームで質問事項を作成し、QR コードを読み込んでアンケートに回答してもらった。

### (b) 事後学習

#### ＜1＞旧金勇のきもの体験

昨年度、事前に体験できなかった「きもの体験」を行った。「浴衣」は二部式になっており、簡単に着付けをすることができた。「きもの体験」は、男性用・女性用があり、夏は浴衣、冬は着物を着ることができる。着物は6種類の中から、自由に選択することができる。

「浴衣」を着た後で1時間程度の館内見学ができるため、スタッフがおすすめする撮影スポットを紹介していただき、写真撮影をしながら魅力ある体験ができた。

館内を見学する際に、外国語で表記しているものがどれぐら



いあるのかという点にも注目して見学した。入口には「土足禁止」を英語・韓国語・中国語等の複数の表示をしていた。英語版の「ガイドブック」も準備しており、希望するお客様にはお渡ししているとのことであった。しかし、「順路」や「大広間」の説明などの対応は日本語のみで、スタッフの方も今後検討していきたいとのことであった。



＜2＞ ALT による実践的な英会話

昨年度の反省をふまえて、基本的な英会話を学びました。

- ・英語が苦手で分からないときの対応
- ・small talk
- ・反応（あいづち）に使う英語表現
- ・イントネーション、スピード、区切りを付けた話し方
- ・自動翻訳アプリの使用による誤変換の事例

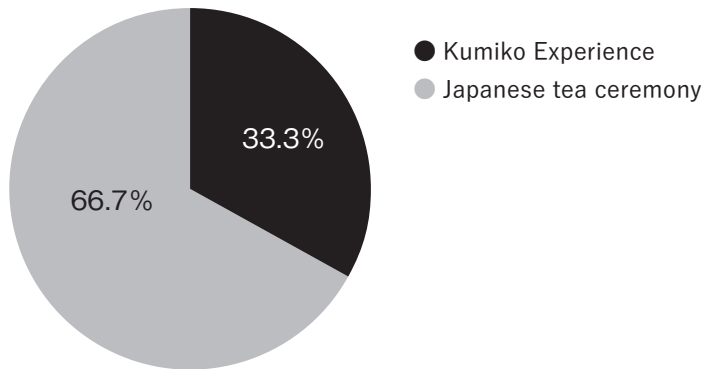
【5】 検証

＜1＞ アンケート結果

（回答を翻訳アプリ「DeepL」を使用して翻訳したものを掲載している）

Q1 Which experience did you have?

3件の回答



Q2 How was the student's guide?

3件の回答

It was great! There's room for improvement, perhaps more practice would help, and maybe they could try to speak more loudly and confidently.

Okay. It was a little difficult to understand their speech without reading, so I hope they can work on their pronunciation a little.

It was mostly good, although they were a bit quiet (in terms of not coming over to chat/engage with the tourists during the activities). There were a couple of them that came over and watched, like Satsuki-san, but for the most part, they were shy and hesitant.

Also, they spoke in English with a very monotone way, which makes it a bit hard to understand what they're saying. It helped that they were largely reading from an information sheet that we also had, meaning I could read along, but it was still a bit difficult to follow. They should speak with more of a rhythm, rather than monotone.

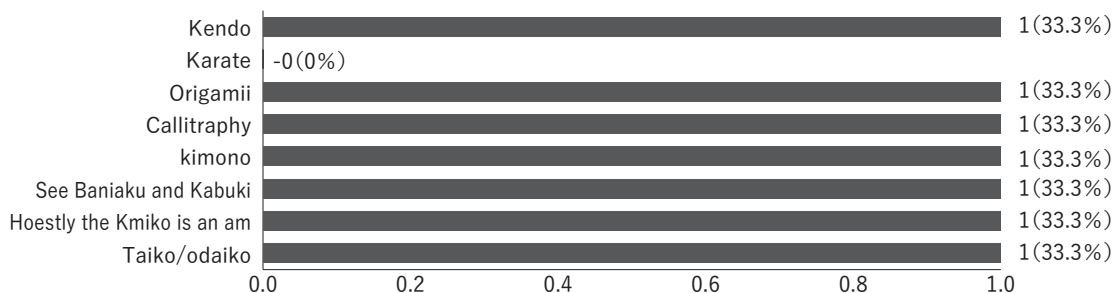
Q 1 (略)

Q 2 高校生によるガイドはどうでしたか？

- ・素晴らしかった！もっと練習すればいいのかもしれないし、もっと大きな声で自信を持って話すようにすればいいのかもしれない。
- ・資料を読まないで彼らのスピーチを理解するのは少し難しかったので、発音を少し練習してほしい。
- ・アクティビティーの間、観光客とおしゃべりをしたり関わったりしに来ないという意味で彼らは少しおとなしかったが、ほとんどは良かった。
- ・生徒の中には、自分からやってきて見ていた人も何人かいたが、ほとんどの場合、彼らはシャイでためらいがちだった。
- ・単調な英語で話すので、何を言っているのか理解するのが少し難しい。僕らも持っていたインフォメーション・シートの大部分を彼らが読んでいたのが救いだった。モノトーンではなく、もっとリズムよく話すべきだ。

Q3 Which Japanese culture do you want to experience

3件の回答



Q 3 他に体験したいと思う内容は？

その他の意見「番楽」「歌舞伎」「太鼓」という回答もありました。

Q4 Comments, opinions and advice on this tour

3件の回答

**The students did a great job! It was a fun and interesting tour overall. It's a great opportunity for foreign tourists visiting Akita to experience Japanese culture. Hope they'll continue to practice and work on areas that need to be improved. About the tea ceremony, we didn't quite understand the meaning behind the Japanese words like 'jiku', 'Oko' and 'Kiyomeru' etc, so it might be better to first explain what those special words mean and then use it as you would during the tea ceremony. Once the audience understands the meaning, they won't be confused during the ceremony. Also it would be great if you could explain what's meant behind each gesture and movement during the ceremony. The tour at Kaneyu was really great too. All the students and other interpreters did an amazing job!**

**I hope the students can feel more confident in organizing and guiding events like this in the future. It is a necessary skill for them to have.**

**When asking a guest in English to wait while things are prepared, using the words "a while" is not good. "A while" generally means over 10 minutes, and asking a western/English-speaking guest to wait "for a while" tells them that you're not well prepared and have to spend time to fix things. Instead, you should say "please wait for a moment." A moment generally means much less time, and it will sound much more professional.**

**Also, at one point when talking about the Kumiko, one of the staff-members used the word "delicacy" to talk about the wood being delicate. But actually, in English the word "delicacy" means fancy/expensive/rare food. Instead, you should say "delicate nature" or "delicate quality."**

#### Q 4 参加したツアーに対する意見

- ・学生たちはよくやってくれた！全体的に楽しく、興味深いツアーでした。
- ・秋田を訪れる外国人観光客にとって、日本文化を体験する良い機会です。彼らがこれからも練習を続け、改善すべき点に取り組んでくれることを願っています。
- ・茶道については、「竹」「翁」「清める」などの日本語の意味がよくわからなかった。意味を理解してもらえれば、茶会で戸惑うことはないでしょう。また、作法の動きの裏にもある意味を説明してもらえるとありがたいですね。
- ・“カネユー”でのツアーも本当に素晴らしかった。学生も他の通訳者もみんな素晴らしい仕事をしてくれました！
- ・学生たちが将来、このようなイベントを企画し、指導することに自信を持てるようになることを願っている。彼らにとって必要なスキルなのだから。
- ・英語で「準備の間、お待ちください」と言う場合、“a while”という言葉を使うのはよくない。一般的に“a while”は10分以上の時間を意味し、欧米／英語圏の客に“for a while”と待つように頼むと、準備が十分でなく、物事を解決するために時間を費やす必要があることを伝えてしまう。その代わりに、“Please wait for a moment.”とすべきだ。「少々お待ちください」というのは、一般的にはもっと短い時間を意味し、よりプロフェッショナルに聞こえるでしょう。
- ・組子について話しているとき、スタッフの一人が“木が繊細”であることを話すために「delicacy」という単語を使った。しかし、実際には、英語では「delicacy」は高級な／高価な／珍しい食べ物という意味する。そうではなく「デリケートな性質」とか「デリケートな品質」と言うべきだ。

#### Q5 free-text entry

##### 2件の回答

**Thank you for giving us the opportunity to try this trial tour!**

**Overall the experience was nice. Though honestly, I imagine it would be a bit difficult to follow for a guest who knows next to no English (for example, if I were to bring my mom who knows 0 Japanese). Still, it was very nice, and the Kaneya tour was particularly interesting. Thank you very much for the experience.**

#### Q5 自由記述

- ・このトライアルツアーを体験する機会を与えてくれてありがとう！
- ・全体的にいい経験だった。でも正直なところ、英語をほとんど知らないお客さん（例えば、日本語を全く知らない母を連れて行く場合）には、少し難しいのではないかと想像しています。それでも、とても良かった。“カネユー”は特に興味深かった。本当にありがとうございました。

## ＜2＞検証のポイント

- ・ 今回の実践を通して、クルーズ船の乗船客をターゲットにツアーを考えたが、能代市内に集客することを目的とした場合、2～3時間程度の街歩きツアーに応用することもできます。
- ・ 観光を学ぶ授業を通して、情報ビジネス科と国際コミュニケーション科と連携した取り組みは、お互いの学習活動に良い刺激を与えてくれた。実際にツアーを商品化してPRするまでには、時間がかかるが、継続して取り組むことができれば地域に貢献することができます。
- ・ 組子体験では、組子キットを提供していただいた、能代市の大栄木工で作成している手順書を元に英語版を作成した。手順書は図で示されていることもあるが、英語版を作成することでスムーズに組み立てることができたようです。
- ・ 茶道体験では、茶道部と事前に打ち合わせをした内容を英語で伝えようとしたが、茶道部員とのタイミングに合わせて説明することが難しかった。そのために、簡単な作法について英語版の資料を準備しておけばよかったと思いました。
- ・ 参加してくれたお客様は、日本語で話しても理解できるALTの先生が多い。このツアーの目的を理解し、英語でコミュニケーションを取ろうとしてくれた。しかし、英語力に自信がないため消極的になってしまい、資料を見て話すことが多かったです。
- ・ ツアーを計画する場合には、軸となるテーマ設定をすることが大事で、例えば「組子体験」と「旧料亭金勇」の共通テーマを「木都能代」とし、体験と見学が結びつくことでお客様の満足度は高まるだろう。それにより、リピーターへと繋がる可能性も高まるということを学びました。

## 【6】課題

### ＜1＞課題のポイント

- ① 訪日外国人を対象としたツアーの案内人を高校生が務める場合には、英語でのコミュニケーションが必要である。
- ② 今年6月、能代港に寄港するクルーズ船の乗船客に向けて、能代市観光振興課の金平さんと話し合いを進めてきました。しかし、商品として提案するためには、高校生の英語での対応が不十分であるという課題を解決しなくてはいけませんでした。そこで、今回は高校生がサポートの立場で参加しようと計画しましたが、オプションツアーを企画している旅行会社への提案時期が遅くなり、実施することができませんでした。

### ＜2＞秋田県能代市及び周辺の観光ビジネスの展望

#### ① 地域の特性と観光資源

能代市は秋田県北西部に位置し、日本海に面した自然豊かな地域です。市内には「風の松原」や「はまなす展望台」などの観光スポットが点在し、特に「はまなす展望台」からは日本海や白神山地を一望できる。また、能代港では洋上風力発電所の見学も可能で、再生可能エネルギーと観光を融合させた新たな試みが進行中。

#### ② 観光ビジネスの現状

能代市内の観光施設は、自然景観を活かしたものが中心で「旧料亭金勇」は歴史的建造物として観光客に人気がある。また、「道の駅ふたつ」などの道の駅も地域の特産品を提供し、観光客の立ち寄りスポットとなっている。また、観光客の動向として秋田県全体では、近年インバウンド観光客の増加が見られるが、能代市においてはまだその恩恵を十分に受けていない状況である。秋田県の観光振興ビジョンでは、インバウンド誘致の強化と観光コンテンツの高付加価値化が提唱されている。

#### ③ 課題と対応策

課題として人口減少と若者の流出。能代市では若者の市外流出が進んでおり、観光産業の担い手不足が懸念されている。観光インフラの整備不足。宿泊施設や交通アクセスの整備が不十分であり、

観光客の利便性向上が求められる。情報発信の弱さについては地域の魅力を効果的に発信する手段が限られており、特にデジタルマーケティングの活用が遅れている。

対応策は地域資源の活用である。洋上風力発電所の見学ツアーや、地元の食材を活かしたグルメツアーなど、地域資源を活用した観光コンテンツの開発が有効と思う。デジタル化の推進は能代市ではデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定しており、観光分野でもデジタル技術の導入が期待される。人材育成と雇用創出は観光業に従事する人材の育成や、地域内での雇用創出を図ることで、若者の定住促進につながると思う。

#### ④将来展望－持続可能な観光の実現

これについては再生可能エネルギーと観光を融合させた持続可能な観光モデルの構築が進められている。洋上風力発電所の見学ツアーや、環境教育プログラムの導入などがその一例である。インバウンド観光の強化は秋田県の観光振興ビジョンでは、重要な施策とされている。能代市でも、多言語対応の案内板の設置や、外国人向けの観光プランの開発などが求められる。地域間連携の推進は能代市単独ではなく、周辺自治体との連携による広域観光ルートの開発が効果的となる。例えば白神山地や男鹿半島などと連携した観光プランの策定が考えられる。

#### ⑤まとめ

能代市および周辺地域の観光ビジネスは、豊かな自然資源や再生可能エネルギーなどの地域特性を活かすことで、持続可能な発展が期待される。課題としては、人口減少や観光インフラの整備不足、情報発信の弱さなどが挙げられるが、地域資源の活用、デジタル化の推進、人材育成といった対応策を講じることで、観光産業の活性化が可能で、インバウンド観光の強化や地域間連携の推進を通じて、さらなる発展が期待されると考える。

## 5. おわりに

これからの観光ビジネス教育の展望と課題としては、観光教育には、様々な目的とアプローチがあり、商業科のみならず普通科においても地域社会の観光に対して、様々な視点から学ぶ手法が開発されるだろう。商業科を設置する学校や商業の教員にとっては、この科目をどのように進めるかが今後の大きな課題になる。最後に、商業科の教員として観光立国を推進する我が国の方向性を理解し、いかに商業科の観光ビジネスが他の観光教育と異なるか、どのようにビジネスの視点を持つべきか、などを生徒とともに考えながら、商業科の新たな科目「観光ビジネス」が、学校教育における観光教育の軸になることに期待する。また、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で大きく停滞した海外交流を含め、様々な教育活動が再開し、各校の特色や魅力を発信しているところだと思います。ポストコロナ時代における商業科の教育活動については、ただコロナ以前の状況に戻すのではなく、この間、大きく進展したICTの利活用、とりわけ、文部科学省から令和5年7月4日に公表された生成人工知能（AI）の暫定的な利用ガイドライン等も踏まえ、これまでにない諸課題を見据えながら、今後の展望を見出していく必要があると思う。

さらに、文部科学省が令和5年8月27日に発表した、グローバル人材育成のための「政策パッケージ「せかい×まなびのプラン」」において、「我が国の成長のためには、世界的な企業をつくる力、国際共同研究を行う力、外交等世界と対等に交渉する力などを有するグローバルリーダーの育成が急務」であり、そのためには「国際的対応力（グローバル・コンピテンシー）の育成」が必要とされている。「第4次教育振興基本計画」では、目標を「グローバル社会における人材育成」とし、7つの基本施策として、「日本人学生・生徒の海外留学生の推進」、「外国人留学生の受入れの推進」、「高等学校・高等専門学校・大学等の国際化」、「外国語教育の充実」などがあげられている。グローバルな視野とコミュニケーション能力を身に付けさせる具体的な目標としては、国際理解や国際交流を通して、生徒の視野を広げ国際感覚の涵養に努める。そのために、①英語や第二外国語を学び、交流などで使うことで、他国の言語や

その背景となる文化への興味関心を高めさせる工夫をすること、②国際理解講座や課題研究、国際交流の行事を通して、地域の課題を国際的な視野で見る姿勢を身に付けること、③姉妹校との交流の取組を進め、環境を整備すること、④国際理解通信を定期的に発行し、ホームページを更新することで、活動内容を外部へ発信することに留意すべきと思う。

能代松陽高校の具体的な活動内容としては、オンライングローバルラーニングプロジェクトの対象生徒がワークショップやフィールドワークを行い、特に秋田県のインバウンドの課題について、田沢湖駅の外国人観光客に英語、韓国語、中国語で取材をしたり、SNSを利用してアンケートを行うなど、学んだ外国語を課題研究に活かすことができた。そしてまた、情報ビジネス科と国際コミュニケーション科の生徒が協働して、同じテーマの課題研究を行い、クルーズ船観光客向けのオプションツアーの企画を能代市観光振興課に提案し、実際に市内在住の外国人向けの試行版ミニツアーを実施した。課題としては、生徒の活動がより実践的なものになるように、外部機関や大学などと連携し地域社会で活動できるような学習機会を増やすことであると考えている。生徒がより一層グローバルな視野を広げるために、英語科の教員が商業科の科目「観光ビジネス」等や課題研究などで協力していくなど、教科等横断的に学びを深められるよう、能代松陽高校の3学科（普通科、国際コミュニケーション科、情報ビジネス科）が協働して行えるような学習活動を増やすことを課題としたい。

#### 【注】

- (1) 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）商業編解説』（実教出版2019年）【以下、「平成30年学習指導要領解説」と引用】参照。
- (2) 廣田章光『観光ビジネス』（実教出版2022年）【以下、「実教観光ビジネス」と引用】参照。
- (3) 廣田章光『観光ビジネス指導用教科書』（実教出版2022年）【以下、「実教指導用観光ビジネス」と引用】参照。
- (4) 吉野弘一『商業科教育法－21世紀のビジネス教育－』（実教出版2004年）【以下、「商業科教育法21」と引用】8頁。
- (5) 重谷陽一他「高等学校商業科における『観光ビジネス』教育－静岡県立浜松商業高校の事例－」観光マネジメント・レビュー1巻4号【以下、「浜松商高事例」と引用】4頁。
- (6) 吉野弘一「前注(4)商業科教育法21」10頁。
- (7) 水田聖一「知識基盤社会と高等学校『商業科』の役割－学習指導要領を中心に－」流通科学大学論集（流通経営編）29巻1号【以下、「商業科の役割」と引用】2頁。
- (8) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (9) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (10) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (11) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」3頁。
- (12) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」4頁。
- (13) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (14) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」5頁。
- (15) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」6頁、吉野弘一「前注(4)商業科教育法21」24頁。
- (16) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (17) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (18) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」6頁。
- (19) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」6頁。
- (20) 水田聖一「前注(7)商業科の役割」8頁。
- (21) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。

- (22) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (23) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁。
- (24) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」4頁参照。
- (25) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」62頁。
- (26) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」10頁。
- (27) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」14頁。
- (28) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」14頁。
- (29) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」14頁以下。
- (30) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」62頁。
- (31) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」62頁。
- (32) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」62頁。
- (33) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」62頁。
- (34) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」63頁。
- (35) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」63頁。
- (36) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」63頁。
- (37) 重谷陽一他「前注(5)浜松商高事例」6頁。
- (38) 立教大学観光学部 2025年度履修要綱：<https://Rikkyo.ac.jp/yoko/file/pdf/2025/2025kankou.pdf>
- (39) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」64頁。
- (40) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」64頁。
- (41) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」1頁。
- (42) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」10頁以下。
- (43) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」10頁。
- (44) 前田勇『現代観光論（鈴木忠義編）』（有斐閣双書1994年）【以下、「現代観光論」と引用】284頁以下参照。
- (45) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」13頁以下。
- (46) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」13頁以下。
- (47) 中尾清『自治体の観光政策と地域活性化』（イマジン出版2008年）【以下、「自治体の観光政策」と引用】42頁以下、岡本伸之『観光学入門』（有斐閣アルマ2007年）【以下、「観光学入門」と引用】12頁参照。
- (48) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」66頁以下。
- (49) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」6頁以下。
- (50) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」6頁以下。
- (51) 山下真輝「観光が日本の成長戦略であるべき理由－外貨・地方・人事を支える「統合産業」として再定義する－」<https://japanet.org/news/column/2025/12083404>（令和8年1月20日アクセス）、経団連観光委員会「観光をめぐる現状と政策の方向性－観光庁の田端長官から聞く－」週刊経団連タイムス3427号 <https://www.keidanren.or.jp/times/2019/1017-06.html>（令和8年1月20日アクセス）、尾家建生『増補版観光学入門』（晃洋書房2009年）79頁参照。
- (52) 中尾清「前注(47)自治体の観光政策」42頁以下、岡本伸之「前注(47)観光学入門」12頁参照。
- (53) 前田勇「前注(44)現代観光論」284頁以下参照。
- (54) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」64頁。
- (55) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」65頁。
- (56) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」1頁。
- (57) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」96頁以下。
- (58) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」76頁以下。

- (59) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」111頁以下。
- (60) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」18頁以下。
- (61) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」19頁。
- (62) 加藤弘和『観光ビジネス未来白書』（同友館 2013年）2頁、5頁参照。
- (63) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」118頁以下。
- (64) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」122頁以下。
- (65) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」65頁以下。
- (66) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」66頁。
- (67) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」1頁。
- (68) 国土交通省『平成17年度年次報告国土交通白書2006』（ぎょうせい 2006年）93頁、菅野正洋「観光産業が持つ『裾野』とは」日本交通公社コラム 224号 <https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-industrial-broad-kanno/>（令和8年1月20日アクセス）参照。
- (69) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」67頁。
- (70) 文部科学省「前注(1)平成30年学習指導要領解説」67頁。
- (71) 廣田章光「前注(3)実教指導用観光ビジネス」1頁。
- (72) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」22頁以下。
- (73) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」136頁以下。
- (74) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」144頁、146頁等参照。
- (75) 観光庁「観光教育の普及について」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku-seido/kihonkeikaku/>（令和8年1月20日アクセス）。
- (76) 廣田章光「前注(2)実教観光ビジネス」158頁以下。
- (77) 秋田県観光振興ビジョン <https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive.0000064115-00/pdf>【以下、「秋田県観光ビジョン」と引用】参照。
- (78) 「前注(77)秋田県観光ビジョン」参照。
- (79) 能代市観光振興課他『秋田県能代市観光ガイドブック能代旅』【以下、『能代旅』と引用】参照。
- (80) 「前注(79)能代旅」参照。



# 『民間主導のアフリカ経済』 Private-led African Economies

坂元 浩一  
SAKAMOTO Koichi

## 1. はじめに

サハラ以南アフリカ（49 国）には重債務貧困国が多く、2020 年からの新型コロナ禍、2022 年 2 月のロシアのウクライナによる価格の上昇という環境の変化を踏まえた分析が必要である。また、国際経済における大きな問題である 2025 年の米国トランプ政権の発足により、援助に依存する同地域の経済状況の把握はより一層重要となっている。

同地域に関する正確な債務情報を踏まえた経済分析は、米国ワシントン D.C. に本部をブレトンウッズ機関（国際通貨基金（IMF）と世界銀行）のエコノミストによる分析が IMF の『世界経済見通し』や世界銀行の『国際債務統計』（IDS）に掲載されている。

本稿では、上記の環境の変化を所与としての債務状況を把握して、近年の経済状況と今後の方向を分析する。そして、トランプ政権の政策がアフリカ地域に大きな問題を起こしつつあり、そのありえる効果を分析する。

## 2. 債務危機を脱したアフリカ

世界銀行の『国際債務統計』（IDS、2024）によれば、サハラ以南アフリカ（49 国）について、債務残高の輸出に占める比率は、新型コロナ発生の 2020 年から 2023 年にかけて低下している。GNI に占める比率も同様である（表 1 参照）。

輸出に対する債務返済（フロー）の比率は、新型コロナ前の 2018 - 19 年には 18% の水準であったが、2022 - 23 年にはそれより低い水準の 16% となっている。IMF・世界銀行の低所得国の債務持続可能性分類では中レベルの債務負担となっている<sup>1)</sup>。時系列でも、2020 年より一貫して改善している。

主要国についても、2023 年の水準は低下している。ケニアの債務返済比率は高いが、2021 年 4 月から本年 4 月まで、IMF の緊急融資手段である拡大信用ファシリティ（EFF）を受けて予防している（18 億 SDR（23 億 US ドル）<sup>2)</sup>）。

新型コロナ流行下、2020 年 4 月、G20 財務相・中央銀行総裁会議で、低所得国の公的債務に関する「債務支払い猶予イニシアティブ」（DSSI）が設けられた。同年 11 月には、DSSI 後の債務措置に関わる「共通枠組み」に発展した。膨大な債権を持つようになった中国など新興国を巻き込んだ多国間枠組みができた。G20 諸国に対する被融資国の債務総額で、中国の割合は 2013 年の 45% から 19 年末の 63% に増加していた。同じ期間、第 2 位の日本は 15% 前後である。

<sup>1)</sup> IMF (International Monetary Fund), List of LIC DSAs for PRGT-Eligible Countries, As of September 30, 2025  
List of LIC DSAs for PRGT-Eligible Countries, As of September 30, 2025

<sup>2)</sup> IMF, History of Lending Commitments: Kenya  
<https://www.imf.org/external/np/fin/tad/extarr2.aspx?memberkey1=540&date1Key=2025-11-30>

| 表1 対外債務負担                      |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|--------------------------------|---------------------|--|--|------|------|------|------|------|------|---------|---------|--|
|                                |                     |  |  | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2018-19 | 2022-23 |  |
|                                |                     |  |  |      |      |      |      |      |      | 期間平均    |         |  |
| サハラ以南アフリカ                      |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 160  | 173  | 222  | 177  | 155  | 170  | 167     | 162     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 41   | 42   | 47   | 44   | 42   | 44   | 42      | 43      |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 17   | 18   | 20   | 18   | 16   | 16   | 18      | 16      |  |
| ケニア                            |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 267  | 299  | 386  | 343  | 295  | 334  | 283     | 315     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 35   | 35   | 38   | 38   | 37   | 40   | 35      | 39      |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 24   | 38   | 29   | 20   | 24   | 30   | 31      | 27      |  |
| エチオピア                          |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 388  | 397  | 419  | 337  | 279  | 304  | 392     | 292     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 36   | 32   | 30   | 29   | 24   | 20   | 34      | 22      |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 22   | 29   | 26   | 21   | 18   | 14   | 25      | 16      |  |
| ザンビア                           |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 246  | 354  | 344  | 230  | 227  | 252  | 300     | 240     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 95   | 128  | 168  | 134  | 103  | 111  | 112     | 107     |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 14   | 33   | 24   | 15   | 12   | 8    | 23      | 10      |  |
| ガーナ                            |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 154  | 125  | 178  | 178  | 162  | 168  | 140     | 165     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 55   | 50   | 57   | 57   | 59   | 58   | 53      | 58      |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 17   | 37   | 12   | 17   | 18   | 5    | 27      | 11      |  |
| コートジボワール                       |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |
|                                | 対外債務残高の輸出比率(%)      |  |  | 121  | 140  | 184  | 178  | 178  | 203  | 130     | 190     |  |
|                                | 対外債務残高のGNIに対する比率(%) |  |  | 28.5 | 33.8 | 41   | 42.2 | 46.8 | 48.3 | 31      | 48      |  |
|                                | 輸出に対する債務返済(%)       |  |  | 12.3 | 21.2 | 18   | 10.3 | 11.8 | 19.7 | 17      | 16      |  |
| 出所 世界銀行『国際債務統計』2024年版を使って筆者作成。 |                     |  |  |      |      |      |      |      |      |         |         |  |

そして、2023年2月には「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル」が設けられ、民間債権者も債務救済の枠組みに取り込まれている2025年4月国際通貨基金（IMF）・世界銀行の春季会合がワシントンD.C.で開催され、4月22日にIMFが『世界経済見通し』を公表した翌日に開催された同会議では、一部の国々の債務再編が勧告されるにとどまった。

軌を一にして発表されたIMFの『アフリカ地域の経済見通し』では高水準の債務負担が続くもののアフリカ経済の強靱性が評価されていた。4月24 - 25日開催のG20会合でも、特にアフリカ諸国への言及はなかった。新型コロナ下での債務危機をアフリカ諸国は乗り越えることができたのである。

### 3. 民間投資の流入続く

発展途上国の中で、アフリカ地域の経済成長率は高い。エチオピア（1.3億人、2023）の2007-2016年の経済成長率は中国の9.0%を上回る世界最高の10.2%であった<sup>3)</sup>。中東と欧州に近いという位置もあり、アフリカの中で唯一製造拠点となりえると言われており、多国籍企業がぞくぞく進出している。

エチオピアの2030年までの成長率は7%程度である。西アフリカの「象牙の奇跡」コートジボワールは7%弱、日本援助の最重点国、ケニアの成長率も5%程度である。アフリカ全体（サハラ以南）の経済成長率は、中国とインドを含むアジア地域と同じ4%台である。

急速な市場の拡大も期待されている。世銀IDS（2024）によれば、アフリカ地域へ民間資本が流入している。2021-2023年、サハラ以南アフリカへの直接投資（純額）は年平均420億ドルで、経済規模2.5倍の南アジア地域への金額と同水準である。

国際的な投資会社もアフリカに注目しており、アメリカからの証券投資が顕著に増加している。アフリカにおけるベンチャーキャピタルの受け入れビッグ4が、ナイジェリアと南アフリカ共和国（RSA）、そしてエジプトとケニアである。RSAについては、スマートフォンの急速な普及に伴って、フィンテック（金融サービスと情報技術）の投資が大きい。

また、2024年には国際市場での資金調達が可能となり、西アフリカのコートジボワールと小国ベナン、そしてケニアが国債を発行している。コートジボワールとケニアは2025年も起債に成功した。

中長期的にみれば、直接投資、証券投資の両面でみて、高成長のアフリカへの投資は今後拡大すると予想されている。

### 4. トランプ・ショックを乗り越えられるか

短期的には、トランプ政権が4月2日に発動した相互関税はアフリカ諸国にも打撃となっている。中国企業などのアパレルも輸出するレソトやマダガスカルは税率は50%ほどである。多くの国がそれに次ぐ高関税をかけられているが、ケニア、エチオピアなど31か国は10%となっている。

米国が特惠関税による輸出で支援してきた「アフリカ成長機会法」（AGOA）による恩恵はこの高関税により消失してしまった。トランプ政権は、9月末で失効するAGOAを延長しなかった。

一方、資源をめぐる民間投資は行われるであろう。トランプ政権は、ウクライナと鉱物資源協定を結んだように、資源大国アフリカには積極的に関与してきている。

まず、バイデン前大統領が任期末2024年12月に南部アフリカの西海岸のアンゴラを訪問しているが、2025年4月初め、トランプ政権は、アンゴラからコンゴ民主共和国の鉱山地帯、カタンガに至るロピト回廊の開発に積極的に参加することを発表した。

同回廊の中核をなすベンゲラ鉄道（1300キロ）は、1975-2002年の米ソ対立下のアンゴラ内戦で破壊された。マルクス・レーニン主義を標榜する政権側とゲリラ勢力との激しい戦いであった。ゲリラ側を支援したのは、米国、RSAに加えて、中ソ対立下の中国であった。

同鉄道は2014年に中国により全面開通となった。今後、米国側は鉄道網のアップグレードと拡大を行う予定である。新規800キロの延伸工事も含まれている。

カタンガ地域を中心としたコンゴ民主共和国は、2022-23年の世界のコバルト生産量の73%を占めるが、中心都市ルブンバシでは中国の影響力が圧倒的である。

この鉱山都市からその南部のザンビアのカッパー（銅）ベルトに至るが、首都ルサカからアフリカ東

<sup>3)</sup> 2025年4月22日発行のIMFの『世界経済見通し』の巻末データ。

海岸のタンザニアのダルエスサラーム港に至るタンザン鉄道（1860キロ）は1976年に中国が新設している。上記のロビト回廊とこのダルエスサラーム回廊を2019年にリンクして大陸横断鉄道を実現したのは中国である。アンゴラは、中国にとってサウジアラビアに次ぐ石油輸入先でもある。

中国は2024年9月開催の第9回中国アフリカ協力フォーラム（FOCAC）時に、タンザン鉄道のりハビリを発表している。アフリカの資源を巡る米中の競争が激化するであろう。

次に、トランプ政権は発足して以来、国内外において化石燃料の再開発を進めているが、2025年3月14日、米国輸出入銀行（EXIM）の新理事会が、フランスの多国籍企業が手がけるモザンビークのLNG化石ガス事業に47億ドルのローンを承認した。この事業は、バイデン政権が人権侵害があるとして認めなかったものであり、今回すぐさま日本を含む国際的NGOから批判が出ている。

一方、米国は世界最大の援助（ODA）国であるが、トランプ大統領は、2025年の赴任初日（1月20日）に、海外援助の90日間の停止を命じている。翌月からは米国援助庁（USAID）の組織の解体と職員的大幅な削減を進めてきている。2023年の米国の援助額は、第3位の日本の約3倍の規模である（支出総額ベース）。米国の援助の90.0%は二国間無償であり、残りの大部分も国際機関に対する無償である。ビジネスマン出身のトランプ氏からすれば、無償の協力などありえないという認識であろう。

アフリカに対する援助についても、米国は抜きんできた援助大国である（表2参照）。貧困国が多いアフリカ諸国は援助依存度が大きく、今後、最大の援助国であるアメリカの援助の大幅な削減は大きな影響を与えることになる。2月7日にはRSAへの援助停止が発表され、3月に駐米RSA大使の国外退去が求められている。

| 被援助地域・国   | 全ODA             |        | 二国間ODA(総額)        |       |
|-----------|------------------|--------|-------------------|-------|
|           | (純額)             | 米国(1位) | 米国(1位)            | 日本    |
|           | GNIに占める<br>比率(%) | 百万USドル | 全ドナーに<br>占める比率(%) | 百万ドル  |
|           | 2022             | 2021   | 2021              | 2021  |
| サハラ以南アフリカ | 3.0              | 13,585 | 41                | 1,652 |
| ケニア       | 2.4              | 722    | 44                | 243   |
| エチオピア     | 3.9              | 1,332  | 53                | 61    |
| ザンビア      | 6.7              | 418    | 65                | 26    |
| マラウイ      | 11.2             | 292    | 50                | 20    |
| ニジェール     | 14.5             | 263    | 32                | 22    |
| 南アフリカ共和国  | 0.3              | 711    | 54                | 7     |

出所：World Bank, World Development Indicators、  
外務省ODA国別データ集2023年版を使って筆者作成。

## 5. 終わりに

2020年からの新型コロナの流行と2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻による国際価格上昇にもかかわらず、アフリカ諸国は対外債務危機に陥らなかった。一方、この間経済成長率は高く、中長期的にみれば、直接投資、証券投資の両面でみて、高成長のアフリカへの投資は今後拡大すると予想されている。

短期的には米国の新政権の政策のリスクがある。トランプ政権が2025年1月に始動してアフリカに逆風が吹いている中で、8月20 - 22日に日本政府主催で開催された第9回東京アフリカ開発会議（TICAD）は重要である。これまでと同様に、主要な援助国、国際機関、民間企業、ボランティア機関が一堂に集った。米国援助の削減を埋める援助の動員が必要となったし、改めてSDGsの精神に基づいた貧困対策が重要と認識された。SSAの人口（13億人）の3割ははまだ絶対貧困層なのである。

## 参考資料

外務省『ODA 国別データ集』2023年版

国際通貨基金（IMF）『世界経済見通し』2025年4月。

国際通貨基金（IMF）『アフリカ経済見通し』2025年4月。

世界銀行『国際債務統計』（IDS）2024年。

International Monetary Fund (IMF ), Debt sustainable reports, various issues.

International Monetary Fund (IMF ), Financial stability reports, various issues.

International Monetary Fund (IMF ), World Economic Outlook database, April 2024.

International Monetary Fund (IMF ), World Economic Outlook reports, various issues.

International Monetary Fund (IMF ), List of LIC DSAs for PRGT-Eligible Countries, As of September 30, 2025.

[List of LIC DSAs for PRGT-Eligible Countries, As of September 30, 2025](#)

IMF, History of Lending Commitments: Kenya

<https://www.imf.org/external/np/fin/tad/extarr2.aspx?memberkey1=540&date1Key=2025-11-30>

World Bank, World Development Indicators, 2025.



## 行為者後悔と良心

### — B. ウィリアムズのカント主義批判について —

銭 谷 秋 生

#### I

カントは『実践理性批判』において、市民社会の歪みをもたらす不平等を念頭において、次のように述べている。

我々は少しでも深く考えてみさえすれば、何らかの点で人類に関してつねにある負い目 (eine Schuld) を負っているのを見出すであろう (ブルジョア支配体制における人間の不平等によって、自分は利益を享受しているが、そのために他人がいっそう窮乏しなければならないということでも、すでに負い目であろう)。功績があるという独りよがりな想像で義務の思想を蔑ろにしてはならない (V.155Anm.)。

ここで言われている「不平等」とは、後の『人倫の形而上学』での説明によれば「富の不平等」であり、それは「政府の不正義を通じてなされた複数の人々の優遇の結果」とであるとされている (VI.454)。そのような歪みのある社会において「利益を享受して」生きていることは一つの負い目である。このようにカントは考えている。

この見方は、同じ『人倫の形而上学』の「倫理的原理論」第二部「他人に対する徳の義務について」において、さらに鮮明に表明されている。富める者が貧者への慈善行為を行う場合、それは富める者の「功績」と考えられてはならない。むしろその行為は「負債 (Schuldigkeit) であるかのように」なされなければならない。なぜなら「慈善行為ができる能力は財力に依拠している」が、その財力は、多くの場合やはり社会的不正に基づくからであると (VI.453-454)。

このようにカントには、正義が実現されていない社会において生きることで生じてくる「有責性 (Schuldigkeit)」への正確なまなざしがある。その有責性は、ある人が故意になした悪しき振る舞いが課してくる責めではなく、一定の社会において生きているという (本人には直接の責任がない) 事情が課してくる責めである。

ところがカントはその良心論において、このような有責性に関する考察を (少なくとも表立っては) していない。なぜだろうか。ここで述べたような有責性は、自発的な行為がもたらした咎に対する自己問責ではないが、しかしやはり一定の社会の内にあることへのある種の自己問責であるはずなのに。

本稿で考えてみたいことはこのことである。考察に際して私は、バーナード・ウィリアムズが論考『道徳的な運』で展開した議論を手掛かりにしたい。

この論文においてウィリアムズは、カント主義が人間を理性的存在者として抽象し、その者がもっているとされる普遍的な道徳的能力に定位し、その能力が開く道徳的価値を最重要のものとするに異を唱えている。人間は理性的存在者であっても、生まれや環境といった「構成的運 (constitutive luck)」から逃れることはできず、またその行為の歴史は実践理性によって生み出されたものとそうではないものによって編まれ、そうであるがゆえに、自らに責任があるのではない運や偶然性の介在によっても問責される、そういう存在であるはずだというのが、ウィリアムズの視座である。

しかし、上に見たように、カント自身にも「自らに直接責任のないことにも責めを感受すべきである」という洞察がある。ただしその洞察をカントはその倫理学の中心的考察のうちにとりいれていない。ここにはどのような事情があるのか。そしてその事情は倫理的考察にとってどのような意味をもつか。このことをウィリアムズの議論を手掛かりに考えてみるのが本稿のテーマである。

## II

まず、『実践理性批判』において良心なるものが導入される個所で何が言われているのかを確認したい。

このことと完全に一致するのは、我々が良心と呼ぶ我々の内なるあの驚くべき能力の判決 (Richteraussprüche) である (V.98)。

良心概念の導入はこの文で始まる。ここで言われた「このこと」とは、この文の直前までカントが論じていた、自然必然性と人間の自由の間には矛盾や対立があるという見解が誤りであるということである。

いま、自然必然性としての因果性の概念の側に立って考えると、人間の行為は感性界の出来事であり、その限りで時間の内で規定されるはずだから、「それぞれの出来事、したがってある時点で生じるそれぞれの行為は、それに先行する時間の内にあったものの制約の下で必然的である」と言わざるを得ない。すると「過去の時間はもはや私の力の及ぶところではないから、私がなすあらゆる行為は、私の力の及ばないもろもろの規定根拠によって必然的であらざるを得ない。つまり私は行為する時点で自由ではないことになる」(V.94)。我々は通常自らの意志決定に基づいて自由に振る舞っていると信じているが、そのように信じられている自由は、いま述べた立場からすれば「無意味で不可能な概念」であることになる。これが自然必然性と自由の間の「矛盾や対立」ということである。

しかしカントによれば、この対立は見かけのものでしかない。なぜなら『純粋理性批判』が明らかにしているように、「主体の自由と両立しえない必然性は、単に時間の制約のもとにある物事の規定に属し、したがって現象としての行為する主体の規定に属する」ものだが、しかし行為する主体は自らを「叡智的存在 (intelligible Existenz)」としても意識し、「自分の現実存在を時間的条件のもとに立たない限りでも考察し、自分自身をただ、自分が理性によって自分に与えた法則によって規定可能なものとして考察する」からである (V.97)。

カントは、人間は感性界の住民であると同時に、その世界の物事のありように解消されない超越性を有する叡智的存在者でもあり、そのことは直接意識される事柄だと考えている。この叡智的意識の超越性は時間的な先行原因からの超越性を含んでおり、だからカントは次のように述べる。「この現実存在においては、その意志規定に先行するものは何もなく、むしろすべての行為は…叡智的存在の意識においては、ヌーメノンとしての原因性の結果以外のものではないと見なされるべきである」(V.98)。このような観点からすれば、とカントは続ける。「理性的存在者は、自分がなしたどのような違法な行為についても…その行為はしないで済むことができた」と正当に言うことができる」(ibid.)。

以上の考察が良心概念の導入個所で言われた「このこと」の内容である。良心はまず、「その行為はしないで済むことができた」と言うことを可能にしている人間の叡智的側面を証示するものとして導入されているのである。

では、その働きをカントはどのように考えていただろうか。行為者の良心は、行為者の悪しき行いを、それがいつ行われたかを斟酌せずに、またその行いがなされた時の諸事情も考慮せずに、端的に告発し裁きを下すというのが、カントの答えである。

ある人は、自分の違法な行いを思い出す時、それを故意でない過失として、避けることができない単なる不注意として、したがって自然必然性の流れによって押し流されたような事柄として

とりつくろい、自分には責めがないと宣告するために好きなだけ技巧をこらすかもしれない。しかし彼は、自分が不正を犯したときに正気だった、ただ自分の自由を行使しただけだということ意識しているのであれば、彼に有利になるよう語る弁護人 (Advokat) も彼の内なる告発者 (Ankläger) を沈黙させることはできないことに気づく (V.98)。

「原告」とも訳せるこの「Ankläger」が良心である。カントは、以上の説明に加えて、後悔という苦痛の感情も良心の告発に基づくことを述べている。

はるか昔に犯した仕事を思い出すたびに生じる後悔も、以上のことに基づいている。後悔とは苦痛の感覚であり、道徳的心術によって引き起こされる苦痛感情である。…この感覚は正当なものである。というのも理性は、我々の叡智的存在の法則が問題になるときは時間の区別を認めず、ただ出来事が私の行いとして私に属するかどうかだけを問うからである (V.98-99)。

さて、ここで注目したいのは、良心という内なる告発者が告発するのは、「違法な行い (ein gesetzwidriges Betragen)」、「不正 (das Unrecht)」、「仕業あるいは行い (eine Tat)」であるとカントが考えていることである。つまり、カントが描く良心においては、ある人が意図的に実際になした個別の具体的な行為が告発される。

このような捉え方は後の『人倫の形而上学』においても変わっていない。そこでカントはまず、良心の発動が本人に制御できない仕方で行くという「驚くべき」事態を指摘する。「行いがなされる、あるいは行いがなされた場合には、良心は (本人には) 制御できない仕方、つまり避けがたく (unwillkürlich und unvermeidlich) 発言する」(VI.401)。これがカントが「内的裁判官の声」と呼ぶものである。そして良心はこの法廷の比喩のもとで、やはり個別の行いを裁くものとされる。「行い (die Tat) がなされると、良心の内にまず原告が、しかしそれと同時に弁護人も姿を現わす。その際係争は、示談で和解されてはならず、法の厳正に基づいて (nach der Strenge des Rechts) 結審されなければならない」(VI.440)。良心は「人間における内的法廷の意識である」(VI.438) ことになる。

しかしそうだとすると、(1) 本稿の冒頭で言及した、正義が実現されていない社会に生きることに「責め」を感受するということは (個別の意図的な反法則的行為ではないがゆえに) 良心の事柄ではないことになる。それどころか、(2) ある行為をしようと思ったが結局は実行せず、むしろそのように思ったそのことを悔やむということも、(3) 自分ではコントロールできなかった出来事に巻き込まれて行ってしまったことも、良心の告発対象ではないこととなる。

しかし例えば、ある人が憎しみのあまり特定の人物を亡き者にしようといった激情に駆られたが、結局は気持ちを鎮め、逆にそのように思ってしまった自己自身を不気味に思ったり後悔したりするといったことはありうるだろう ((2) の例)。その場合、後悔の対象はその人の個別の行為ではなく、その人の人となり (その人がどのような人間なのかということ) であることになるが、そこに良心の働きが何ら関与していないとすることは不自然ではないだろうか。あるいは、例えばある建築家が依頼を受けて家を建てたときに用いた建材の一部に、居住者の健康を害する成分が入っていたことが後で分かったというような場合 (建築時の科学水準ではその成分は無害だとされていたとしよう)、建築家はやはり胸を痛めるのではないだろうか ((3) の例)。この痛みが良心がまったく無関係だと考えることもやはり不自然であるように思われる。

いま (2) の事例は措くとして、(3) の事例についていまだ少し述べておきたい。このような事態の生起、つまり建築家がそうとは知らずに結果的に居住者に害を与えることになってしまう行為をしたという事態は、今日「結果に関わる道徳的運 (resultant moral luck)」と呼ばれるものに関連している。このような運が見出されるのは、ある行為者がある行為を行うのだが、それが「行為者の、少なくとも部

分的にコントロールを超えた帰結 (consequences that are at least partially beyond her control) 」をもつ場合であり、しかもその帰結が、行為者の道徳的評価 (賞賛に値することや非難に値すること) に影響する場合である。だから、カントの良心論は (3) の事例に現れている事態をカバーしていないのではないかという評価は、カントにおいて「結果に関わる道徳的運」という事態が看過されたのではないかという評価でもある。この問題は、次節で行うウィリアムズのカント主義批判の検討の時に取り上げることになるが、ここではカントの議論の中にも「結果に関わる道徳的運」を射程に収めたものがあるという指摘に触れておきたい。

カントの議論のなかに、ある人の行為によって「予見できると合理的に期待されえなかった悪しき帰結」が生じた場合、その人はその帰結に対しても責任を持つという考えを見出すことができると論じている研究者たちがいる。彼らはその論証のためにカントの著作のいくつかの箇所を指示しているが、ここではしばしば引用される『人倫の形而上学』に登場する例を検めてみよう。

例えば、主人が使用人に、ある人物が自分を訪ねてきたら、不在である旨を伝えるよう命じておいたとしよう。使用人はそのとおりにした。しかしそのことにより、主人は身をかまし、重罪を犯すにいたる。この犯罪は、真実が述べられていれば、犯人 (主人) に差し向けられた追っ手によって防がれたであろうものである。この場合、負目 (Schuld) は (倫理学的原則にしたがって) 誰にあるのか。もちろん使用人にある。使用人はこの場合、自己自身に対する義務を虚言によって毀損したからであり、その虚言からの結果は、彼自身の良心によって、いまや彼の責任に帰せられるのである (VI.431)。

この例についてハートマンは次のように指摘している。「主人が何をしようとしているのかを使用人は知らなかったと想定することはもっともらしい。なぜなら、主人は何ら情報を与えず、ただ「不在だと言え」と言うだけだから。しかし犯罪は部分的には使用人の嘘の帰結であるのだから、使用人は重大な犯罪がなされたことに部分的に道徳的に責任がある。たとえそれが、使用人が合理的に予見できることが期待されたそういう結果ではないとしても」(Hartman.11)。ハートマンはここから、カントは「結果の帰責に関しては予見可能性という制限がないこと」を肯定しており、したがって「結果に関する道徳的運」を配慮していたと述べる。

確かにこの事例では、カントは当然のように結果責任に触れている。しかし良心論という観点からすれば、この事例のポイントは、やはり「自己自身に対する義務を虚言によって毀損した」という使用人の行為の側にあるだろう。カントはここで、良心は一連の出来事の起点となった「毀損行為」を告発するという点にフォーカスしており、だからその起点から生じた犯罪の発生という出来事そのものも「彼の責任に帰せられる」と続けられるのである。(そしてここには、使用人の良心が犯罪の被害者にまで及ぶべきなのかどうかに関する言及もない。)

以上のように解してよいとすれば、『人倫の形而上学』の事例やこの事例とよく似た『人間愛からの虚言』に登場する事例 (殺人者に本当のことを言うべきかどうかというよく知られた事例) をもって、カントの良心論は (3) の事例に現れている事態を十分にカバーしていると主張することはできないように思われる。結果責任は、その良心論においてはあくまでも派生的問題に属する。

### III

ここまで、カントによる良心の描像がもつある種の狭さを確認した。本稿の問題はその狭さの由来と倫理的な意味を考察することだが、そのためにここでウィリアムズのカント主義批判を手掛かりとしたい。すでに述べたようにウィリアムズは、カント主義が人間を理性的存在者として抽象し、そのレベ

ルにおいて人間の道徳的なあり方を探求するという姿勢そのものを批判の対象としている。道徳性が、カントが言うように、人間の叡智的側面においてのみ問題化されるならば、それによって、我々が巻き込まれざるを得ない運や偶然性の介入といった問題が看過されることになるだろうし、それは人間を深く理解することをも妨げるだろう。このような視座をウィリアムズはとる。ここでは、『道徳的運』においてその視座から提出されている「落ち度のない運転手の後悔」という例を取り上げたい。

自分自身に落ち度のない状況で子どもをはねた大型トラックの運転手は、傍観者とは異なる――すぐ隣のタクシーに乗っている傍観者とさえも異なる――感じ方をする。…疑いなく、そして正しく、人々は運転手を慰めるために、その感情の状態から彼を動かそうと、実際、もっと傍観者に似た位置に立つように動かそうとするだろう。だが、ここで重要なのは、そうした働きかけが必要であるべきだと見なされるということである。実際、あまりに平然と躊躇なく傍観者の立場に移行する運転手に対しては何らかの疑いが生じるかもしれない (Wa.28)。

この例では、子どもをはねた運転手は「落ち度のない」状態で運転していたとされている。彼は完全にしらふで、制限速度を守り、わき見もせずに運転していた。しかし、急に道路に飛び出してきたのだろう子どもと衝突してしまった。子どもの飛び出しは予測できなかったことであり、衝突の回避も不可能だったとしよう。しかしそれでもこの運転手は「傍観者とは異なる感情」に襲われるとウィリアムズは言う。事故に際して生じてくるだろう「傍観者の感情」を彼は「遺憾の念 (regret)」と呼んでいる (Wa.27)。それは「物事が別様だったならばどれだけよかったか」といった感情である。運転手の周りの人々は彼を慰めようとして、「この事故は避けがたかったことだ」とか「あまり自分を責めてはいけない」などと述べ、彼を「傍観者に似た位置」へと動かそうとするだろう。しかしなぜ人々はそうするのか。「そうした働きかけが必要であるべきだ」と人々は考えるからである。これはどういうことだろうか。落ち度がなく、事故の予測も回避もできなかったが、しかし子供の人生に結果的に重大な害悪を与えることになった。そうした事態に自らがコミットしてしまった。この思いが運転手を苦しめることを、そしてその思いは簡単に消去できるほど軽いものではないことを、人々は知っているからである。だから、もし運転手が「あまりに平然と躊躇なく」そのような思いを捨て去り、自分に責任のないことで悩む必要などないと言い放せば、人々は、今度は彼を不信のまなざしで見るとウィリアムズは続けるのである。

落ち度のないこの運転手を襲う感情を、ウィリアムズは、傍観者の抱く「遺憾の念」とは異なったものとして、特別に「行為者後悔 (agent-regret)」と呼んでいる。それは、「いかなる意味においても自発的な行為者性 (voluntary agency) に限定されず」、「ある人が意図的に行ったことをはるかに超えて、意図的に行ったことの結果としてその人に因果的に責任があるようないかなることに及ぶ」 (Wa.28) 感情である。このように述べてからウィリアムズは、この感情をもちえない人がいるならば、と続ける。もし誰に対してもこの種の感情を決して経験しない人がいるならば、つまり行為者後悔をもちえない人、あるいは「あまりに平然と躊躇なく」行為者後悔を消去できるような人がいるならば、それは「ある種の狂気 (a kind of insanity)」 (Wa.29) であろうし、その人における「常軌を逸した合理性」 (ibid.) の印となるだろう、と。しかし、カント主義的な行為概念や良心把握は、こうした「常軌を逸した合理性」を孕んでいるものではなかったか。これがウィリアムズが「落ち度のない運転手」の例によって示そうとした第一の問題であるように思われる。

すでに述べたように、カントが描いた良心は、ある人が意図的になした個別の具体的な悪しき行為を告発対象としていた。だから「自分が不正をなしたときに正気だった、ただ自分の自由を行使しただけだということを意識しているのであれば」内的な告発者を沈黙させることはできないとも言われてい

た。しかしこのような見方は、ある人の、意図的ではなかったが一定の状況の影響によって悪しき結果をもたらしてしまった、そういう行為の責任という問題をうまく取り込めない。むしろ、そのような非意図的な結果に対する責任など負う必要はないといった見解に道を開いてしまう可能性をもつだろう。論考『道徳的運：あとがき』でのウィリアムズの言い方を用いれば、カント的な理性的行為者は、内なる純粹実践理性の声を意識しつつ、自己のコントロールの及ぶ範囲を事前にくまなく精査し、そこに偶然性が入り込まないようにして、その範囲内で合理的に行為し責任を取ろうとする「あらかじめ合理的に熟慮する者 (an ex ante rational deliberator)」(Wb.245)を指すが、しかしそのような熟慮は「運に対抗する避難場所 (a shelter against luck)」(Wb.241)を知らぬまにしつらえてしまう傾向性をもつのである。ウィリアムズはここに「非常に重要な誤り」(Wb.245)を見出す。「行為者後悔」という感情への着目は、このような「誤り」を批判するためのものである。

カント主義は、行為者の道徳性の成立の場を理性的で純粹な自発性に求める。これに応じて良心の働きや有責性の意識もまた、もっぱら行為者の自発的な行為の道徳的性質に向かうとされる。しかしウィリアムズによれば、そのような姿勢は行為者性(agency)を捉えそこなう結果になっている。なぜならば、ある人の行為者としての歴史は「網の目」だからであり、「その網の目のなかでは、意志の産物すべては、意志の産物ではないものによって囲まれ、がんじがらめになり、部分的にはそれらによって形成されている」(Wa.29)からである。人の生のありさまは、その人が自発的にコントロールできる範囲をつねにすでに超えていて、運や偶然性に様々な仕方です巻き込まれている (involvement)」(Wb.245)。だから、たとえ自分自身に落ち度がなかったとしても、その自分自身がコミットしてしまった悪しき事柄に対して心を乱したり、自らを責めたりすることがありうるし、そのようにすることがふさわしい場合すらあるのである (だからくだんの運転手が「平然と躊躇なく」平安な状態にもどるようなことがあれば、それは人間にふさわしいことではないがゆえに、不信のまなざしが向けられることになる)。以上が、「落ち度のない運転手」の例が提示している事柄である。

ウィリアムズはさらに、以上の議論を踏まえて、悪しき出来事に際して人々が感じるであろう感情を「遺憾の念」と「良心の呵責 (remorse)」に分ける「二分法」にも誤りがあることを指摘している (Wa.30)。この二分法では、「遺憾の念」は事実上傍観者のそれとして同定され、「良心の呵責」は通常「自発的なもののみ当てはまる」という制約のもとにある。しかし、「行為者後悔」は、非自発的なものに対して抱かれる感情であるがゆえに、この二分法に収まらないのである。

さて、ここまで見てくれば、ここで本稿の問題に戻ることになるが、カントの良心論の狭さの由来が浮かび上がってくるだろう。その由来とは、カントによる行為者性の捉え方にあると先ずは言えるだろう。ウィリアムズの言い方を用いれば、カントの行為者性の描像は、「きちんと頭脳明晰に自分自身を管理し、行為の非意図的な側面を自身から完全に切り離し、それでも行為者としての自己同一性や性格が維持される」といったものになるだろうが、しかしそのような捉え方は常軌を逸した合理性概念に依拠している。現実の行為者は、例えば「落ち度のない運転手」は、自らがコミットしてしまった出来事に対して「それに対して何もできないという痛みを伴う意識」(Wa.29)によって自己同一性を維持しえないほど苦しむこともあるのである。

しかし、カントの良心論の狭さの由来は以上の事柄で尽きるだろうか。そうではないと思われる。「落ち度のない運転手」の例は、さらなる論点を含意しているからである。次にその点を確かめてみよう。

#### IV

仮に「落ち度のない運転手」が衝突してしまったのが狐のような小動物であったとしたら、彼は行為者後悔に襲われただろうか。衝突によってその小動物が傷を負ったり死んだりしたとすれば、彼は生き物の命に害悪を加えたことになるし、その点では (つまり命の毀損という点では)、衝突したのが子ど

もであった場合と同じである。しかし運転手は、動物をひいたことに動揺することはあるかもしれないが、その動揺は行為者後悔と同じ質のものではないだろう。なぜ、このような違いが出てくるのだろうか。このあまりに当たり前前のは何を意味しているのか。「落ち度のない運転手」の例をこのような観点からさらに考えてみよう。

毀損してしまったのが人間の命だったから運転手は行為者後悔に襲われる。通常このような答えが、いま述べた違いの理由として挙げられるだろう。では、なぜ相手の種の違いによって、喚起される感情に違いが出てくるのか。それは人間たちが、動物と取り結んでいる関係とは異なる、特別な間柄のうちであり、どんな人間もその間柄のうちで人となるからである。

ここで人間が住まう間柄として私が念頭に置いているのは、ストローソンが『自由と怒り』において「人間的な生の一般の枠組み」として取り出した構造である（Strawson,199）。いまその詳細を述べることは避け重要な点に絞って言えば（註1）、彼は、人間たちが相互に、場合によっては第三者に対しても、怒りや憤りあるいは感謝といった態度を取り合い（これらは「反応的態度」と呼ばれる）、そうした態度は人間以外のものや意志の帰属ができない者などには向けられないという事実に着目し、そのような態度の根底に、道徳的期待を相互に差し向け合うという人間的生の枠組みがあることを剔抉している（註2）。ここで言う道徳的期待とは、どんな人も持っている「自分に対して善意や敬意あるいは肯定的態度を示してほしい、少なくとも積極的な悪意や冷淡さや無視する姿勢は示さないでほしい」といった欲求が込められた期待を指す。このストローソンの議論を踏まえて言えば、人間はつねにすでに他者の道徳的な呼びかけにさらされ、応答を待たれている。また自ら他者へと呼びかけ、応答を待っている。そのような、倫理的意味に満ちた空間にある間柄の存在なのである。すると「落ち度のない運転手」は、事故の生起にコミットしてしまったという事実と直面することで、被害者やその家族の声なき呼びかけにどうしても応答せざるを得ないところへと呼ばれたがゆえに、行為者後悔に襲われたのではなかっただろうか。

このような、呼びかけと応答という人間がつねにすでにそのうちにある場において、倫理なるものを捉えている劇的な例を、我々はすでにもっている。イエスが語ったとされる「善きサマリア人」の譬えである（ルカ 10,30-36）。

ある人がエルサレムからエリコへ下っていく途中、盗賊どもの手に落ちた。彼らはその人の着物を剥ぎ取り、めった打ちにした後、半殺しにしたままそこを立ち去った。すると偶然、その道を一人の祭司が下ってきた。しかしその人を見ると、道の向こうを歩いて行った。また同じように、一人のレビ人もそこへやって来たが、その人を見ると、向こう側を歩いて行った。ところが、あるサマリア人の旅人がそばへやって来ると、その人を見て断腸の思いに駆られた（註3）。そこで近寄って、オリーブ油と葡萄酒を傷に注いで包帯をし、自分の家畜に載せて、宿屋へ連れて行って介抱した。・・・この三人のうち、誰が盗賊の手に落ちた者の隣人になったと思うか。（大貫隆の訳による）

イエスはこのように語ったとされる。当時のユダヤ人の目から見れば、祭司とレビ人が怪我人を避けて「道の向こうを歩いて行った」のは当然の行為だったとされる。彼らは神殿業務に携わる者として、死んでいるかもしれない者に触れて「儀礼的な穢れ」を背負うことを避けたのである（大貫,104-105）。彼らはそのようにして、呼びかけに対して自らを閉ざした。しかし、数世紀来「ユダヤ人と交際しない」（ヨハネ 4,9）とされたサマリア人は怪我人を助けた。ただただ、その人を見て「断腸の思い」に駆られてそうしたと語られている。この思いは、サマリア人に到来して、彼を突き動かし、自分と相手がそれぞれ何人なのかといった区別やそのことへの固執を超越させている。そして、この思いに基づく介抱と

いう行為は、怪我をして声なき呼びかけをしている者への直截な応答であるだろう。そのような行為が「隣人になる」ということだとイエスは語っている。

「落ち度のない運転手」を襲う「行為者後悔」は、もちろんサマリア人が感じ取った思いとは異なる。しかしこの二人は、到来し、苦しめ、何かをしなくてはいけないというところへと突き動かす、そのような呼びかけを聞き取っている点では、同じ構造のもとにあるだろう。

このように考えていけば、ここで再び本稿の問題に戻ることになるが、カントの良心論の狭さの由来がよりはっきりと見えてくるように思われる。カントの良心論は、道徳性の起源を純粋に内的な純粋実践理性の事実を求めることで、人間同士のこのような相互の呼びかけの次元を飛び越えてしまっているがゆえに、狭いのである。

カントは『人間愛からの虚言』において、人殺しから逃げようとして自宅に飛び込んできた友人を守るために、後を追ってきた人殺しに「その者はいない」と嘘をつくことについて、それは認められないと述べている。人殺しに対する嘘といえども、「人間性一般に対する権利侵害として法義務に違反する行為だからだ」というのがその理由であると述べ（Ⅷ.426）、このように付け加えている。「言表の真実性（嘘をつかないこと）が家に潜んでいる人に害を与えたとしても、それは単に偶然（Zufall）であり、自由な行為（eine freie Tat）ではない」と。カントのこの説明のなかに、逃げ込んできた友人が感じていたであろう恐怖や願いや飛び込んだ家の者への信頼心などへの言及は一切ない。この事実は偶然ではないし、カントの書き落としでもないである。

## 【註】

- 註1：ストローソンの言う「人間的な生の一般的枠組み」に関しては、[銭谷.2025]において詳しく紹介・検討している。
- 註2：このような人間的生の枠組みとしての「倫理的意味に満ちた空間」については、和辻哲郎の倫理学からも示唆を受けている。和辻は、危急の場合に人は、石や木や動物にではなく人に向かって救いを求めるが、それはなぜかという問いに答える形で、ここで言う「倫理的意味に満ちた空間」に言及している（和辻.15以下）。
- 註3：この個所は通常「憐れに思った」と訳されるが、原語であるギリシャ語の「スプラクニゾマイ」は内臓や臓腑といった意味の「スプラクノン」から派生した語なので、大貫隆はこのように訳している。

## 【文献】

カントからの引用に際しては、アカデミー版全集の巻数とページ数を順に記した。

- Hartman, Robert J., [2019] Kant Does Not Deny Resultant Moral Luck. (*Midwest Studies in Philosophy*.)
- 古田 徹也 [2010]「バーナード・ウィリアムズ『道徳的運』－要約と読解」（『行為論研究』Vol.1）  
 —— [2013]「それは私がしたことなのか 行為の哲学入門」（新曜社）  
 —— [2017]「現代の英米圏の倫理学における運の問題」（『社会と倫理』Vol.32）
- 大貫 隆 [2003]「イエスという経験」（岩波書店）
- 小野原雅夫 [2001]「カント良心論の体系的な位置づけ——神へと至るもう一つの道」（福島大学教育学部論集 人文科学部門 Vol.70）
- 澤田 和範 [2023]「バーナード・ウィリアムズの『道徳的運』を取り戻す」（関西学院哲学研究年報 Vol.56）

- 須田 朗 [2013] 「カントとハイデガー 良心をめぐる」(人文研紀要 Vol.77)
- Strawson, P.F., [1962] Freedom and Resentment. (*Proceedings of the British Academy*. Vol.48.)
- 山蔦 真之 [2025] 「なぜ貧困は解決されなければならないのか ——カントとヘーゲルにおける貧困の問題」(日本カント協会編「カントと二一世紀の平和論」人文書院)
- 渡辺 一樹 [2024] 「バーナード・ウィリアムズの哲学 反道徳の倫理学」(青土社)
- 和辻 哲郎 [2007] 「倫理学(二)」(岩波文庫)
- Williams, Bernard. [1981] Moral Luck. (*Moral Luck*, Cambridge UP) [Wa と表記]
- [1995] Moral Luck: a postscript. (*Making sense of humanity*, Cambridge UP) [Wb と表記]
- 銭谷 秋生 [2000] 「ヴァルネラビリティはなぜ責任を呼び出してくるのか」(茨城キリスト教大学紀要 Vol.34)
- [2025] 「Why be moral? という問いをめぐる：再考 — Why should I be moral? から Why should I be? へ —」(ノースアジア大学「経済論集」 Vol.23)



## 社会法としての消費者法について － 消費者法の強化に向けて － (2)

道 端 忠 孝

### 【要旨】

社会法を「市民法を修正・補完して公権力が社会生活に介入し、社会権を実現するために経済的弱者を保護する法」と解することを前提に、消費者法（消費者保護法）の概要をみた後、消費者法が社会法に属するの否かを考察して消費者法が社会法に属すると解し、経済法（独占禁止法）とどのような関係にあるかを考察して消費者法と経済法は別系列の法系に属すると解し、今後の消費者法の強化策についての方向性を述べるものである。

本稿は、その(2)で、消費者法は社会法に属し、消費者の生存権を実現すべく、消費者庁が積極的に不当な消費者契約を排除しうるようにすべきであると説いた。

### 【目次】

- 1、はじめに
- 2、消費者法の定義とその概要
- 3、消費者法の社会法肯定説の考察・・・・・・・・・・以上、前号（23号）
- 4、消費者法の社会法的性質の考察・・・・・・・・・・以下、本号
- 5、経済法と消費者法の関係の考察
- 6、むすびに代えて－消費者法の強化に向けて

### 4、消費者法の社会法的性質の考察

#### （一）消費者法の社会法性否定説等

消費者法が社会法に属するの否かについては、次のような否定的な考えがあった。その第一は、「消費者問題は、社会法・経済法が私法から独立して行ったように、民法体系外の問題になるとみるべきか。これもそう簡単に割り切れないが、これまでの具体例にみられるように、そうみてしまうには問題があまりにも民法と深くつながっている」<sup>(25)</sup>、との指摘であった。しかし、この点は、そもそも社会法が私人間の取引関係等に国家権力ないし公権力が介入することを容認する法であり、取引関係等の一般法である民法が深くかかわるのは当然であると解される。

次に、「企業の経営者を含む国民のすべてが『消費者』としての側面を有しているのであって、この点で消費者と労働者とは決定的に異なっており、消費者を労働者と同様な社会法的保護の対象と考えることはできないのではないか」との指摘がある<sup>(26)</sup>。しかし、この点について、消費者契約法では、消費者を定義し、「『消費者』とは、個人（事業者として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。」と規定している（消契2条1項）。消費者庁の『消費者契約法逐条解説』によれば、「消費者」とは、「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる主体を意味し、「事業者」とは、「事業として又は事業のために」契約の当事者となる主体を意味する<sup>(27)</sup>。今井成和（敬称略。以下、同じ。）は、消費者の権利について、次のように説かれている。「現代の消費者

は、好むと好まざるとに拘らず取引社会に引き入れられ、そこにおいては、生命や健康、あるいは生活の基盤となる財産など、総じていえば、人間として生きる権利が危機にさらされている、ということが出来るが、これらはいうまでもなく、個人の責に帰することのできない、現代資本主義社会の構造的特質に由来することができる。とすればそれは、憲法の保障する生存権が、消費者としての局面において、侵されつつあることを示すものといってよい。ここに消費者の権利が主張されるゆえんがあるのであって、この意味でそれは、生存権のコロラリーにはかならないものである。…消費者の権利の本体は、むしろその消極面、すなわちその防衛的側面に在ると見るべきで、これは、生存権についても同じであるが、いわば、人間としての権利の実現を妨げる状態の排除を求めうる権利といってよい<sup>(28)</sup>と。また、舟田正之は、次のように説く。「経済法の領域にあっては、消費者は、いわゆる『生身の人間』としての特性において捉えられる。すなわち、消費者が一般の市場で物資を購入する行為は、単なる商品交換としてではなく、自己の生存に直接に結びつく行為として、法的にも評価されなければならない。この法的評価は一面では、いわば上からの消費者保護法（行政）として現実化されるが、他面では、基本権としての『生存権』、ないしその具体化としての『消費者の権利』として現れるわけである。」しかして、その重要な一契機が、消費者の組織化とその法的基礎付けである<sup>(29)</sup>、と。つまり、消費者・消費活動は人間が生活し生存していくための活動であり、人間として存在するための基礎である活動である。その活動に不利益を与えることは、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利の侵害につながる。したがって、消費者の権利は、生活し生存するすべての人間の消費者側面・消費活動の側面で保障される生存権である<sup>(30)</sup>。

さらに、消費者をもっぱら保護されるべき『弱者』と捉えることは、消費者の甘えを生むとともに、過度の保護を与える傾向を助長し、結局は、消費者の自立を阻害し、ますます弱い存在にしてしまうおそれがあることなどの懸念も示されていた<sup>(31)</sup>。しかし、消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」における「議論の整理」<sup>(32)</sup>によれば、「消費者法は、消費者の脆弱性や消費者と事業者間の様々な格差を不当・不適切に利用する悪質な取引を排除することによって、消費者の『幸福』を実現するのみならず、健全な取引を促進するものである。それによって、消費者法は、健全な取引を志向する事業者にとってもメリットをもたらすものである。したがって、消費者法を、消費者対事業者の対立構造でとらえるべきではない」と記載されている。ただ、消費者法だけでは消費者の幸福は実現できないので、幸福になるための一助と解されよう。「消費者保護法」が、消費者を保護の対象と考えるのではなく、権利主体として捉え、その自立を促す機能を有すべきという考えから、「保護」の文字を取って「消費者法」に改められたが、この点について、前述のように、次のように言われていた。「保護と自立の両立を図ることなく、消費者の権利を『尊重』し、消費者の『自立』を『支援』する消費者政策は、権利を武器に、自己責任で市場を生き抜く『自立』した消費者という現実の生活から乖離した消費者像を描いている。消費者に要求される『自立』は、消費者を他者との関係から切り離し、消費者の個人化を推し進める。また、行政の保護を減らし、消費者の責任を強調する消費者の『自立』は、行政による事業者への『公的責任追及力』を低下させ、事業者の『反社会的・反公益的行為』を見逃す危険」がある<sup>(33)</sup>、と。

そしてまた、『弱者保護』というだけでは消費者法の独自性を根拠づけることはできないのではないかとといった指摘もある<sup>(34)</sup>。社会法とは、前述のように、「市民法を修正・補完して公権力が社会生活に介入し、社会権を実現するために社会的・経済的弱者を保護する法」と解する<sup>(35)</sup>。それゆえ、消費者法が社会法に属すると解するには、消費者法がこの社会法の要件を具備する必要があるが、この点については後述する。

## (二) 消費者保護としての社会法

### (1) 経済法の社会法肯定説における消費者保護論

一般消費者の利益確保を目的とする独占禁止法などの経済法が社会法に属するとの見解の中で消費

者の保護について触れているものもあるので、以下にそれらの見解を考察する<sup>(36)</sup>。

①正田彬は次のように説く。独占禁止法の究極の目的が、国民経済の健全で民主的な発達を促進することにあることが明らかにされている。独占禁止法を基礎づけている経済法の法的性格に照応するのであって、独占禁止法が、国民経済における矛盾の解決、言いかえれば、実質的平等の確立を理念とする、社会法としての経済法に属する法であることを示している。したがって、民主主義の理念は、平等の理想の下に、私的資本の特権による支配を排除し、経済的従属関係に基づく不平等関係に、実質的な平等をもたらさんとするに至るわけである。独占禁止法の目的として掲げられている「一般消費者の利益を確保する」ということは、概念的には、当然国民経済の民主的で健全な発達の促進の中に含まれる。すなわち、経済的従属者の基本的な権利としての平等権の実現という中に、当然経済的従属者の底辺を構成する一般消費者の権利、利益の確保が含まれているからにはかならない<sup>(37)</sup>、と。

この見解に対しては、むしろ、弱者の保護ととらえるべきものとし、契約自由という法律関係の背後に、「市場支配」を媒介として、経済的強者・弱者関係が存在するのが一般的であり、競争秩序維持法は、この経済的強弱を基にした従属関係を規制する側面を有するので、社会法的性格を有するといわれるゆえんであるとの批判があった<sup>(38)</sup>。生存権に基づき経済的弱者を保護することで実質的平等が図られうるとみることができ、結果的には同様に理解できるのであり、その保護手段を公権力に基づく消費生活への介入による市民法原理の修正と解しうる。なお、正田彬は、引用文献上、生存権の実現と弱者の保護の要素を明示している。

②丹宗暁信は次のように説く。経済法は、労働法、社会保障法とともに社会法の一法分科として位置づけられる。現代法の特徴は、社会法と称される労働法、社会保障法、経済法、環境法等の新しい法分野の出現にあるといえよう。社会法概念には「自由人権主体としての個人」の尊厳の思想や世界人権宣言の生存権思想がその基底にある。市民法（主として民商法）の法主体の「人」・「商人」の形式性・抽象性を克服するための理論的根拠として、生存権思想や「人格の自由な発展」の権利思想の下に、所有権の自由、契約の自由、営業の自由に一定の制限を加えるための一群の法体系として社会法が主張され、法制度化されてきているのである。社会法の存在を認めることの意義は、まさに「自由人権主体としての個人」の尊厳の回復であり、社会法的権利－生存権であれ社会権的経済基本権であれ－の権利性を保障しようとする法理論的基礎もまたそこにある。経済法とくに独禁法は、市場経済における競争秩序維持のために自由競争の制限や公正競争阻害を規制するための法的手段であり、事業者による競争制限（＝市場支配）を規制し消費者や中小企業者の保護のために、公正取引委員会が介入することにより規制措置が取られる<sup>(39)</sup>、と。この見解は、引用文献上、生存権の実現と公権力の介入の要素を明示している。

③本田尊正は次のように説く。今日いずれの資本主義国家も独占体の弊害を規制する立法が生み出され、これが経済法として中小企業や一般消費者の利益を守るための重要な役割を果たしており、社会法という新しい法の体系のもとで、個人の自由や平等を保障する基本原理たる市民法とは違って、資本主義社会の現実で様々な矛盾のもとに生きる人間の生存権を擁護する考え方が統一的な基礎理念をなし、社会法は資本主義社会の現実のもとで人間（労働者、失業者、傷病者、中小企業者、消費者など）の生存権を擁護しようとする法の体系である<sup>(40)</sup>、と。この見解は、引用文献上、生存権の実現の要素のみを明示しているが、国家の独占体の弊害規制より公権力の介入も認定できようか。

④因藤重光は次のように説かれていた。経済法は労働法と共通の性格をもっており、両者はしばしば社会法の中の主要な領域を構成するものとされる。しかし、経済法が資本主義発展の要請として資本の側に役立つ面では、それは「社会」法の一翼を担うものということではできない。経済法が社会法的性格を有するのは、資本主義の矛盾から生じる大衆の利益の侵害に対して、その利益を守るために行われる経済の法的規制－たとえば消費者保護－の限度においてである<sup>(41)</sup>、と。この見解は、引用文献上、社会法の4つの要素のいずれをも明示していない。

⑤佐藤進は次のように説く。今日では、社会法を定義するとすれば、高度資本主義段階の法秩序において、憲法25条の生存権、13条の幸福追求権保障を軸に、憲法14条の人間平等保障原理の下で、快適にして幸福な生活の実現を目的とする現代法体系に位置づけられる法の総称といってよい。この観点からみると、今日、社会法は、かつてそのほとんどを占めた労働法と、これと重畳しながらも独自の存在を主張しつつある社会保障法と、さらに市民社会の流通消費過程にある社会的な生活弱者層の保護を対象とする経済法とをその領域に含ませているとみてよい<sup>(42)</sup>、と。この見解は、引用文献上、生存権の実現と弱者の保護のみを明示しているにとどまる。

これらの経済法の社会法肯定説における消費者の保護についての比較表をみると、多くは生存権の要素を明示しているが、その他の要素の明示は少ない。

【経済法の社会法肯定説における消費者の保護論比較表】

| ＼      | ㉗市民法修正 | ㉘公権力介入 | ㉙生存権実現 | ㉚弱者保護 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| ①正田彬説  |        |        | ○      | ○     |
| ②丹宗暁信説 |        | ○      | ○      |       |
| ③本田尊正説 |        | △      | ○      |       |
| ④団藤重光説 |        |        |        |       |
| ⑤佐藤進説  |        |        | ○      | ○     |

(2) 社会法肯定説における消費者保護論

上記以外の社会法肯定説において消費者を保護の対象にしている見解もあるので、その見解を考察することにする<sup>(43)</sup>。

①金澤良雄は次のように説く。経済法・社会法といわれる「独立の法分野」は、実は、公法と私法の自己発展の中に包摂されると解し、今日の現実の経済社会においては、取引における消費者とその相手方との関係は、実質的には平等でなくなっているのが通例である。消費者は、基本的には「王様」であるかもしれないが、現実的には「弱者」であるという認識が高まっているといってよい。そこで、弱者としての消費者のために、市民法における形式的平等に対し実質的平等を確保しなければならないという要請が、社会法的要請として生じてくることになる。ここに、消費者政策の一つの大きな基盤がある。消費者保護政策の前提としての「消費者は弱者」であるという見方が、「消費者の権利」「消費者主権」としての主張に展開してきた。その基本的な視点は、「生存権」にある<sup>(44)</sup>、と。この見解は、引用文献上、生存権の実現と経済的弱者の保護の要素を明示しているが、実質的には、「市民法における形式的平等に対し実質的平等を確保しなければならないという要請」あたりから、市民法の修正を認定し得ようか。

②森泉章は次のように説く。消費者と企業との間には、大きな経済的不均衡が存在する。かくして、企業者に対する関係において、「消費者は常に経済的弱者である。弱者であるがゆえに保護されなければならない」という提言がなされるにいたる。これが肯定され得るならば、民法における市民法的原理にいわば社会法的原理を導入し、それによって市民法的原理を修正しつつ消費者保護が図られなければならないであろう<sup>(45)</sup>、と。この見解は、引用文献上、弱者の保護、市民法の修正の要素のみを明示している。

これらの社会法肯定説における消費者の保護についての比較表をみると、両説は市民法の修正と弱者の保護の要素は明示しているが、生存権の実現の要素は分かれる。

【社会法肯定説における消費者の保護論比較表】

| ＼     | ㉗市民法修正 | ㉘公権力介入 | ㉙生存権実現 | ㉚弱者保護 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 金澤良雄説 | △      |        | ○      | ○     |
| 森泉章説  | ○      |        |        | ○     |

(三) 消費者法の社会法性の考察

上述の【消費者法の社会法性肯定説】は、社会法の要素、⑦市民法の修正、④公権力の介入、⑤社会権・生存権の実現、⑥経済的弱者の保護の4つすべてを明示している見解もあったが、多くはない。また、⑦の社会権・生存権の実現や⑥の経済的弱者の保護の要素を明示している見解は多いがすべてではない。⑦の市民法の修正の要素を明示していない見解も多いようであった。さらに、【経済法の社会法肯定説における消費者保護論】についての比較表をみると、多くは生存権の要素を明示しているが、その他の要素の明示は少ない。さらに【社会法肯定説における消費者保護論】についての比較表をみると、市民法の修正と弱者の保護の要素はいずれも明示しているが、生存権の実現の要素は分かれていた。

これらの見解をみると、社会権・生存権の実現の要素を明示していない見解も見られた。しかし、社会法は社会経済的弱者の保護ないしはかかる者（具体的人間）の生存を考慮する法現象にとらえ、それを社会法として統一的にとらえることを意味するのであって、この生存権理念から外れる法は社会法概念には入らない<sup>(46)</sup>ともいわれていた。そもそも、憲法上の社会権も講学上の概念であり、社会権は「人間の名に値する生活」を守るための権利であり<sup>(47)</sup>、それを実現するのが社会法であって、資本主義経済の下で生じる社会的矛盾ないしは社会的・経済的不平等を解決すべく、社会的に対等でない社会的弱者を保護するために創設されたものである。社会権や社会法と呼ばれる法分野は生存権や社会的正義の思想が問い直される中から形成されてきたのである<sup>(48)</sup>。次のようにも説かれていた。社会法の理念・主張は、経済的弱者からの法的主張であり、単に取引上の立場が不利だから救済して欲しいというだけでなく、それが正当な法的権利（＝社会権）だという理屈づけに基づくものであった<sup>(49)</sup>、と。

独禁法などの経済法なくしては、全国民からなるといわれる消費者や中小企業者などの生活・生存を保護することは困難と言わざるをえない<sup>(50)</sup>。労働者の賃金や生活困窮者の生活保護給付金は最低賃金法等の労働法や生活保護法等の社会保障法で保護されているが、労働者も生活困窮者も消費者である。労働者も生活困窮者も、支払を受けた賃金や給付金で生活し、生存するのである<sup>(51)</sup>。衣食住をはじめ、医薬品、レジャーなどの消費をする場面においても、消費者法や独占禁止法による保護が必要なのである。私達国民の消費生活における保護がなければ、私達国民の生活・生存は困難と言わざるをえない<sup>(52)</sup>。

消費者の弱者性は、前述のように、消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の「議論の整理」において「消費者の脆弱性」を指摘しているなど、明らかである。弱者の保護について、次のようにも言われる。資本主義経済の発展過程では、労働者、消費者、農民等は、経済的弱者としての地位に目覚め、それぞれ労働運動、消費者運動、農民運動という一連の社会運動を展開して、彼らの実質的平等の実現を要求していった。先進資本主義国では、かような人間相互の具体的利害が生ずるに及んで、これらを解決するために国家が経済に介入することを余儀なくされた。国家の経済への介入は、その目的、形態、経済的意義など種々異なった意味を持って介入するのであるが、それは、一方では財産権の自由を制限し、他方では消費者の利益を確保するという目的をもっている。それをここでは消費者保護法と呼んでおく。消費者保護法は、国家が経済に介入する場合直接消費者を保護する目的をもって介入するので、独占禁止法とは、その介入方法が異なるわけである。しかし、一般消費者を保護するということでは、独占禁止法と同じ経済的意義を持っているのである。消費者保護法は、国家が事業者の営業の自由、つまり形式的自由を制限することによって、消費者の生存権を直接的に確保するものである。消費者の側面に関する生存権については、消費者が取引によって得られた商品・サービスを生活のために消費する際、①消費者の生命・健康の安全確保、②商品の適正な表示、③不当な取引条件の強制の排除、④不当な被害からの速やかな救済、⑤正確な情報の提供等を実現することは、人間のより良き生存を確保するために必要不可欠と思われる<sup>(53)</sup>、と。

⑦の市民法の修正と④の国家権力ないしは公権力の介入はどうか。これらの要素は当然の社会法の要素と解される。国家権力ないしは公権力が私人間の契約関係等に介入して、市民法を修正・補完するのが弱者保護の手段である。これらの社会法の要素は高度資本主義経済の矛盾ないしは弊害を排除すべく、それらの手段を講ずるのである。これらの社会法の要素を明示していない見解は、これらの要素は

当然の前提として明示していないものと解される。

以上、したがって、問題は、消費者法が「公権力が消費生活に介入する」ことの要件を具備するか否かである。上述の【消費者法の社会法性肯定説】のうち、明示する見解があるが具体的な内容はない。前述のように、組織的には、内閣府に「消費者委員会」が設けられ、「消費者庁」が設置され、独立行政法人として「国民生活センター」が置かれ、地方自治体には「消費生活センター」が設置されている。それらの機関の権限はどうかというと、一般的には、「消費者委員会」は、「消費者庁」から独立して政府の消費者行政全体の監視・提言役として職務を行う機関であり、「消費者庁」は、①消費者事故情報の一元的集約・分析・公表、②消費者行政の司令塔として所轄省庁への対応策の勧告、③消費者法令の所管、④すき間事案に対する立ち入り・勧告など、消費者行政の責任官庁としての権限が与えられているといわれる<sup>(54)</sup>。

しかし、例えば、一般消費者の利益を保護する景表法は、独禁法の特別法として公正取引委員会が所管していたが、消費者庁が発足し、同庁に移管された。同法は、独禁法の特別法としての位置づけはなくなったが、機能的には変化はない<sup>(55)</sup>とされている。しかしながら、独禁法の禁止する「不当な顧客誘引」のうち景品及び表示に関する特例であり、同法に基づき、不当表示禁止違反事業者に対しては行為の差止や再発防止の措置命令（7条）のほか、課徴金納付命令（8条以下）や差止命令（30条）を行うことができる<sup>(56)</sup>。また、購入者（消費者）等の利益を保護する特定商取引法は、不当な勧誘行為の禁止や広告規制などをし、内閣総理大臣（委任による消費者庁長官）、経済産業大臣及び都道府県知事に改善指示、業務停止命令、業務禁止命令、報告徴収権、立ち入り調査権及び質問権などを与えている（同法6条、7条、8条、8条の2、11条、66条、68条等）。このような景表法や特定商取引法に基づく公権力による介入規定等もあることから、消費者法は社会法の要件を具備すると解される。

## 5. 経済法と消費者法の関係の考察

前述のように、消費者法も社会法に属すると解される。消費者法は、「保護」という言葉はついていないが、消費者基本法は、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としており、消費者は、事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、経済的弱者であって、かかる弱者の保護ないしは擁護を図るのが消費者法であり、消費者法も社会法に属すると解される。

消費者は全国民である。労働者も、生活保護受給者も、高齢者も、病人もみんな消費者である。前述のように、労働者の賃金は最低賃金法などで保護され、生活保護受給者の給付金も生活保護法等で保護されているが、消費者たる全国民の消費場面での保護が必要である。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 公法  | 憲法、行政法             |
| 社会法 | 労働法、社会保障法、消費者法、経済法 |
| 私法  | 民法、商法              |

このように理解すると、経済法と消費者法の関係が問題となる。経済法ないしは独占禁止法が社会法に属しないとの見解に立てば、基本的には、このような問題は生じない<sup>(57)</sup>が、拙稿において、経済法ないしは独占禁止法も経済的弱者たる消費者の保護を目的とする社会法に属すると解した<sup>(58)</sup>。この場合両者の関係はいかになるか。

この点に関して、鈴木加入は、独占禁止法による消費者の生存権確保は、営業の自由の保障、すなわち形式的自由を実質的自由のために制限することによって実現すること、言い換えればそれは、競争秩序の維持を通して間接的に確保されるのに対し、消費者保護法は、国家が事業者の営業の自由、つまり形式的自由を制限することによって、消費者の生存権を直接的に確保する、あるいは、「消費者の保護

を目指す国家の経済への介入は、直接消費者を保護することを目的とする各種消費者保護法と競争秩序の維持を通して間接的に消費者の利益を保護する独占禁止法がある」と説かれるが、独禁法も消費者保護法もいずれも消費者法に属すると解するのかどうかは引用文献上明らかではない<sup>(59)</sup>。ただ、独占禁止法は間接的に消費者を保護していると説く点には、直接に保護する面もあるので賛成できない<sup>(60)</sup>。たとえば、価格カルテルの排除命令等は直接に消費者の利益保護に資する面を有すると解されるからである。

また、伊従寛は、次表のように、経済法は、市場経済における「公正で自由な競争」という市場機能を保護し確保する「一般経済法」と市場失敗時の市場機能を修正する「特別経済法」に大別して体系化できるとし、「一般経済法」では、「自由な競争」を保護するための「競争維持法（独占禁止法）」、自由な競争における「公正性」を保護するための「公正取引法」及び経済活動の最終目標である「消費者」を保護する「消費者保護法」が中心となるとして、消費者法を一般経済法に属するものとする<sup>(61)</sup>。

|       |  |
|-------|--|
| 一般経済法 | 1、競争維持法（独占禁止法）、<br>2、公正取引法（独占禁止法、景表法、不正競争防止法、下請法等）<br>3、消費者保護法（消費者保護基本法、独占禁止法～）<br>4、枠組経済法（日本銀行法、財政法～） |
| 特別経済法 | 狭義の経済規制法；市場参入・料金・取引条件等の直接規制  |
| 国際経済法 | IHF 協定・WTO 協定等   |

以前に、沼田福次郎は、社会法は生存権に立脚する法領域とし、社会法には、労働法、社会保障法、環境法、消費者保護法、教育・文化法が属するとし、消費者保護法の下に、公正競争保障法と商品危害防止法を体系化していた<sup>(62)</sup>。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 労働法    | 雇用保障法<br>労使関係法—労働保護法・団結保障法     |
| 社会保障法  | 社会保険法<br>社会福祉法—公的扶助法・福祉サービス法   |
| 環境法    | 自然環境保全法<br>社会環境保全法—公衆衛生法・公害対策法 |
| 消費者保護法 | 公正競争保障法<br>商品危害防止法             |
| 教育・文化法 | 教育保障法<br>文化生活保障法               |

これを受けて、甲斐祥郎は、大別すれば、2つの部分から成り立ち、1つは、自然的関係の面において生じる問題をとらえる法、すなわち環境法であり、他の1つは、社会的関係の面において生じる問題をとらえる法、すなわち消費者保護法、労働法、社会保障法及び教育・文化法である<sup>(63)</sup>とする。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 環境法                              |  |
| 教育・文化法<br>社会保障法<br>労働法<br>消費者保護法 | なお、教育・文化法は基本的に他人の生の生産にかかわる問題をとらえる法であり、社会保障法・労働法・消費者保護法は自己の生の生産にかかわる問題をとらえる法であると説く。 |

私は、経済法と消費者法は別個の法体系をなすものと解する。経済法の体系には、独占禁止法のほか、下請保護法や景品表示法などが属する。消費者法の体系には、消費者基本法、消費者契約法、独占禁止法、景品表示法、特定商取引法、割賦販売法、貸金業法、金融商品取引法、金融サービス提供法、電子消費者契約法など、多くの法令が属する、と解される。佐藤一雄は、「間接的に消費者の利益を守る「競

争秩序法」と、固有の意味での『消費者法』とは体系を分けて考える必要がある」と説かれる<sup>(64)</sup>。また、今井成和は、少し長くなるが、次のように指摘している。消費者の権利とは、「消費者の人間としての権利を確保するために、きわめて多方面にわたる内容を含むものである。しかるに、経済法とは、資本主義の独占段階における経済政策立法であって、市場経済における経済的諸現象を規律し、一定の市場秩序を形成・確保することにより、市場経済の機能維持を図ることを、その目的とする。したがって、経済法が、消費者の権利・利益を守る法の総てでないことはもちろんで、消費者の『安全である権利』に関する制度は、通例、経済法とは関係がない。例えば、食品衛生法は、不衛生な食品や病肉などの販売を禁止し、公衆衛生の見地から必要な基準を満足しない飲食店等の営業は許可しない旨を定めており、これは、『安全である権利』を確保するために必要な規制であるが、市場秩序とは関係のない、むしろ、それ以前の問題に関することである。また、用法によっては危険を伴う商品に、その旨の表示を義務づけることも、虚偽表示などと異なり、市場秩序の維持とは、比較的關係が薄いものと考えてよいのである。・・・独占禁止法による規制の実効性の如何は、常に消費者の権利を左右する結果となるものであるが、それにも拘らず、経済法に固有の問題は、市場経済の維持に在るのであるから、それと、消費者保護の問題とは、一応区別して考えなくてはならぬだろう」と<sup>(65)</sup>。その他にも、経済法と消費者法は異なる法体系との見解がある<sup>(66)</sup>。

単的に言えば、消費者法は上述のように、消費者にかかわる法律の総称とか、消費者の権利・利益を守る機能を有する法領域・法律群などと言われており、わが国の経済の競争秩序維持機能を有する法令に限定される経済法とは異ならざるをえないように思われる。

独占禁止法は経済法と消費者法のいずれの体系にも属するが、独占禁止法は経済法の中核法令である。わが国の経済秩序の要である。独禁法は、わが国の経済の自由で公正な競争秩序の維持を基本としているからである。

上記のように、独占禁止法は資本主義国家の経済法と解すると、独占禁止法と消費者法は、ともに社会法に属するといえるが、両法令は、別系列の法令と解される。

独占禁止法は、資本主義国家の経済法であり、公正自由な競争を規制するのに対し、消費者法は経済的弱者たる消費者の保護を直接の目的とした法令と解される。

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 公法  | 憲法、刑法、行政法              |
| 社会法 | ①労働法、②社会保障法、③消費者法、④経済法 |
| 私法  | 民法、商法                  |

消費者法と経済法の体系は、次のようになる。独占禁止法や景表法は双方の体系に属することになる。

|      |  |
|------|--|
| 消費者法 | 消費者基本法、消費者契約法、景表法、独占禁止法、特定商取引法、割賦販売法、貸金業法、金融商品取引法、金融サービス提供法、電子消費者契約法 |
| 経済法  | 独占禁止法、下請法、景表法  |

拙稿において、経済法を定義し、「経済法とは、市民法を修正・補完して公権力が経済生活に介入し、事業者の公正自由な競争を規制し、生存権を実現するために経済的弱者を保護する法」と解した<sup>(67)</sup>が、消費者法を定義すれば、「消費者法とは、市民法を修正・補完して公権力が消費生活に介入し、生存権を実現するために経済的弱者たる消費者を保護する法」と解する。

## 6、むすびに代えて—消費者法の強化に向けて

前掲消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」の参考資料の冒頭に、「消費者法によって消費者の支援・保護を図ることが正当化される根拠は、消費者契約法の制定以来『消

費者・事業者間の情報の質・量、交渉力の格差』というメルクマールに求められているが、これでは不十分になっていると考えられる。これからの消費者法においては、消費者と事業者間の格差のみならず、『消費者の脆弱性』を正面から捉えていくべきと考えられる。また、消費者と事業者間の能力に係る格差として、交渉力以外に情報の活用能力や自らが有する脆弱性への対応能力等の要素を加味していくことも必要であると考えられる<sup>(68)</sup>、と指摘されていた。それゆえ、『消費者の脆弱性』を正面からとらえた消費者保護策が必要と解された。

本稿では、消費者法は社会法に属し、消費者の生存権を実現するものと解した。「現代の資本主義社会において、永久不可侵の基本的な人権としての生存権、社会権が保障されるには、労働法や社会保障法だけでは実現不可能なものであり、消費者法に加え、経済法も必要不可欠なのである。つまり、経済法（独占禁法）は生存権に基づくものであり、すべての国民が人間の尊厳を確保し、そして、すべての国民が幸福な生活を確保するには、経済法は必要不可欠なのである<sup>(69)</sup>。自由競争を制限する私的独占やカルテルを禁止し、公正競争を阻害する優越的地位の濫用や共同ボイコット、再販売価格の拘束等を不公正な取引方法として禁止することで、私達国民の消費生活は確保されているのである。しかし、それでも入札談合やカルテルが後を絶たない。・・・独占禁法などの経済法なくしては、全国民からなるといわれる消費者や中小企業者などの生活・生存を保護することは困難と言わざるを得ない<sup>(70)</sup>。労働者の賃金や生活困窮者の生活保護給付金は最低賃金法等の労働法や生活保護法等の社会保障法で保護されているが、労働者も生活困窮者も消費者である。労働者も生活困窮者もいただいた賃金や給付金で生活し、生存するのである<sup>(71)</sup>。衣食住をはじめ、医薬品、レジャーなどの消費する場面においても、消費者法や独占禁止法による保護が必要なのである。私達国民の消費生活における保護がなければ、私達国民の生活・生存は困難と言わざるを得ない。<sup>(72)</sup>」これは拙稿「経済法と社会法に関する一考察」の「むすびに代えて」において述べたものである<sup>(73)</sup>。

したがって、消費者契約法の改正を求める。消費者契約法を大胆に「不当消費者契約防止法」（仮称）と改称し、目的条項に「消費者の脆弱性」を挿入し、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）と同様に、行政処分命令などをなし得るように改正し、所管する消費者庁が、積極的に不当な消費者契約を排除しうるようにすべきである<sup>(74)</sup>。前掲消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」における「議論の整理」には、次のような記載がある。「令和4年通常国会における改正時の付帯決議等において、その消費者法制における役割等を多角的な権利から整理した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討が必要とされた消費者契約法について、民法の特別法としてのみ位置付ける見方から脱却し、消費者の脆弱性に正面から向き合い、生活者としての消費者像を視野に入れて、消費者が係わる取引を幅広く規律する新たな姿（法形式を含む）を追求すべきである。・・・規定の法的効果としては、取消しや契約条項の無効以外にも契約の拘束力からの解放を認める新たな制度を導入することを検討する必要がある。具体的には、例えば、・・・消費者契約法即ち民事ルールであるといった形で視野を限定することなく、行政規制の導入可能性を含め、民事・行政・刑事にまたがる規律の在り方を検討することも有益である」と<sup>(75)</sup>。

私達国民はみんな消費者である（消契2条1項）。私達消費者が安全に、安心して消費生活ができるようにしてもらいたいものである。消費者は生存するために消費をやめることができない弱い面があり、消費者は生活のために必要であれば、値上がりして高いと思っても購入せざるを得ないこともあるのである<sup>(76)</sup>。

【注】

- (25) 北川善太郎『消費者法のシステム』（岩波書店1980年）113頁。次のようにも説かれている。開かれた民法体系内で新しい現象に対してつねに適合力を備えた「開放的」な体系で作用する法形成原理（修正原理）に裏打ちされた消費者法が生成するならば、民法外で積重ねられている消費者保護のための法的努力に対してきわめて強力な支点を提供することになるであろう（同「消費者保護と民法」『＜民・商法部会合同シンポジウム＞消費者保護と私法』私法40号25頁）、と。
- (26) 鎌田薫『『消費者法』の意義と課題』『消費生活と法（岩波講座現代の法13）』（岩波書店1997年）5頁。なお、星野英一（敬称略。以下、同じ。）は、民・商法部会合同シンポジウムにおいて、自動車製造業の大会社の社長とか、食品会社の社長とか、あるいは大金持ちとか、貧乏人とか、同じように「弱者だから」保護するというのでは、少し足りないのではないだろうか、などと発言なされており、これに対して、竹内昭夫は、強者か弱者かというのは、別にお金持ちか貧乏人かというだけが基準ではないとし、消費者は、日常必要とする多種多様の商品を少量ずつ買ってきて消費する生身の人間ですから、幾ら賢い消費者になろうと努めても、企業と同じ程度の知識を持つなどということはそもそも不可能なことである旨の発言をなされている（『＜民・商法部会合同シンポジウム＞消費者保護と私法』私法40号9頁、星野英一発言・同私法40号60頁以下、竹内昭夫発言・同私法40号63頁参照）。一般的には、例えば、社長といっても、自分の会社の製品等については分かっている、特に異業種の種々多様な日用品などのすべてについて深く理解していないし、理解できないと思われる。
- (27) 消費者庁「逐条解説消費者契約法」6頁 <https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer.system/consumer.contract.act/annotations/>（令和6年12月1日アクセス）。
- (28) 今井成和「消費者の権利と経済法」『私的独占禁止法の研究（四）Ⅱ』（有斐閣1976年）333頁以下。
- (29) 「協同組合と独占禁止法」『独占禁止法講座Ⅲ』（商事法務研究会1981年）199頁以下。
- (30) 鈴木深雪『消費者政策－消費生活論（4版）』（尚学社2007年）20頁。
- (31) 鎌田薫・前注（26）『『消費者法』の意義と課題』5頁。
- (32) 消費者庁「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理」（令和5年7月）2頁（<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-system/meetingmaterials/review.meeting-004/>（令和6年12月1日アクセス））。
- (33) 後藤誠一「消費者の自立に関する一考察－消費者政策における基本理念に着目して－」消費者教育31号16頁以下。潮見佳男は、「自立から支援へのスローガンの陥穽」とし、「自立した消費者」という言葉の持つ魔力に目を奪われ、「自立した消費者」の権利を実現することが「消費者重視の社会システム」の構築につながるものと捉え、消費者基本法の理念に対する積極的評価を下すのは危うい、と説かれている（「消費者基本法について」月報司法書士393号47頁）。
- (34) 鎌田薫・前注（26）『『消費者法』の意義と課題』5頁、星野英一・前注（26）『＜民・商法部会合同シンポジウム＞消費者保護と私法』60頁以下。
- (35) 拙稿「経済法と社会法に関する一考察」経済論集22号6頁以下。
- (36) なお、松下満雄は、独禁法ないし経済法の社会法性に触れず、次のように説く。独占禁止法全体が消費者保護の機能を有している。特に不公正な取引方法の禁止の一部はいわゆる消費者保護法の一環という役割を担っている。また、優越的地位の濫用禁止はその理論的位置づけの如何にかかわらず、個別的取引関係において経済的弱者の保護の機能を果たすことは間違いのないところである（『経済法概説〔第5版〕』（東京大学出版会2011年）146頁以下）、と。他に、独禁法は消費者の権利や利益を確保する上で非常に重要であるとの見解もある（山本晃正『新・消費者法これだけは第3版（杉浦市郎編）』（法律文化社2020年）192頁）。

- (37) 『経済法（新訂版）』（日本評論社 1987 年）140 頁。
- (38) 丹宗昭信『新版独占禁止法の基礎（実用編）』（青林書院 1988 年）27 頁。拙稿・前注 (35)「経済法と社会法に関する一考察」6 頁参照。
- (39) 丹宗暁信『経済法総論（現代法律学全集）』（青林書院 1999 年）217 頁以下・221 頁。
- (40) 本田尊正『テキストブック法学』（有斐閣 1983 年）154 頁以下。
- (41) 団藤重光『法学の基礎〔第 2 版〕』（有斐閣 2007 年）104 頁。
- (42) 佐藤進『社会保障法〔第 5 版〕（西原道雄編）』（有斐閣双書 2002 年）29 頁以下。
- (43) なお、宮沢健一は、社会権について次のように説く。今日の消費者問題の深刻化、消費者被害の普遍化は、市民法原則と大きく衝突する。この意味で、消費者主権の法制面への反映は、市民法原則への修正を求めるものである。一般に、市民法原則への修正は、「人」について具体的な性格規定を導入するところに始まる。かつての、使用者・労働者の識別による労働立法はその成果であり、自由権に対する社会権の確立は、まず「働く者」としての市民の労働権として定着した。現代の問題は、これを超えて、「生活する者」、「暮らす者」としての市民や消費者の社会権の要求にまで発展し、事業者・消費者の性格識別が要請されているのである（『消費者保護法の基礎（実用編）〔北川善太郎・及川昭伍編〕』（青林書院新社 1981 年）20 頁以下）、と。なお、正田彬『消費者の権利新版』（岩波新書 2010 年）18 頁以下参照。
- (44) 金沢良雄『経済法〔新版〕（法律学全集）』（有斐閣 1986 年）27 頁・399 頁以下。
- (45) 森泉章「消費者問題と消費者保護」『消費者保護の法律問題』（勁草書房 1994 年）4 頁・15 頁。
- (46) 柳澤旭「社会法の概念」山口経済学雑誌 55 巻 4 号 51 頁、吾妻光俊『新訂労働法』（青林書院新社 1977 年）44 頁・46 頁、片岡昇「社会法の展開と現代法」『現代法の展開（岩波講座現代法 1）』（岩波書店 1965 年）150 頁、丹宗暁信・前注 (39)『経済法総論（現代法律学全集）』217 頁以下、本田尊正・前注 (40)『テキストブック法学』155 頁参照。
- (47) 篠田優「社会体制と社会権の関係についての覚書」北星学園大学経済学部北星論集 52 巻 2 号 (2013 年) 72 頁・75 頁、中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣 1973 年）290 頁、荒木誠之「社会法における生存権法理の展開」『社会法の現代的課題（林迪廣先生還暦祝賀論文集）』（法律文化社 1983 年）2 頁以下参照。
- (48) 丹宗暁信・前注 (39)『経済法総論（現代法律学全集）』217 頁以下・220 頁。社会法と社会権は相即不離の関係であり、必然的に結びつく関係にあり、基本的には目的と手段の関係とみることもできよう。菊池馨実は「社会法の憲法的基盤である社会権」と説き（『社会保障法制の将来構想』（有斐閣 2010 年）344 頁）、本田尊正は「社会法の統一的基础理念となっている生存権の思想」とか、「生存権の思想によって裏づけられる社会法」と説く（前注 (40)『テキストブック法学』156 頁）。吾妻光俊は、生存権は社会法の観念に法的根拠を提供した、と説く（前注 (46)『新訂労働法』42 頁）。なお、柴田滋『社会法総論社会法の基本法理とその現代的展開』（大学教育出版 2015 年）191 頁参照。
- (49) 舟田正之「経済法序説 (1)」立教法学 90 号 87 頁。
- (50) 早田幸政『入門法と憲法』（ミネルヴァ書房 2014 年）25 頁参照。
- (51) 細川幸一は、消費者という概念は労働者の消費生活の問題として認識され、限られた資金収入をやりくりして生活に必要な物資を買う労働者の物価上昇による生活苦や、モノ不足、粗悪品による被害などが社会問題化し、「消費者は権利主体として概念されるが、被害者として発見された」という言い方もされ、労働者と消費者、1 人の人間が双方の立場を持ち、ともに企業（法人）と対峙して弱い立場に立つ自然人である、と説く（『大学生が知っておきたい消費生活と法律』（慶応義塾大学出版 2019 年）5 頁）。
- (52) 宮沢健一は、前注 (43) のように、自由権に対する社会権の確立は、まず「働く者」としての市民の労働権として定着し、現代の問題は、これを超えて、「生活する者」、「暮らす者」としての市

民や消費者の社会権の要求にまで発展している旨を説かれていた。

- (53) 鈴木加人「消費者保護思想の発展過程」『現代の生存権－法理と制度－（荒木誠之先生還暦祝賀論文集）』（法律文化社1986年）599頁・602頁・610頁・612頁。
- (54) 日本弁護士連合会編『消費者法講義第5版』（日本評論社2018年）510頁。
- (55) 細川幸一・前注（51）『大学生が知っておきたい消費生活と法律』20頁。
- (56) 山本晃正・前注（36）『新・消費者法これだけは第3版』165頁参照。
- (57) 甲斐祥郎「社会法の論理と構造」『社会法の現代的課題（林迪廣先生還暦祝賀論文集）』（法律文化社1983年）22頁・28頁・37頁、沼田稲次郎『労働法事典（沼田稲次郎編集代表）』（労働旬報社1979年）21頁参照。なお、片岡昇は、経済法のうち生存権確保のための法を社会法に含め、消費者法や中小企業法を社会法体系に組み入れている（前注（46）「社会法の展開と現代法」155頁）。
- (58) 拙稿・前注（35）「経済法と社会法に関する一考察」9頁。
- (59) 鈴木加人・前注（53）「消費者保護思想の発展過程」611頁以下・614頁。
- (60) 拙稿・前注（35）「経済法と社会法に関する一考察」15頁注（70）参照。佐藤一雄も、「間接的に消費者の利益を守る『競争秩序法』」と説かれる（『新講・現代消費者法』（商事法務研究会1996年）32頁）が、賛成できない。なお、松下満雄・前注（36）『経済法概説第5版』146頁以下参照。
- (61) 丹宗暁信・前注（39）『経済法総論（現代法律学全集）』397頁以下・406頁。
- (62) 前注（57）『労働法事典（沼田稲次郎編集代表）』21頁。
- (63) 甲斐祥郎・前注（57）「社会法の論理と構造」37頁。
- (64) 佐藤一雄・前注（60）『新講・現代消費者法』32頁。ただ、独禁法などが間接的に消費者の利益を守るという点には賛成できない。独占禁止法は、確かに公正自由な競争促進法であるが、不当な利得目的で自由競争を制限する大企業・複数企業等によるカルテルや独占行為を排除して消費者を直接・間接に保護し、公正競争を阻害する大企業・複数企業等による不正な取引方法を排除して消費者を直接・間接に保護するとともに、公正自由な競争を害するおそれのある大企業・複数企業等による企業結合を阻止又は排除して消費者を直接・間接に保護すると解される。もちろん、直接的には中小企業・零細企業を保護することもあるが、その場合でも、間接的には、消費者を保護する面を有している、と解される（正田彬・前注（43）『消費者の権利新版』93頁、本田尊正・前注（40）『テキストブック法学』155頁、鈴木加人・前注（53）「消費者保護思想の発展過程」606頁・611頁以下参照）。
- (65) 今井成和・前注（28）「消費者の権利と経済法」336頁以下・338頁。
- (66) 日本の現行の制度では、消費者法と競争法は基本的に別次元のものとして捉える見解がある。例えば、消費者法は、消費者対事業者の世界、競争法は事業者対事業者の世界として捉えられているとの見解（カライスコス アントニオス『これからの消費者法—社会と未来をつなぐ消費者教育』（法律文化社2020年）193頁）や、消費者保護を直接の目的とする法律としては、まず消費者保護基本法があり、具体的な保護の方法については割賦販売法、訪問販売法などがあり、これらの消費者保護の法制度は、経済法の一部を構成するが、消費者の生活安定を図るという観点からすれば、生活保障の法に属するということができるとの見解（荒木誠之『テキストブック生活保障論〔第2版〕』（法律文化社2000年）8頁）である。
- (67) 拙稿・前注（35）「経済法と社会法に関する一考察」10頁。
- (68) 消費者庁・前注（32）「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会参考資料」1頁。
- (69) 松村晴路は、現代国家の経済政策の重要な柱の具体化が経済法であると説かれ（『新・消費者保護論—新しい消費者問題に向けて—』（光生館1994年）98頁）、鈴木加人は、生存権の綱領的意味は国のあらゆる政策の基礎にも発展しうる旨を説く中村睦男の見解（「社会権」『憲法Ⅲ人権（2）』（有斐閣1981年）348頁）を参照して、生存権は、生活破壊、環境破壊等のいわゆる市民の生活

権等にもその理念を拡張させるべきで、国のあらゆる政策の基礎に発展しうるとし、この意味で、生存権の基礎理念は、独禁法及び消費者保護法においても貫かれている、と説かれる（前注（53）「消費者保護思想の発展過程」612頁。なお、早田幸政・前注（50）『入門法と憲法』25頁、中村睦男『社会権の解釈』（有斐閣1983年）34頁参照）。

- (70) 早田幸政・前注（50）『入門法と憲法』25頁参照。
- (71) 細川幸一は、前述のように、消費者という概念は労働者の消費生活の問題として認識され、限られた資金収入をやりくりして生活に必要な物資を買う労働者の物価上昇による生活苦や、モノ不足、粗悪品による被害などが社会問題化し、「消費者は権利主体として概念されるが、被害者として発見された」という言い方もされ、労働者と消費者、1人の人間が双方の立場を持ち、ともに企業（法人）と対峙して弱い立場に立つ自然人である、と説いていた（前注（51）『大学生が知っておきたい消費生活と法律』5頁）。
- (72) 宮沢健一は、前述のように、自由権に対する社会権の確立は、まず「働く者」としての市民の労働権として定着し、現代の問題は、これを超えて、「生活する者」、「暮らす者」としての市民や消費者の社会権の要求にまで発展している旨を説かれていた（前注（43）『消費者保護法の基礎（実用編）』21頁）。なお、正田彬・前注（43）『消費者の権利新版』18頁以下参照。
- (73) 拙稿・前注（35）「経済法と社会法に関する一考察」10頁。
- (74) 消費者契約法制定時、「ほほすべての消費者契約において、被害にあった消費者が、行政に頼ることなく、自らで事業者に対して権利を主張できる一定の民事ルールという『武器』を手に入れることができたという意味で大きな意義」があるとも言われた（大矢息生・執行秀幸『新消費者契約社会の法理と実務－消費者契約法の理論と対応－』（税務経理協会2001年）180頁以下）が、多くの消費者はその武器を使いこなせないし、強力な助っ人が必要なのである。
- 2010年に、近畿弁護士会連合会消費者保護委員会は、統一消費者法典の実現をめざして『消費者取引法試案』を公表し、第一段階として、消費者契約法、景品表示法及び特定商取引法の統合案を示し、消費者契約法の規定する不当な勧誘や不当条項の使用に対して景品表示法の行政ルールに類似する行政ルールの導入を提案なされており、その他の提案も参考にして、消費者庁が積極的に不当な消費者契約を排除できるようにしていただきたいものである（『消費者取引法試案－統一消費者法典の実現をめざして－（消費者法ニュース別冊）』（消費者法ニュース発行会議2010年）7頁・15頁以下・42頁以下・65頁以下参照）。
- (75) 消費者庁・前注（32）「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理」11頁。
- (76) 丸山千賀子『実践的消費者読本第6版』（民事法研究会2021年）7頁参照。



## 学校教育目標の設定と変容に関する調査 その2

### － 2025年の秋田県と山形県の比較と 秋田県の抽出校における歴史の変遷－

浦野 弘\*<sup>1</sup>、伊藤 栄二\*<sup>2</sup>、菊地 一仁\*<sup>3</sup>、斉藤 孝雄\*<sup>4</sup>

**要旨** 秋田県及び山形県の小中学校を対象に、2025年度の各校の「学校教育目標」を収集し、両県の比較をすると共に、2024年度の秋田県での調査結果とも比較しながら、その特徴をまとめている。また、秋田県内の小中学校の各一校を抽出し、当該校の50年以上にわたる「学校要覧」から「学校教育目標」の歴史の変遷を、校長の異動（着任）の時期と照らし合わせた一覧を作成し、当該校の「学校教育目標」の変遷を分析している。また、「開かれた学校」と言う視点から、一部の学校において、いまだにホームページが無い、更新されていない、あるいは「学校教育目標」等の掲載が無い等の不備がある状況を指摘している。

**キーワード** 学校教育目標、教育課程、学校ホームページ、学校要覧、歴史の変遷

#### 1. はじめに

筆者の一人は、これまでに秋田県内の小中学校の「学校教育目標」の特徴を調査報告してきている（佐藤・浦野 2015、浦野 2025）。その結果、全国規模の抽出調査結果と比較し、①全国的な調査の上位にある「豊かな心」「主体性・自主自律」は秋田でも上位にある ②「学力向上・確かな学力」というワードはほぼ見られない ③秋田では学習規律や学びに対する姿を意図したものが多く、主体を子どもにする傾向が強い ④「他者意識」、「他者への思いやり」「共生」というより、「自己実現」「自己の生き方」というような「子ども自身の生き方」という視点が多い傾向にある ⑤秋田で心的な意味合いでの「たくましい」が増加傾向にある ⑥「未来」に係るワードが増加している 等の特徴を明らかにしてきた。また、一部の学校においてホームページが更新されていない状況があり、社会に開かれた学校という視点からその課題を指摘してきた。

浦野（2025）の調査は2014年度と2024年度との11年間の間の比較であったが、本稿では、2024年度と2025年度の間の変化、他県の目標はどのように記述されているかということから山形県との差異等の比較、また秋田県内の二校の抽出校における50年程度のスパンでの経年変化等に関する基礎資料を収集したので、それを報告する。具体的には、浦野（2025）と同様な手法で、2025年度の秋田県の小中学校での「学校教育目標」を収集し、2024年度との比較をした。また、秋田近県の山形県内の小中学校についても同様の方法で「学校教育目標」を収集し、2025年度の両県において記載されているワードやその表記方法について検討した。さらに、秋田県内の二校の50年以上にわたる「学校要覧」を取り上げ、そこに示されている「学校教育目標」の歴史の変遷を、校長の異動（着任）の時期と照らし合わせたその一覧を作成し、当該校の「学校教育目標」の変遷を分析した。本稿は、その速報として記すものである。

\* 1 経済学部

\* 2 元秋田市立旭北小学校校長、元秋田市教育研究所所長

\* 3 元秋田市立築山小学校校長、元秋田県総合教育センター副所長

\* 4 元秋田市立秋田南中学校校長、元秋田県教育庁義務教育課主幹

## 2. 「学校教育目標」に関する資料の調査収集の方法

本調査では、浦野（2025）に示した方法を踏襲し、2025年7月～8月にかけて、秋田県内及び山形県内の小中学校の「各校のホームページ」等に掲載されている「学校教育目標」を収集し、その一覧を作成した。収集にあたっては、秋田県教育庁・山形県教育局及び各市町村教育委員会に公開されている学校リストを参照しながら進めた。具体的には、両県の前年度の学校一覧を基に（7月の時点では2025年度のものとは公開されていないため）、さらに各市町村教育委員会のホームページの情報から、統廃合を含め、各校にホームページがあるか否かを確認し、進めた。

各校の「学校教育目標」等を参照しても、それが本年度のものか過年度のものかが判別しがたい場合、あるいは、そのファイル名から判断して明らかに過年度のものと思われる場合もあったが、各校のホームページ上に掲載されている他の情報の中で、例えば、学校報等の記載が2025年4月以降に更新・追加されていれば、「ホームページ全体は管理されている」と判断した。そこで、「学校教育目標」等が記載されているファイル名から過年度のものであると容易に推測できるものであっても、意図的に同一のものを掲載しているとみなし、それを2025年度のものとして処理をした。

なお、これまでの研究成果と比較するため、一覧表の作成にあたっては、佐藤・浦野（2015）に従い、「標語的な表現」になっているものを収集・集計し、経営方針等に見られる詳細な記述は集計には含まれていないが、学校経営のグランドデザインや学校経営案がホームページの他の個所にあることが明らかとなるときには、それに記されている「学校教育目標」と一致しているかを確認しながら進めた。また、上滝ら（1978）と同様に、そこにあるキーワードのみに着目し、文脈からの解釈・推測はせずに、それらを集約・整理した。

さらに、秋田県内において、50年以上前からの「学校要覧」を保存している学校を調べ、小中学校の各一校を抽出し、一部欠損はあるものの、小学校は1974年から、中学校は1969年からのものを閲覧することができた。それを基に、50年を超える経年的変化を校長の異動と比較しながら、調べた。

## 3. 調査の結果

### (1) データを収集した学校数

2025年7月～8月にかけて、「学校教育目標」を収集した小中学校の総数を表1に示す。義務教育学校や小中一体型等の学校については、小学校と中学校のそれぞれ一校ずつとしてカウントした。特に、経営方針等に小中学校の明確な方針の違いが示されている場合には、各々の教育目標をも踏まえて集計した。

表1 2025年度調査対象にした学校数

|   | 秋田県    |        | 山形県      |          |
|---|--------|--------|----------|----------|
|   | 小学校    | 中学校    | 小学校      | 中学校      |
| 学校数                                       | 158校   | 99校    | 182校     | 79校      |
| 学校のホームページ等が見出せなかった学校数（上記学校数の外数）           | 2校(1%) | 1校(1%) | 10校(5%)  | 3校(3%)   |
| 学校のホームページ内に学校教育目標等を見出すことができなかった学校数（上欄を含む） | 9校(5%) | 5校(5%) | 31校(15%) | 14校(15%) |

なお、調査時に、各校のホームページを参照すると、例えば、学校のトップページからリンクされている当該校の「学校紹介」にある「学校教育目標」には過年度の「2022年4月更新」と明示されていたり、2022年度版のPDFファイルを参照したりするようなケースがまだいくつか見られる。また、「学校教育目標」をクリックすると、その先は空白である学校もある。しかし、そのような学校でも、各校のホームページ内を見ていき、例えば、2025年4月以降の学校報等があれば、ホームページは管理されている見なし、学校報に記載されている「学校教育目標」を当該校の目標として採用した。

ホームページを見出すことができなかった学校を含め、学校教育目標の記載が無い学校の割合が、小学校中学校とも、秋田県では5%、山形県では15%であり、学校運営に関する事項の公開意識が両県において、多少異なるように思える結果となっている。

## (2) 教育目標の主体の違い

「学校教育目標」の標語的記述には、「○○をしようとする生徒の育成」というような「教師（学校）が○○をする」というように教師が主体となる表現のもと、「かしこく やさしく たくましく」というように子どもが主体・子どもの行動で表現したものとに大別できる。また、その両者を並列的に表記してあるものもある。この観点から、それらの数を示したものが表2である。

表2 2025年度の目標の主体別の割合

| 校種  | 記述の主体 | 秋田県     | 山形県     |
|-----|-------|---------|---------|
| 小学校 | 主体教師  | 58(37%) | 89(49%) |
|     | 主体子ども | 89(56%) | 79(43%) |
|     | 両者併記  | 11(7%)  | 14(8%)  |
| 中学校 | 主体教師  | 59(60%) | 32(41%) |
|     | 主体子ども | 34(34%) | 35(44%) |
|     | 両者併記  | 6(6%)   | 12(15%) |

秋田県においては「主体子ども」が小学校では56%、中学校では34%であり、山形県においては「主体子ども」が小学校では43%、中学校では44%である。秋田県においては、小学校と中学校とでの主体の割合に差がある。この点に関して、佐藤・浦野(2015)は、小学校に比べ、中学校の方が「育成」という教師主体の表現が多く見られることを、教師の教育観の違い、広い意味での子どもの「学び」に対する教師のスタンスの違いから生じるものと思われると指摘しているが、秋田ではその傾向はいまだに続いていると言える。一方、山形県では「主体子ども」の割合は、小学校・中学校共に同じ程度であり、秋田県での指摘のような校種で異なる傾向は見られない。

## (3) 学校教育目標に含まれるワードの比較

「学校教育目標」に含まれているキーワードを、2025年に秋田県で出現頻度が高かった順に10位まで取り上げ、小中学校共にまとめたものを表3に示す。なお、山形県については、秋田県のワードに合わせてその出現率を示し、網掛け箇所は、11位以下を示す。逆に山形県での10位以上については、小学校では、6位に「地域・ふるさと(19%)」(秋田12位14%)、7位に「拓・ひろく・創(17%)」(秋田14位11%)、9位「愛する・誇り(16%)」(秋田28位3%)等が上位にあるものの、この表には反映されていない。同様に、中学校では、8位「共(15%)」(秋田11位)、9位「愛する・誇り(15%)」(秋田12位)等が上位にあるものの、表には反映されていない。

表3 学校教育目標に多く見られるキーワード

| 校種  | キーワード               | 秋田県 |    | 山形県 |    |
|-----|---------------------|-----|----|-----|----|
|     |                     | 実数  | 割合 | 実数  | 割合 |
| 小学校 | たくまし                | 61  | 39 | 67  | 37 |
|     | 夢(夢, 夢に向かって)        | 49  | 31 | 19  | 10 |
|     | 豊か                  | 45  | 28 | 40  | 22 |
|     | 心                   | 42  | 27 | 56  | 31 |
|     | 学(学ぶ, 学習)           | 36  | 23 | 48  | 26 |
|     | 生きる(生きる力, 生き方)      | 33  | 21 | 25  | 14 |
|     | 未来・あす・将来            | 31  | 20 | 30  | 16 |
|     | 共                   | 29  | 18 | 18  | 10 |
|     | かしこい                | 27  | 17 | 27  | 15 |
|     | 自ら(自主, 自律, 自立, 主体的) | 26  | 16 | 35  | 19 |
| 中学校 | たくましい               | 35  | 35 | 25  | 25 |
|     | 自ら(自主, 自律, 自立, 主体的) | 28  | 28 | 42  | 42 |
|     | 心                   | 27  | 27 | 24  | 24 |
|     | 生きる(生きる力, 生き方)      | 27  | 27 | 23  | 23 |
|     | 豊か                  | 25  | 25 | 19  | 19 |
|     | 未来                  | 23  | 23 | 11  | 11 |
|     | 学(学ぶ, 学習)           | 22  | 22 | 19  | 19 |
|     | 創造拓く                | 22  | 22 | 16  | 16 |
|     | 高める                 | 18  | 18 | 10  | 10 |
|     | 志                   | 16  | 16 | 9   | 9  |

N<sub>小秋田</sub>=158 N<sub>中秋田</sub>=99 N<sub>小山形</sub>=182 N<sub>中山形</sub>=79  
網掛け箇所は山形県で10位以下を示す

秋田県及び山形県の小学校と中学校のすべてに共通して含まれているワードは、「たくましい」「心」「豊か」「学(学ぶ, 学習)」「自ら(自主, 自律, 自立, 主体的)」の5つがあり、いずれも情意面へのフレーズである。なかでも、「たくましい」は1位あるいは2位に位置付いている。「たくましい」は、小学校では「たくましく 心豊かな子どもの育成」と心身共に健康と受け取れる表現のものもあるが、

「夢高く 心たくましく 学び合う〇〇小の子」というように、心のたくましさを表すものも多く見られる。中学校では「豊かな感性と知性を身に付け、たくましく未来を切り拓く生徒の育成」というような心のたくましさを表現するワードと解釈するのが妥当と思われる。また、「心」は「心豊か」「心身ともに」「心を育む」等、「たくましい」と同様に他のワードと結びつきながら用いられており、情意面・態度面を基盤とした教育観が「学校教育目標」の中核に位置づけられていると言えよう。さらに、「学（学ぶ、学習）」についても、「自ら学ぶ」「学びを深める」「共に学ぶ」というように学ぶ姿勢を表すものが多く、これも内面である態度あるいは情意面と強く結び付いて捉えられていると言える。繰り返しになるが、これらのワードは、いずれも児童生徒の内的成長や未来志向を示すワードであり、「学力」というワードで象徴されることが多い単なる知識・技能の習得を目指すものではなく、人間性全体の育成を重視する姿勢が強く表れていると言える。

さらに、頻出語を「知・徳・体」の三要素の観点から整理すると、「心」「思いやり」「夢」など徳育的要素に関わる語の比重が相対的に高い。一方で、「学び」「考える」といった知育的要素、身体的に「たくましい体」といった体育的要素も一定数見られ、全体的には三要素の調和を志向する教育観が言語レベルで表出していると考えられる。

また、「心」を中心とした情意的語彙が多く、教育目標が児童生徒の全人的成長を強く意識して構成されているとも言える。このことは、「自己実現」あるいは「自己の生き方」というような「子ども自身の生き方」という視点から設定された「学校教育目標」が多い傾向にあり、「健康体力」や「学力向上」という視点からのものは少ないと指摘した（佐藤・浦野、2015）傾向が、変わっていないことを示していると言える。

両県を比較すると、小学校での「夢（夢、夢に向かって）」や「生きる（生きる力、生き方）」や、中学校での「未来」や「高める」といった「未来志向」のワードが秋田県においては多く、山形県では少ない。逆に、表にはないが、山形県の小学校では「地域ふるさと」や「愛する・誇り」、中学校でも「愛する・誇り」等、郷土に関わるようなワードが10位以内に入っている等の相違がある。また、山形県では「自ら（自主、自律、自立、主体的）」が特に中学校において4割を超えていることが特徴的と言える。

#### (4) 「学校教育目標」の記述の違い

両県において、多く見られる「学校教育目標」の記述形態は、標語的な表現で示されている。例えば、「心豊かな 創意に富んだ たくましい生徒の育成」というように体言止めの一文で記述されている。次に、この標語の後に副題を記すものがある。また、副題ではなく、下位目標的に、いくつかの望ましい姿を「学校教育目標」の中に、続けて記述してあるものもある。さらに、「学校教育目標」とは別に「めざす子ども像」のような項目を立て、そこに下位目標を記述するという形態のものも多く見られる。

その中で、上記で言う下位目標的なものを、「学校教育目標」として、「1. …… 2. ……」というように列記する形で表現している形式のものが、山形県小学校で5校（3%）、中学校で9校（9%）見られ、それらはいずれも「子ども像」を記述するものである（以下、本稿ではこのような記述の内容やスタイルを「列挙型」と称する）。その多くは、特定の教育事務所管内に集中しており、記述方法に歴史的あるいは行政的な指導や方針が関わっているのかもしれない。なお、後述する「学校要覧」の調査では、秋田県内でも同様な「列挙型」が過去には見られている。その歴史的経緯については、今後の検討課題と言えよう。

#### (5) 秋田県において 2025 年度に「学校教育目標」を変更した学校

浦野（2025）で収集した 2024 年の秋田県における「学校教育目標」一覧と 2025 年収集ものごとを比較し、2025 年に「学校教育目標」が改訂されたと思われる学校の数を集計した。ただし、副題等がある場合は、

その副題等は取り上げずに、主題のみを対象にカウントをした。その結果を、表4に示す。小学校・中学校でいずれも、一割程度の学校が改訂をしている。この内、およそ半数は校長が4月に着任後まもない期間（赴任後2週間～ヶ月程度と思われる）で改訂し、新たな「学校教育目標」を設定している。逆説的に見れば、2025年度に着任した校長の内、小学校では84名（91%）、中学校では53名（93%）の校長は改訂を行っていないことになる。すなわち、多くの校長は着任の初年度には改訂をせず、更に翌年度に改訂を試みる校長も少ないことを示している。

表4 秋田県において2024年度と2025年度の学校教育目標が不一致（改訂された）の学校数

|     | 改訂された学校数 | 校長着任時期 |      |       |
|-----|----------|--------|------|-------|
|     |          | 当年4月   | 前年4月 | 2年以上前 |
| 小学校 | 16校(10%) | 4名     | 3名   | 2名    |
| 中学校 | 9校(9%)   | 8名     | 7名   | 1名    |

さらに、この調査時には秋田県では3年以上継続して同一校に勤務する校長は、小学校で14名（8%）、中学校で10名（9%）と少数であり、在任期間が短期であることがわかる。このような背景からは、全体的には改訂を試みる校長の絶対数は少ないが、改訂を行う校長の半数が赴任時に改訂を行っていることになる。すなわち、初年度に改訂をした校長は、特異な校長と言えるのかもしれない。

このようなことから、「学校教育目標」の改訂を実施する主たる根拠は、秋田県においては、学校の状況を詳細に把握し、それに基づく改訂というよりは、校長の教育観あるいは経営に対する思い入れ等が強く反映されているケースが多いのではないかと推測できる。後述するが、筆者らの校長経験者は、いずれもこれに相当する。一方、当該校での一年間の校長としての経験を基に改訂を進めたと思われるケース（PDCAサイクルに基づく）も同程度あることがわかる。

浦野（2025）の指摘では、秋田県において2014年と2024年の比較を通して、この11年間で、「学校教育目標」は小学校では6割弱、中学校では7割が入れ替わっている。今回の2025年度の改訂率が一割弱であることから単純に推測すると、この11年間に複数回の改訂を行った学校がある程度あるということが考えられる。

## （6）「学校教育目標」の改訂の割合—秋田県における抽出2校の歴史の変遷を事例に

上記の調査結果から、「学校教育目標」の記述方法、改訂の時期あるいは改訂のきっかけ等を、歴史的にその変遷を追跡することが重要と捉え、「学校要覧」を長期にわたって保管してある学校の有無を探索的にあたったところ、「学校要覧」を長期にわたって保存をしている秋田県内の小学校と中学校の各一校において、1960年代あるいは1970年代から2025年度までの「学校要覧」を閲覧することができたので、その資料を整理し、「学校教育目標」の内容やその呼称・形態、校長の着任時期の一覧を作成した。それが表5である。なお、以下では、それぞれの学校を「A小学校」「B中学校」と呼ぶことにする。

これを基に、「学校教育目標」あるいはそれに類似するものがどのような形態で表現されてきたのかという変容の系譜、またその具体的な文言の変容、あるいはその改訂・更新のタイミング等について整理をした。

### 6-1 「学校の教育の目標」を表現する用語

「学校教育目標」をどのように記述しているかの変遷に注目して整理すると、次のようになる。

「A小学校」では、1974年には「教育目標」のもとに、図化された望ましい児童像として「やりぬく子ども」、望ましい学校像として「明るい学校」、望ましい教師像として「敬愛される教師」が示され、その回りに各々4つの具体が配置される構造になっている。前述の「列挙型」に近いが、列記されているものは多岐にわたっている。

表5 抽出した二校の学校教育目標の変遷

| A小学校          |                             |  | 時間軸      |          | B中学校                               |  |   |          |
|---------------|-----------------------------|--|----------|----------|------------------------------------|--|---|----------|
| 教育目標の表現・見出し語  | 具体的な標語                      | 下位目標等  | 校長<br>責任 | 年度       | 教育目標の表現・見出し語                       | 教育目標・学校教育目標  | 下位目標等   | 校長<br>責任 |
|               |                             |  | 改訂       | S44 1969 | 学校経営概要<br>教育目標                     | 徳性豊かな、学力のある、そして健康な生徒の成長を<br>目ざし、国家、社会の幸福と進歩のために尽くす人間を<br>育てる。  | (1) 積極性に富み、実行力のある生徒を育てる。<br>(2) 礼儀正しく、明かな生徒を育てる。<br>(3) 規律を守り、よりよい社会の建設に努力する<br>生徒を育てる。<br>(4) 自主的、創造的に学習する生徒を育てる。<br>(5) 生命を尊重し、強い体力をつくる生徒を育<br>てる。  | 責任       |
|               |                             |  |          | S45 1970 |                                    |  |   |          |
|               |                             |  | 小実施      | S46 1971 |                                    | 徳性の豊かな、学力のある、そして健康な生徒の成長を<br>目ざし、国家・社会の幸福と進歩のために尽くす人間を<br>育てる。   |   |          |
|               |                             |  | 伊実施      | S47 1972 |                                    |  |   |          |
|               |                             |  | 着任       | S48 1973 |                                    |  |   | 責任       |
|               |                             |  |          | S49 1974 |                                    |  |   |          |
| 教育目標          | やりぬく子ども 明るい学校<br>敬愛される教師    |  | 着任       | S50 1975 | 欠損                                 | 欠損   |   | 責任       |
| 望ましい児童<br>像   | たくましい子ども                    | ・たしかな学力を持つ子ども<br>・ねばり強い心を持つ子ども<br>・進んで奉仕する子ども                  | 着任       | S51 1976 | 学校経営の概<br>要<br>I. 教育目標             | 徳性の豊かな、学力のある、そして健康な生徒の成長を<br>目ざし、社会の幸福と進歩のために尽くす人間を育<br>てる。【国家が清える】  | ○集団のまとまりを守り、実行力のある生徒<br>○礼儀正しく、明かな生徒<br>○主体的、創造的に学習する生徒<br>○積極的で、進んで奉仕する生徒<br>○生命を尊重し、強い体力をつくる生徒  | 責任       |
| ○小のめざす<br>もの  |                             |  |          | S52 1977 | 改訂                                 | 心の豊かな、学力のある、そして健康な生徒の成長を<br>目ざし、社会の幸福と進歩のために尽くす人間を育<br>てる。   |   | 責任       |
|               |                             |  | 着任       | S53 1978 |                                    |  |   |          |
|               |                             |  |          | S54 1979 | 小実施                                |  |   | 責任       |
|               |                             |  |          | S55 1980 |                                    | 自分だけの生活の保障を求めず、人としてより根本的な<br>ものに献身する人間を目ざし、心の豊かな、学力のある<br>健康な生徒を育てる。   | ○自分を誇りとし、大事にする生徒<br>○主体的に判断し、主体的に行動する生徒<br>○集団のまとまりを守り、実行力のある生徒<br>○自主的、創造的に学習する生徒<br>○礼儀正しく、明瞭で、積極的な生徒<br>○生命を尊重し、強い体力をつくる生徒   |          |
|               |                             |  | 中実施      | S56 1981 |                                    |  |   |          |
|               |                             |  | 着任       | 〃        |                                    |  |   | 責任       |
|               |                             |  |          | S57 1982 |                                    | 前書きがなくなる<br>1. 自分に誇りを持ち、自分をたけつする生徒<br>2. 自分の意見を堂々と述べるとともに、他人の意見もよく聞き<br>協力する生徒<br>3. みんなで協力するとともに、自分の責任を果たす生徒<br>4. 自分で学習を計画し解決の努力をする生徒<br>5. 明るく、元気な心を持つ生徒<br>6. からだを鍛えるとともに何事にも負けない強い意志を持つ生徒 | 「教育目標」の後の前書きがなくなり、本文に<br>移動   | 責任       |
| 教育目標          | 心豊かなたくましい子どもの<br>育成         | 教育目標の下位に子ども像(変)<br>・ねばり強い子ども<br>・思いやりのある子ども<br>・進んで奉仕する子ども     | 着任       | S58 1983 | 学校経営の概<br>要<br>II. 教育目標            | 1. 集団のまとまりを守り、自分の責任を果たす生徒<br>2. 他人に対し感謝やいたわり心を持ち、協力する生徒<br>3. 自分で学習を計画し、解決する生徒<br>4. 礼儀を重んじ、明瞭で進んで奉仕する生徒<br>5. 強い意志と忍耐力を持ち、心と体を鍛える生徒   | 1. 教師の姿勢の確立(教育観)が先頭になり、<br>教育目標は科目ご<br>に明確の日本の実情は教育からと変われているが、再<br>建後の経済復興の急務な状況のなかで、心の豊か<br>さを身にたぐうべきでない程度で、再び学校教育<br>の在り方が問われている。このような状況の時<br>も、教師は自らの教育観を確立し、信念をもって<br>目の経営を遂行しなければならない。 |          |
|               |                             |  | 着任       | S59 1984 | I 学校経営の概<br>要<br>II 教育目標           |  | 学校経営から独立して(II)となる<br>I 学校経営の概要<br>1. 経営にあたって<br>2. 教師の姿勢の確立(教育観)<br>3. 心の豊かたくましい生徒を育てる<br>4. 学習環境の改善と整備<br>II 教育目標<br>III 今年度の重点と内容   |          |
|               |                             |  |          | S60 1985 | II 学校経営の概<br>要<br>III 教育目標         | 内容ほぼ同一【I】が追加<br>1. 集団のまとまりを守り、自分の責任を果たす生徒【責任】<br>2. 他人の立場を理解し、協力する生徒【協力】<br>3. 自分で学習を計画し、解決する生徒【自主力】<br>4. 礼儀を重んじ、進んで奉仕する生徒【礼儀】<br>5. 強い意志と忍耐力を持ち、心と体を鍛える生徒【忍耐】                                | II 学校経営の概要<br>1. 経営にあたって<br>2. 教師の姿勢の確立(教育観)<br>3. 心の豊かたくましい生徒を育てる<br>4. 学習環境の改善と整備<br>III 教育目標<br>IV 今年度の重点と内容   |          |
|               |                             |  | 着任       | S61 1986 | II 経営にあつ<br>て<br>III 教育目標          |  | II 経営にあつて<br>1. 教師の姿勢の確立(教育観)<br>2. 心の豊かたくましい生徒を育てる<br>3. 学習環境の改善と整備<br>III 教育目標<br>IV 今年度の重点と内容  | 責任       |
| 本校教育の目<br>標   | 一人ひとりの児童の豊かな人<br>間性をほぐくむ教育  | 教育目標の下位に子ども像(順に変)<br>・ねばり強い子ども<br>・思いやりのある子ども<br>・進んで奉仕する子ども   | 着任       | S62 1987 |                                    | 1. 自主的に学習する生徒<br>2. 思いやりのある生徒<br>3. 健康でたくましい生徒   |   |          |
|               |                             |  | 着任       | S63 1988 | II 〇卒業学校<br>経営の方針<br>I. 学校教育<br>目標 | 学校教育目標(名称変更)<br>能力ある充実した学校生活を通して、心豊かたくま<br>しく、未来を切りひらく意欲ある生徒の育成をめざす。<br>特に意欲的に次のことを実践できる生徒の育成を図る。<br>【次のことは右欄に記載】  | 1980(S55)までのスタイルにもと<br>づ  | 責任       |
|               |                             |  | 改訂       | H1 1989  |                                    |  |   |          |
|               |                             |  |          | H2 1990  | II 〇卒業学校<br>経営の方針<br>I. 教育目標       | 教育目標(名称戻)<br>能力ある充実した学校生活を通して、心豊かたくま<br>しく、未来を切りひらく意欲ある生徒の育成をめざす。「特<br>に」の行がなくなる   | (1) 自主的に学び続ける生徒。<br>(2) 思いやりのある生徒<br>(3) 健康でたくましく進んで<br>いる生徒。   | 責任       |
| 学校経営の基<br>本目標 | 21世紀に生きる日本人の育成<br>をめざす学校の創造 | 下位に: 望ましい児童像<br>・心身共に健康な子供<br>・意欲をもって学び続ける子供<br>・思いやりとまじきのある子供 | 着任       | H3 1991  |                                    |  |   |          |
|               |                             |  | 小実施      | H4 1992  |                                    |  |   | 責任       |
|               |                             |  | 中実施      | H5 1993  | II 〇卒業学校<br>経営の概要<br>I. 教育目標       |  |   | 責任       |
|               |                             |  |          | H6 1994  |                                    | 未来を切り開く、心豊かで意欲ある生徒を育てる   | (1) 未来に夢を持ち、主体的に学ぶ生徒<br>(2) 仲間意識が高く、思いやりのある生<br>徒<br>(3) 働き合い、健康でたくましい生徒  |          |
|               |                             |  |          | H7 1995  | 欠損                                 | 欠損   |   |          |
|               |                             |  | 着任       | H8 1996  |                                    |  |   | 責任       |
|               |                             |  |          | H9 1997  |                                    |  |   | 責任       |

学校教育目標の設定と変容に関する調査 その2

－ 2025年の秋田県と山形県の比較と秋田県の抽出校における歴史の変遷－ 【浦野】【伊藤】【菊地】【斉藤】

|  |  |  |  |    |            |     |      |                                     |  |   |       |            |
|--|--|--|--|----|------------|-----|------|-------------------------------------|--|---|-------|------------|
|  |  |  |  | 着任 | 改訂         | H10 | 1998 |                                     | 未来を切り開く、心豊かで意欲ある生徒を育てる<br>～「笑顔の〇中・太陽の学校」づくり～ | 副題が入る<br>(1) 以下は同じ  |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H11 | 1999 | 旧〇南高等学校<br>の理念<br>1.経営の理念<br>2.教育目標 | 未来を切り開く、心豊かで意欲ある生徒を育てる<br>～やる気 思いやり たくましさ～   | 経営の理念<br>が新しく、たのしく<br>(1) 以下は同じ   | なつかしく | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | H12 | 2000 |                                     | 志に生きる<br>～夢ありてチャレンジ 挑戦・結果・向上～                |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H13 | 2001 | 旧〇南高等学校<br>の理念<br>1.経営の理念<br>2.教育目標 |  | (1) [み] 未来に夢や志をもち、主体的に学ぶ<br>生徒・職員<br>(2) [な] 仲間意識が高く、友愛と思いやりの<br>ある生徒・職員<br>(3) [み] 磨き合い、健康でたくましい生徒・<br>職員  |       | 着任         |
|  |  |  |  | 着任 | 小実施<br>中実施 | H14 | 2002 | 旧〇南高等学校<br>の理念<br>1.経営の理念<br>2.教育目標 |  | (1) [み] 未来に夢や志をもち、主体的に学ぶ<br>生徒・職員<br>(2) [な] 仲間意識が高く、友愛と思いやりの<br>ある生徒・職員<br>(3) [み] 磨き合い、健康でたくましい生徒・<br>職員  |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H15 | 2003 | 学校教育目標<br>1.経営の理念<br>2.教育目標         | 志に生きる～個性豊かにたくましく～                            | 「めざす人間像」<br>[み] 未来への夢や志をもち、主体的に学ぶ人<br>間<br>[な] 仲間と連携し、友愛と思いやりのある人<br>間<br>[み] 磨き合い、励まし合う、健康でたくまし<br>い人間<br>生徒・職員⇒人間に表現が変わる「…体」<br>等はナン  |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | H16 | 2004 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  | 着任 |            | H17 | 2005 | 学校教育目標                              | 志に生きる～日々新たな自分磨きの旅                            |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | H18 | 2006 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  | 着任 |            | H19 | 2007 |                                     | 志に生きる～いまを大切に、いまを全力で～                         |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | H20 | 2008 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H21 | 2009 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H22 | 2010 | 学校教育目標<br>1.経営の理念<br>2.教育目標         | 志に生きる～燃えよ、伸びよ、層高く～                           |   |       | 着任         |
|  |  |  |  | 着任 | 小実施        | H23 | 2011 |                                     | 志に生きる～燃えよ〇中！伸びよ〇中！                           |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H24 | 2012 |                                     |  |   |       | めざす生徒像無くなる |
|  |  |  |  |    |            | H25 | 2013 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  | 着任 |            | H26 | 2014 |                                     | 志に生きる～夢と誇りをもって、前向きに                          | 目指す生徒像<br>・高い志と明確な目的意識をもって、自身の進<br>路実現に向けて何事にも努力する生徒<br>・郷土愛と自愛、そして世界へ社会貢献する<br>志をもった生徒<br>・グローバルな視野をもって社会で活躍できる<br>素地を身に付けた生徒  |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H27 | 2015 |                                     |  | 目指す生徒像<br>〇夢や「目標」に向かって努力する生徒～未来<br>への夢や目標をもち、心身共に健康で、向上心<br>のある生徒<br>〇中学生としての「誇り」をもった生徒～感謝<br>の心を大切に、時を守り、場を清め、礼を重ん<br>じる生徒<br>〇「磨き合い」を促し、なげや行動ができる生徒～他者<br>の考えや気持ちを尊重しつつ、自分の考えを<br>堂々と伝える生徒    |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H28 | 2016 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | H29 | 2017 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | H30 | 2018 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | R1  | 2019 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | R2  | 2020 | 学校教育目標<br>志に生きる～みらののちから層高く          |  | 目指す生徒像<br>〇心豊かな心とたくましく、地域と共に成長する生<br>徒～様々な人とのふれあいを通じて、地域や社<br>会に貢献できる生徒～<br>〇「夢や目標」に向かって努力する生徒～未来<br>への夢や目標をもち、心身共に健康で、向上心<br>のある生徒～<br>〇中学生としての「誇り」をもった生徒～感謝<br>の心を大切に、時を守り、場を清め、礼を重ん<br>じる生徒～ |       |            |
|  |  |  |  |    |            | R3  | 2021 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | R4  | 2022 |                                     |  |   |       |            |
|  |  |  |  |    |            | R5  | 2023 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | R6  | 2024 |                                     |  |   |       | 着任         |
|  |  |  |  |    |            | R7  | 2025 |                                     |  |   |       | 着任         |

翌年以降は図の形態ではなく、「望ましい児童像」や「A小学校のめざすもの」として「教育の目標」が記述されるようになる。いずれも、「たくましい子」という標語のもとに3つの望ましい子ども像が記述されている。その後1983年に「経営の概要」の二番目の項目として「教育目標」という見出しになり、目標の標語等には多少の変更があるが、同様の形態で下位目標として「子どもの姿」が示され、それに続いて「教師の信条」「こんな学校」という見出しの教師像・学校像を示している。その後、見出しは「本校教育の目標」となるが、ほぼこのような記述が続く。1991年に見出しが「学校経営の基本目標」となり、経営上の目標を記述しているが、その下位に「望ましい児童像」として文言は異なるが従来のような3つの子ども像を示している。1993年には、上位にある「学校経営の基本目標」は経営上の記述から子どもの育成という視点の記述に変わり、下位にある「望ましい児童像」も「望ましい子供像」になる。2004年には、下位にある「望ましい子供像」に前書きが入り、その下位目標としてこれまでと同様に3つの子ども像が記述されている。翌2005年には「学校経営の基本目標」が「学校教育目標」という見出しになり、下位の「望ましい子供像」は「めざす子供像」となり、これまで同様に3つの子ども像で記述される形態になる。それが長く続いたが、2023年からは「学校教育目標」は「教育目標」になっている。1975年以降、目標の標語があり、下位目標等として「望ましい児童像」が記述される形態が一貫して続いている。

一方、B中学校では、「学校経営の概要」の中の一項目として「教育目標」が位置付き（一番目でない時期もある）記載されたり、あるいは「学校経営の概要」と「教育目標」が併置されたりしていた期間が長い。その間、1982年には前書きがなくなり、「教育目標」には従来の下位目標であったものが、6つ挙げられる形態に変わり、「列挙型」のスタイルになる。この「列挙型」のスタイルは、1986年まで続く。翌1983年には「学校経営の概要」の一項目は「教師観」になり、「教育目標」は四項目なるが、その表現形態は前年度と同一である。翌1984年には、「教育目標」は「学校経営の概要」と併置の形態になり、その表現形態は同一である。1988年に一度「学校教育目標」と記され、前書きも設けられるが、2年で見出しは元の「教育目標」に戻り、その後20年近くその形態が続いた。1994年に標語が加わり、1999年には標語に副題が付くようになる。さらに、2000年に標語として「志に生きる」が設定され、その副題は時々変わりはするが、現在まで20年を超えてこの形態が継続している。なお、2003年に再び「教育目標」は「学校教育目標」という見出しに変わっている。

以上のことより、「列挙型」の開始時期は両校の間でズレがあり、特にA小学校での終了時にB中学校で開始している点などから、その表現について指導や申し合わせが広範囲で行われていたとは考えにくい。また、1970年代は「教育目標」という文言で語られており、B中学校では1988、89年度は「学校教育目標」と記されているが、2000年過ぎまで「教育目標」が使用されている。その後、B中学校では2003年度、A小学校では2005年度から「学校教育目標」となる。その後、A小学校では2023年度に再び「教育目標」となり、2025年度まで続いている。一方、B中学校は2025年度まで「学校教育目標」となっている。

## 6-2「学校教育目標」等を更新するタイミング

「学校教育目標」は校長の方針に基づき、校長が定めるものであるため、改訂をする意思決定がなされた時期が、赴任とはほぼ同時期か、あるいは一年以上当該校に勤務し、当該地域・当該校の諸事情・情報を十分に知り得た後なのかを判断するために、「学校教育目標」が改訂された時期・タイミングに着目した。その結果を、表6に示す。

校長着任の前年度の「学校教育目標」が確認できる年度、すなわち、A小学校では1975年度、B中学校では1973年度以降に、新たに着任した校長は、A小学校では19名、B中学校では23名（内、1名の着任時の学校要覧が欠損しているため、除外し、以後は22名で処理をする）である。その内、A小学校では13名（68%）、B中学校では15名（68%）が、軽微な修正をも含めて「学校教育目標」等

の改訂を行っている。  
また、重複もあるが翌年度に改訂は、A小学校で6名(32%)、B中学校で9名(41%)である。7割弱の校長が、新規に赴任し

表6 A小学校とB中学校における校長着任時期と学校教育目標等の改訂時期  
(赴任時の学校要覧がない場合を除く)

|                | 当該年度以降から着任した校長の数 | 着任時に改訂した校長数 | 着任後1年で改訂した校長数 | 着任後2年以上で改訂した校長数 |
|----------------|------------------|-------------|---------------|-----------------|
| A小学校(1977年度から) | 19名              | 13名(68%)    | 6名(32%)       | 4名(21%)         |
| B中学校(1970年度から) | 22名              | 15名(68%)    | 9名(41%)       | 4名(18%)         |

た際に、改訂を試みていることがわかる。これは、前述の秋田県において、2025年度に新たに赴任した校長が改訂をしたのは1割程度である状況と比較すると、A小学校やB中学校が秋田県を代表する典型的な事例とは言えないかもしれない。その理由として、校内に教育実践を継続していくような研究的な雰囲気が伝統的にあるが故に、「学校要覧」という資料を保管し続けることが出来ている学校ではないかとも判断できる。ただし、表5の直近10年間での新規着任者8名に限ると改訂率は3割程度であり、近年は改訂する校長が少なくなっている傾向にあるとも解釈できる。

#### 4. ホームページの在り方

今回の調査でも、3(1)で述べたように、学校のホームページを見出すことができなかつた学校が存在した。市町村教育委員会のホームページにある当該の教育委員会の管理下にある学校のリンク集から一部の学校のホームページにたどれなかつた事例や、そのような案内さえないところもあった。各学校のホームページにたどれたとしても各学校のホームページ内で、「学校教育目標」を見出すことが出来ないケースや、保護者向けパスワードを要求され、「学校教育目標」を閲覧できないケースもあった。このような件数も「学校のホームページ等を見出せない学校の数」と「学校のホームページはあるがその内に「学校教育目標」等を見出すことができなかつた学校の数」として、表1に示した。

浦野(2025)と比較すると、秋田県内でのこれらの比率は低くなってきている。しかし、前述のように過年度のものがあるまま張られているというケースはまだ見られる。秋田県と山形県とを比較すると、表のように山形県の方がその整備率は低いが、両県ともさらなる充実が求められるところとである。

「学校教育目標」、「学校経営案」あるいは「ランドデザイン」等を一般市民、とりわけ地域の住民等に情報提供をすることは、「開かれた学校」として必要なことである。以前であれば、学校区内の全家庭にこれらを「学校報」として配付している学校等も見られたが、駅構内に掲示されていた時刻表が無くなり、生活に必要な情報は運営会社のホームページからのみ参照するような時代になった現在、学校のホームページが無い、あるいはそこに当該校の目指す教育の理念等が掲載されていないという事態はそろそろ解消すべきと思われる。

また、過年度のものしかない、あるいは夏休み前になっても新年度のものに更新されていないという放置のような状況は避けたいところである。さらに、計画・予定だけの掲載ではなく、改善プランに基づく具体的な実践事例の解説等が発信される学校が出現することを期待したい。

#### 5. まとめにかえて

校長が新任校に赴任して最初に作成・決定する仕事の一つに、この「学校教育目標」がある。そこにはいくつかの課題がある。例えば、

- ア) 着任後、数日あるいは半月程度で、校長として意思決定をし、確定しなければならず、しかも、この設定は、校長の専決事項と捉えて差し支えないであろう
- イ) しかし、新任・転任の校長は当該地域・当該校の諸事情・情報を知り得ていない
- ウ) このような状況下で、新たなものを設定できる校長には、上記イ)を上回る「教育観」等が求められることになる
- エ) その後、校内の全教員間で共有すべき学校の「ランドデザイン」は、上記のようなプロセス

を経て確定した「学校教育目標」を核にして導かれる

オ) すなわち、場合によっては、熟考することなく急ごしらえの「学校教育目標」が金科玉条のごとく核となって振る舞うことになるということが想定できる

一方、筆者らの内、三名は秋田県内での校長経験者である。この三名が、「学校教育目標」を設定するにあたって進めた手順には、およそ次のような共通点があった。

- a) 直近の数年から十数年前までの「学校教育目標」を参照している
- b) 校長自身の課題・問題意識を重視している
- c) 当該校だけではなく、地域や市という広いエリアの課題意識を強く持っている
- d) 「学校教育目標」を変えることによって、教職員の意識改革を促し、意欲を引き出したいと言うねらいを持っている

さらに、一名は、当該校において、以前に教諭と教頭の経験を有していた。もう一名も学区が隣接する学校での教諭や教頭の経験を有していた。このことから、

e) 当該校あるいは近隣校の在職経験が、課題に効果的に働いていたと感じている  
 というような特徴がみられる。このような共通点は、上記イ)ウ)の課題に応えうる一つの視点と言える。しかし、一方で先入観により処理をすることにもなり、大きな改革に繋がらない可能性もある。

そのような背景の中で、本稿においては、2025年度に新たに赴任した校長の内、一割程度の校長はこの課題に立ち向かっている状況があることを示したが、残る9割の校長は敢えて挑戦をいどんではいなどと言える。一方で、抽出した二校の事例では、6割を超える割合で、新たに赴任した校長が改訂をしている。その違いを明らかにすることは、今回は出来ていない。しかし、この二年間で収集した「学校教育目標」の実情は、上記課題に対して、いくばくかの情報を提供できたと考える。

抽出した二校の「学校要覧」の分析は、今回の「学校教育目標」の整理のみならず、「学校要覧」にある経営方針その他の情報と精査しながら、今後も分析を進める必要があるように思える。憶測になるが、前述のように、50年以上にわたり資料を保管し続けてきたということは、当該校が教育実践の改善を積極的に推進してきた学校と推測ができ、そのような学校に教育委員会は意欲あるいは実力のある校長を異動させていたのかもしれない。その点からも、改訂をすすめた校長の意図を「学校要覧」から読み取ることが必要といえよう。

## 謝辞

本研究にあたり全面的にご協力下さった秋田県内のA小学校及びB中学校の関係教職員の皆様に、深謝いたします。

## 参考文献

秋田県教育委員会 (2024) 令和6年度学校統計一覧

[https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\\_0000000522\\_00/R6%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%B1%E8%A8%88%E4%B8%80%E8%A6%A7%EF%BC%88%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%EF%BC%89%E3%80%90R6.11.13%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E3%80%91.pdf](https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000000522_00/R6%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%B1%E8%A8%88%E4%B8%80%E8%A6%A7%EF%BC%88%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%EF%BC%89%E3%80%90R6.11.13%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E3%80%91.pdf)  
 (2024年12月2日参照)

秋田県教育委員会 (2025) 令和7年度学校統計一覧

[https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\\_0000000522\\_00/R7%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%B1%E8%A8%88%E4%B8%80%E8%A6%A7%EF%BC%88%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%EF%BC%89.pdf](https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000000522_00/R7%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B5%B1%E8%A8%88%E4%B8%80%E8%A6%A7%EF%BC%88%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%EF%BC%89.pdf) (2025年12月20日参照)

浦野弘 (2025) 学校教育目標の設定と変容に関する調査－秋田における2014年と2024年の比較を通して－. 経済論集. 23号、ノースアジア大学総合研究センター経済研究所

上滝孝治郎・山村賢明・藤枝静正(1978)日本の学校教育目標. ぎょうせい

佐藤光咲・浦野弘(2015)学校教育目標の設定とその教育課程へ具現化の事例－秋田における事例を通して－. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要. 37号、pp.247-254

沢井昭男(1981)学校教育目標に関する実証的研究. 日本教育行政学会年報. 7巻、pp.185-208

山形県教育局教育政策課(2024)令和6年5月1日現在山形県学校名鑑

<https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuinkai/chousatoukei/gakkoumeikan/gakkomeikan/meikanbacknumber/r6gakkoumeikann.html>(2025年8月1日参照)

山形県教育局教育政策課(2025)令和7年5月1日現在山形県学校名鑑

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/31108/gakkomeikanmatome.pdf>(2025年12月20日参照)

## 經濟研究所所員名簿

|         |         |
|---------|---------|
| 所 長     | 道 端 忠 孝 |
| 運 營 委 員 | 國 井 法 夫 |
| 運 營 委 員 | 中 澤 翔   |
| 編 集 委 員 | 市 原 光 匡 |
| 編 集 委 員 | 深 澤 泰 郎 |
| 所 員     | 石 川 竹 一 |
|         | 石 川 雅 敏 |
|         | 浦 野 弘   |
|         | 坂 元 浩 一 |
|         | 佐 藤 元 治 |
|         | 錢 谷 秋 生 |
|         | 谷 川 琴 乃 |
|         | 津 谷 篤   |
|         | 野 口 秀 行 |
|         | 森 本 敦 志 |

(五十音順)

## 執筆者紹介

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 川村 寿紀 | ノースアジア大学総合研究センター客員研究員             |
| 坂元 浩一 | ノースアジア大学経済学部教授<br>ノースアジア大学経済学部学部長 |
| 銭谷 秋生 | ノースアジア大学経済学部教授                    |
| 道端 忠孝 | ノースアジア大学総合政策学部教授                  |
| 浦野 弘  | ノースアジア大学経済学部教授                    |
| 伊藤 栄二 | 元秋田市教育研究所所長                       |
| 菊地 一仁 | 元秋田県総合教育センター副所長                   |
| 斉藤 孝雄 | 元秋田県教育庁義務教育課主幹                    |

(掲載順)

## 経済論集 第24号

---

2026年（令和8年）3月31日発行

編集・発行 ノースアジア大学総合研究センター経済研究所  
秋田市下北手桜守沢 46-1  
TEL 018-836-4531 FAX 018-836-6530  
URL <http://www.nau-grc.jp/>

印刷 株式会社 塚田美術印刷  
秋田市大町1丁目6-6  
TEL 018-823-5551(代)

---

# KEIZAI RONSHU

THE ECONOMIC JOURNAL  
OF  
NORTH ASIA UNIVERSITY

---

No.24

March 2026

---

## CONTENTS

### Articles

- Case Studies on the Development of Tourism Businesses in Commercial Education  
..... KAWAMURA Toshinori
- Private-led African Economies  
..... AKAMOTO Koichi
- Agent-regret and Conscience. – On the Criticism of Kantianism by B.Williams.  
..... ZENIYA Akio
- On Consumer Laws as Social Laws (2)  
..... MICHIHATA Tadayoshi

### Notes

- A Study on the Content and Transformation of Educational Objectives in Schools (II) :Comparison of Akita Prefecture and Yamagata Prefecture in 2025, and Historical Changes in the Extraction Schools of Akita Prefecture  
..... URANO Hiroshi  
ITOHI Eiji  
KIKUCHI Kazuhito  
and SAITOH Takao

---

Published by

The Institute of Economic Research  
North Asia University General Research Center  
AKITA, JAPAN